

平成27年12月10日開会

平成27年12月18日閉会

(定例第6回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（12月10日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
諸般の報告	5
陳情第5号の取下げについて	5
一般質問	6
11番 瀬石 公夫議員	6
5番 西本 篤史議員	15
3番 松田 規久夫議員	21
12番 石田 修一議員	28
9番 高川 喜彦議員	36
1番 國永美恵子議員	44
4番 清神 清議員	52
議案第56号	58
議案第57号	58
議案第58号	58
議案第59号	58
議案第60号	58
議案第61号	58
議案第62号	58
議案第63号	58
議案第64号	58
議案第65号	58
陳情第6号	64
陳情第7号	64
散 会	64
署 名	65

第2号（12月18日）

議事日程	66
本日の会議に付した事件	67
出席議員	68
欠席議員	68
事務局出席職員職氏名	68
説明のため出席した者の職氏名	68
開　　会	68
会議録署名議員の指名	69
諸般の報告	69
議案第56号	69
議案第57号	69
議案第58号	69
議案第59号	69
議案第60号	69
議案第61号	69
議案第62号	69
議案第63号	69
議案第64号	69
議案第65号	69
陳情第6号	69
議案第66号	71
田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	72
閉会中の継続審査（付託事件）について（総務文教委員会）	73
閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）	73
閉会中の継続調査（特定事件）について（総務文教委員会）	73
閉会中の継続調査（特定事件）について（経済厚生委員会）	74
閉会中の継続調査（特定事件）について（議会広報広聴調査委員会）	74
閉　　会	74
署　　名	75

田布施町告示第54号

平成27年第6回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成27年11月26日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成27年12月10日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

國永美恵子議員

松田規久夫議員

西本 篤史議員

谷村 善彦議員

高川 喜彦議員

瀬石 公夫議員

林山 健二議員

藤山 巖議員

清神 清議員

畠中 孝議員

河内 賀寿議員

木本 睦博議員

石田 修一議員

○12月18日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成27年12月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
定期監査の報告
例月出納検査の報告
議員派遣
各常任委員会の調査報告
- 日程第4 陳情第5号の取下げについて
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第56号
平成27年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第7 議案第57号
平成27年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第8 議案第58号
平成27年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第9 議案第59号
平成27年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第10 議案第60号
平成27年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第11 議案第61号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第12 議案第62号
田布施町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第63号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第64号
田布施町基本構想の変更について
- 日程第15 議案第65号
田布施町基本計画の策定について
- 日程第16 陳情第6号
場外舟券発売場の誘致中止を求める陳情書
- 日程第17 陳情第7号
田布施町庁舎について現在地に新築を要望する陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
 定期監査の報告
 例月出納検査の報告
 議員派遣
 各常任委員会の調査報告
日程第 4 陳情第 5 号の取下げについて
日程第 5 一般質問
日程第 6 議案第 5 6 号
 平成 2 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
日程第 7 議案第 5 7 号
 平成 2 7 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 8 議案第 5 8 号
 平成 2 7 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
日程第 9 議案第 5 9 号
 平成 2 7 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 1 0 議案第 6 0 号
 平成 2 7 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
日程第 1 1 議案第 6 1 号
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
日程第 1 2 議案第 6 2 号
 田布施町税条例等の一部を改正する条例
日程第 1 3 議案第 6 3 号
 田布施町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 1 4 議案第 6 4 号
 田布施町基本構想の変更について
日程第 1 5 議案第 6 5 号
 田布施町基本計画の策定について
日程第 1 6 陳情第 6 号
 場外舟券発売場の誘致中止を求める陳情書
日程第 1 7 陳情第 7 号
 田布施町庁舎について現在地に新築を要望する陳情書

出席議員（13名）

- | | | | | |
|-----|---------|-----|----|-----|
| 1 番 | 國永美恵子議員 | 2 番 | 藤山 | 巖議員 |
| 3 番 | 松田規久夫議員 | 4 番 | 清神 | 清議員 |
| 5 番 | 西本 篤史議員 | 6 番 | 畠中 | 孝議員 |

7 番	谷村	善彦議員	8 番	河内	賀寿議員
9 番	高川	喜彦議員	10 番	木本	睦博議員
11 番	瀬石	公夫議員	12 番	石田	修一議員
13 番	林山	健二議員			

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	上部	能之君	書記	林	大佑君
書記	松原	唯行君	書記	川上	美則君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信	正治君	副 町 長	東	浩二君
教 育 長	尾崎	龍彦君	税務課長	堀川	誠君
経済課長	向山	智章君	建設課長	鳥上	清史君
建設課技幹	田中	和彦君	町民福祉課長	川添	俊樹君
町民福祉課主幹	向山	幸和君	健康保険課長	中田	正美君
会計室長	大島	克己君	学校教育課長	本城	嘉也君
社会教育課長	中村	俊彦君	給食センター所長	中村	和宏君
代表監査委員	今井	清弘君			

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（林山 健二議員） 平成27年第6回田布施町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（林山 健二議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、松田規久夫議員、清神清議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林山 健二議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は12月18日までの9日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（林山 健二議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

今日は定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

○監査委員（今井 清弘君） おはようございます。

監査報告。藤山議員監査委員と実施いたしました監査等の結果について、御報告申し上げます。

まず最初に定期監査ですが、10月5日、6日、13日、14日、16日、19日に行いました結果は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

次に、それぞれの月の出納検査ですが、平成27年9月、10月及び11月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（林山 健二議員） 次に、議員派遣について報告いたします。

9月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、常任委員会における調査の報告は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 陳情第5号の取下げについて

○議長（林山 健二議員） 日程第4、陳情第5号の取下げについてを議題といたします。

平成27年9月1日に提出されました陳情第5号、陳情書、小規模場外舟券発売場「オラレ」の誘致反対の決議については、総務文教委員会に付託され、継続審査となっておりますが、お手元に配付のとおり、陳情者より陳情の取下げが提出されました。委員会に付託された陳情の取下げについては、議会の承認が必要となります。

お諮りします。本件陳情の取下げについて、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。よって、本件陳情の取下げについては承認することに決定しました。ここで、暫時休憩します。

午前9時05分休憩

午前9時07分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩を取り消し、本会議を再開します。

日程第5. 一般質問

- 議長（林山 健二議員） 日程第5、一般質問を行います。順番に発言を許します。瀬石公夫議員。
- 議員（11番 瀬石 公夫議員） それでは、通告のとおり3件の質問を行います。質問方式は一問一答でお願いします。

1点目の質問は、平成28年度予算編成について伺います。答弁者は町長でお願いします。質問をいたします。

現在、平成28年度、来年度の予算編成が進められていると思うが、行財政改革は不可欠であり、行財政基盤の強化は重要である。そのためには行政の無駄を省き、その削減された財源をもって住民生活の増進と地域活性化をどう向上さすかが行政の仕事である。この削減された財源により、田布施町に足りないもの、少しでも早く取り組むべきものを中心に、施策を立て、予算化し、住民生活の幸せや豊かさにつながるために支出してこそ、その税金は初めて生きてくるものだと認識している。

予算編成に当たり、平成28年度の税収はどのように見込んでおられるか。平成26年度予算・決算では、当初予算に対し4,555万9,000円収入済が多かったが、住民生活を支えるためにも、適正に税収を見積もってほしい。

また、町民の皆さんの声を聞くと、高齢世帯になり、道路や耕作放棄地の草刈りが困難、有害鳥獣によるイノシシ・サル・カラスなどの被害、カラスは手つかずであり、対策が急務である。ケーブルテレビの設置、水道料は県下一高いため、一般会計からの更なる繰り入れ、医療費は高校までの無料化、健康センター、保健サービスを総合的に行う施設の建設など、田布施町に足りないもので、少しでも早く取り組むべきものに予算化を行い、田布施町で幸福感を持ち、充実した暮らしができるようにすることが行政としての第一義だと思うが、見解をお尋ねします。

- 議長（林山 健二議員） 長信町長。

- 町長（長信 正治君） おはようございます。それでは、一般質問のトップの瀬石議員さんに対して、お答えを申し上げさせていただきます。

平成28年度の予算編成について、具体的に6つの事例を挙げて御質問いただきましたので、これについてお答えさせていただきます。

まず、第1点の、道路や耕作放棄地の草刈りとお尋ねであります。町道だけで162kmあり、その他にも農道や赤線、青線の水路、耕作放棄地等があり、全てを行政だけで草刈りをするには無理があると思いますし、仮に行政が全てやろうとしますと、膨大な経費が必要となります。

また、耕作放棄地は基本的に個人の財産でございますので、個人個人で管理をしていただくのが大原則であります。

当面は、地域の皆さんと協力し合い、この田布施町をこれからも美しい町として維持できるよう、地元の皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

次に、2点目の、有害鳥獣によるイノシシ・サル・カラスなどの被害、特にカラスは手つかずであり、対策をとの件ですが、現在、カラスによる被害は被害状況から田布施町被害防止計画に対象鳥獣として位置づけ、捕獲隊や狩猟期間とあわせて、通年、捕獲ができるよう、許可を行っております。

今年度10月末時点で捕獲状況は15羽となっており、引き続き狩猟期間中の積極的な捕獲について協力を要請しております。

また、被害防止対策としては、町が実施しております農作物鳥獣被害防止対策事業の中で、イノシシ用電気柵以外にも防鳥ネット柵の購入に対しても補助を実施しております。

これらについて、来年度も同様に実施してまいりたいと考えております。

次に、3点目のケーブルテレビについてですが、ケーブルテレビの整備は地元の自治体が光ファイバーで幹線を敷設し、各世帯へのつなぎ込みはケーブルテレビ事業者が自社のケーブルを敷設する手法が一般的です。

この整備には多額の経費が必要となり、本町は情報通信基盤の条件不利地域に含まれず、情報通信

不利整備推進交付金の交付対象外となり、単独で整備することとなります。

こうしたことから、町財政を考えると、財源の裏づけがないまま事業着手をすることは困難と言わざるを得ません。また、整備後の保守・管理費用の耐用年数経過後の更新費用の負担を合わせると、町財政を圧迫する大きな要因となることから、現状において、ケーブルテレビの整備については考えておりません。

しかしながら、地方創生の取り組みの1つとして、サテライトオフィス等の推進事業により、未整備の町内周辺への光ファイバー網を年次的に拡大していく予定としております。

これにより、区域外再放送による地域の地上波テレビ放送の視聴、地元情報の発信、健康や見守りサービス、議会中継等の他にも防災面の観点から、防災情報等の発信について、民間光ファイバー網等を使つてのインターネットサービス拡充の可能性については、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目の水道料金についてですが、田布施・平生水道企業団では平成24年に経営計画を策定し、職員数の削減、水道料金の値上げなどの対策を講じ、経営改善を進めておりますが、厳しい経営状況が続いております。今後も引き続き一般会計からの繰り入れが必要となります。

次に、5点目の子ども医療費の無料化についてですが、子ども医療費の無料化については、いろいろな御提言をいただいております。

現行の所得制限を設け、未就学児までの医療費を助成する乳幼児医療制度の拡大による医療費の無料化について検討しております。

最後に、6点目の健康センターの整備についてですが、現在、保健センターは西田布施公民館に併設しているため、センターとしての独立性がなく、利用者にとってわかりにくい施設となっています。

また、今後、健康づくりや介護予防等を積極的に推進していくためには、保健活動の拠点施設の整備について検討する必要があると考えております。

今後は、議会とも連携し、調査・検討していくこととしております。

以上であります。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 1点目の、耕作放棄地というのはもちろん自分がやらなきゃいけない、所有者と、そのように思うわけですが、道路やさっきの昔で言う赤線、これは地域のほうで管理ということで条例にも載ってるんで、致し方ないんじゃないかと思うんですが、町の町道やそういう関係については、今、高齢者が非常に多くなっているということで、なかなか自分の土地でもない町道をシルバーなんか雇われて刈っておられる方もおられて、これじゃあ、年をこれから取ったら田布施には住めないんじゃないかというような気もするわけで、そういうところはよくそういう方と話をして、やはりできないところは支え合っていかなきゃいけないんじゃないかと、このように思っております。

今のことを1点聞くのと、もう1つでございますが、本に書いてあったわけですが、人々は、自治体の人々の生活を支えるという機能のために納税をしているのであって、自治体のためにそこに住んでいるわけでもなく、自治体を支えるために納税しているわけでもない、そのように書いてあるわけで、納税者の気持ちというのはなぜかちょっとわかるような気がするわけで、そのような機能、町民が豊かで暮らせるというような機能のために税金は使つて初めて生きるもんだと思っておりますので、今のことを含めてちょっと答弁、よろしくをお願いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 高齢化率が非常に高くなってきてる地域含め、町内全体においても人口減少の中で、地域の、特に個人の所有についてはもちろん、個人がそれぞれ財産管理としてやられるべきだろうが、町道や今言う赤線、青線、あるいは河川等、水路等、これも全て地域で今まではやっていただいた経緯があります。

以前からよく言われてるんですが、やはり美しい町で住みよい地域をつくるには、やはりそういった地域に住んでおられる方が一体となってやっていく。ただ個人個人では到底対応できないのもこれまでも、やはり地域で皆さんが協力し合って地域を守ってこられた。ただ、それが今、高齢化率と人口減少において守れなくなってるということと言われ、それが、行政がそれをやるべきだと。行政という表現が悪いんですが、地域全体と言えば行政も1つの地域であって、その地域の皆さんが協力し合ってやる。そして、協力し合ってその辺が対応できないということになれば、御相談をしにこられる。それに対して行政として、ちゃんと地域の皆さんが一体となってその辺が対応できる整備ができれば、我々も一緒になってやる部分があるが、できることなら地域・地元での今までの経緯を今後、枠を広げて、1自治会1自治会でなしに、近所・隣・周りを含めてやる。現在、そういう地域もごぞいます。地元だけの自治会ではできんから、周りの自治会と協力して、あるいはこの1つの大きな公民館単位においては行事として皆さんが草刈や、そういうものを声をかけ合って出て守って行こうというやり方もあるわけなんで、御相談があれば行政としてもしっかり相談に乗って、その辺の対策は立てたいし、本当、お1人だけで草も刈れないというような地域があれば、やはり相談されて当たり前だろうと思うし、ただ、税と、その辺の税金を払うちよるけえやって当たり前とかするんじゃないし、やはり地元全体でその辺はお互いに守っていくと。美しい自分たちの生活をちゃんとやっつけける地盤として守っていくという考え方は、今後もやはり地域で考えていく必要があるというふうに思っております。

それと、もう1点は、同じ内容だったんですかね。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

そういう思いでやっていますんで。（「税金はそういう思いで払うちよるということ」と呼ぶ者あり）税の関係でしたね。

これはもう、あくまでも税は税として対応していかざるを得ないし、これは別に、それと地域を守ることに、その地域を守るために税金を払うちよるんだとか、自分たちが住むために税金を払うちよるじゃないしに、全国津々浦々、どこ行っても国税、あるいは町内全てどこ行っても町税を払ってると安心してやれるわけであって、そりゃあもう当たり前のことだろうと。税の根本的なことであります。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） どうしてもやれないところがあれば、相談をしてほしいということで、私は言ってるのは町の所有地を言ってるんで、個人の耕作放棄地以外に赤線を言ってるんじゃないわけで、町道のことを今、言うた。町道はもちろん町の土地だから、ある程度、手を貸さなきゃいけないと、このように思っております。

この地方公共団体というのは、地方自治法にも載ってるように、住民の福祉の増進のために仕事をしなきゃいけないということが載ってるわけでございますが、福祉と言やあバリアフリーとかそういうものを指して役所は捉えるけど、この地方自治法で言うのはそういう意味じゃないと思う。広義の福祉ということで、幸せや幸福感、またそういうことを言ってるんで、田布施町もあんまり横道にそれんで、住民の福祉増進のために一生懸命仕事をしてほしいと思うんですが、どうも横道にそれてることが多いような気がするんで、ちょっとこれを一言、答弁。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 挨拶をするにしても、議員さんとの御挨拶にしても、やはり住民の福祉のために行政の機能をやりながら、議員さんと一体となって協力してやっていきたいと思いますという話をさせていただいております。

今はちょっと横道ちゅう表現されたんですけど、ちょっと私もその辺の理解が、横道とは何ぞやと思ひながら、頭の中でどういうことかなあという思いがしたんで、私のほうから議員さんに質問できませんが。ただ、福祉事業というのは多種多様化されておって非常に多くある。国自体もその辺に対して、福祉に対する案件をいっぱいやっとするし、また今回の消費税関係についても、その辺で大きなウエイトがかかっているから消費税をみんなが反対、今、国会でやってるような状況だろうと思うんで

すよ。

私ども、横道ちゅう表現はちょっとわかりませんが、やはり福祉には、これからも一生懸命やっていかなきゃいけないし、これはやはり、そこについての住民の皆さんの一番、生活が安定して、福祉がしっかりしてる町じゃからという気持ちが大事じゃろうというふうに思っておりますから、これからも努力はしていくつもりであります。

決して横道にそれるとか福祉をないがしろにするとか、そういうことはございません。可能な限り一生懸命やっていく。ただし、財政面も含めて非常に厳しい、国・県を挙げて非常に厳しい財政の中での対策を取っていきながらやっているとということなんで、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） よくわかりました。

今、福祉というのは、バリアフリーとかそういうことを言ってるんじゃないしに、福祉つったら障がい者とかそういうのを言われてるんじゃないしに、住民の幸せや豊かさ、幸福感というもので、町長が今、言われたように、一生懸命その辺でやってほしいということで、あまり他のことに気を取られんと、これこそが住民の幸せでありますので、そういうことで横道と言ったんで、どうもやっぱり、あれをつついたり、これをつついたり、これはこれで終わります。

次の、2点目の質問にまいらせていただきます。

質問事項は、来年度の国民健康保険税率の見通しについてでございます。答弁者は町長でございます。それでは、質問をいたします。

国民健康保険の加入者の3分の2が、以前は農業者や自営業者などであった。しかし、現在は失業者や非正規労働者、年金生活者など、所得の低い加入者が4分の3を占めており、多くの方々から国民健康保険税が高いとよく聞く。負担額は年間収入の約1カ月分に相当する金額であり、支払い能力の限界にあると思われる。

こうしたことから滞納率も高く、平成25年度の徴収率は82.1%、平成26年度は81.6%で、前年より徴収率は0.5ポイント低下しており、18.4%が徴収できてない状況である。

平成28年度の国民健康保険特別会計税収見込みと平成27年度現時点で7カ月分の療養給付費、高額療養費等が支払われていると思うが、支払い実績を踏まえた上で、平成28年度の税率はどのようになると見通されているか。

また、他市町では一般会計から国民健康保険特別会計に法定外市町単独での繰り入れを行い、被保険者の負担軽減を行っている。

ちなみに、平成25年度、柳井市2億円、平成26年度、岩国市1億3,700万円、和木町500万円、周防大島町1,900万円、光市14万円、下松市1億円、周南市1億5,000万円の繰り入れを行っている。近隣ほとんどの市町が法定外市町単独での繰り入れを行っている。

本町でも繰り入れを行い、住民の福祉増進を図る目的からして、所得の低い加入者が多い国民健康保険の負担軽減を図られてはどうか、見解をお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、国民健康保険の加入者は、年金受給者や非正規労働者など所得水準の低い方が多いのが特徴です。一方で、加入者の年齢構成が高いため、1人当たりの医療費水準が高いといった構造的な課題を抱えており、このため、加入者の保険料負担率が高く、保険税収入の確保に苦慮しております。

これらの課題を解消するため、国は持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正により、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進など、措置を順次、講ずることとしています。

具体的には、制度の安定化に向けて財政支援の拡充によって財政基盤の強化や、平成30年度から

は都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することとしております。

町としても、国民健康保険制度は、働けなくなったとき、受け皿として依然として最後の砦でありますので、国・県と連携して国民皆保険制度を支えていく必要があると考えております。

次に、平成28年度の国民健康保険税収入であります。現時点において、前年度当初予算並みの3億8,000万円程度と見込んでおります。

また、今年度の療養給付費等についてですが、現時点において前年度の支払額と比較しますと、一般被保険者分が2.2%減少し、退職被保険者分が8.8%減少しております。また、高額療養費については、一般被保険者分が5.1%減、退職被保険者分が6.5%増で、療養費を合わせた合計では約3.0%の減少となっております。

今年度の保険給付費については、これまでの支払実績を踏まえて推計しますと、前年度とほぼ近い見込額になると考えております。

このため、平成28年度の保険税率については、今年度程度の伸び率であれば現行の税率を据え置く予定としております。

しかしながら、保険給付費等の増加や歳入の落ち込みが見込みを超える場合には、繰上充用を余儀なくされることとなります。

最後に、法定外繰入金についてのご提言ですが、一般会計は国保の加入者に限らず全ての住民の方々の税を財源としていることから、国保加入者以外の方々の理解を得られることが難しいとともに、多額の繰入金は一般会計を圧迫することにもなりますので、好ましいものではありません。

今後の町全体の財政状況を勘案して、政策的に判断していくこととなると思います。

以上であります。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 先ほど町長のほうから言われたように、持続可能な国民健康保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律によって、30年からは都道府県に移るということが言われておる。それ以外に29年度から毎年3,400億円をこの公費を投入して、国保を支えるというように、この度の国保制度改善強化全国大会、日比谷公園で行われたときに、こういうことが言われております。そういうことで、先ほど一般会計からの繰り入れはできない、できないということでございますが、公平性の立場から。しかしながら、このように国も3,400億円、これから29年度から毎年入れていくというようなことでありますし、行政が支えなければこの制度は持続可能なことが難しいんじゃないかと、このように思っております。

そういうことで、それを見通した考えでちょっと答弁をいただきたいと。30年からは県に移るんで、もうあと2年間ありますので、その間、これから一緒になるというときは、やはり高い税率で、県と一緒にになると、やはり高い税率で田布施町はなるというように思うんで、それまでになるべく一般会計から入れて、田布施町の税率を安くしておく、県と一緒にしたとき有利になるんだと、このように思うわけですが、ちょっとそのあたりの見通しと言いましょか、考えをよろしく。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） これは、県の市町会等でも話が出るし、町村会でも話が出るんですが、一番、財政的に負担が少なく済む方法を考えるちゅうことで、一生懸命、皆、話をしております。それぞれ自治体によって、地方自治体によって、温度差があるわけでありまして、その辺を県一本化にした場合にどこまでこのそれぞれの自治体が負担がかからないで、スムーズに県一本化に変えていけるんかということ、今、一生懸命やってるんで。今、瀬石議員さんが言われたように、1本にしたときに、ようけ払いよったところは負担が高かったとか、高くなるんじゃないかというあれです。ちょっとその辺、私も勉強不足でわからないんですが。県の市町会等ではその辺がないようにやらないと、駆け込みでばたばた、ばたばた変なことになったらむしろ大変という、お互いの話はした経緯がある

んですが、ちょっと詳しく、その辺ちょっとわかりません。国の、県一本化に対しての件は。

うちとしてはその辺をしっかり、他の自治体としっかり持ちながら、町だけの問題では済まんこと、今後は県一本化でやられた場合は県民の国民健康保険という形で、自治体の基礎の田布施町が何ぼ負担だというのが必ず出てくるはずだから。それはお互いに負担同士を削減できる方法を考えるための県の一本化でないと。一本化したけど、やはり同じような温度差がある負担がかかったんじゃないかあおかしんじゃないかという話をしておりますので。それがすぐ2年間ほどそういう一般会計から繰り入れて、下げて、それが一本化になったときに効力を発するかどうかわからない問題が、私にはちょっとわかりません。今からの研究課題だろうというふうに思います。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今、言われたように、やっぱり私もこういう、プロじゃないんでよくわかりませんが、今のように県の市町会でも駆け込みでばたばた今、やったら、もうかるんじゃないかとか、そういうことがちょっと論議されたということで、私みたいな素人はその辺を考えるわけで、よくその辺は見通されて、町が有利になるように対応していただきたいと、このように思っております。

そしてもう1つですが、先般、新聞に載っちゃったんですが、1人当たり医療費は全国で山口県は2位と。63万1,000円ということで、これは国民健康保険と後期高齢者医療のデータから算出したということで、2013年度の都道府県別1人当たりの医療費ということで、一番高いのが高知県で64万2,000円、そして2番目に高いのが今、言いましたように山口県で63万1,000円、そして一番安いのが千葉県の41万5,000円、そして埼玉県がその次に医療費がかからなくて42万5,000円と。

このように、山口県は全国から比べて1.5倍高いわけでありまして、山口県に住んじよると、どうしても保険税が高くなるというのは、これは医療費が高いんでしょがないということとございまして、そういうこと全体をとおして言えることは、国民健康保険加入者はなかなか山口県に住んでると、非常に負担が高いという気持ちを持つと思うわけとございまして、この山口県が何で医療費がこれだけ高いんか、もしかわかれば教えてほしいということとございまして。

○議長（林山 健二議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 詳しい分析はしておりませんが、医療費が高いというのは医療環境がいいとか、山口県については県が国の医療法に基づいて医療計画を県はつくります。その中で基準病床数、県内を保健医療圏ごとに県内8ブロックに分けて、この辺りですと柳井保健医療圏になりますけども、ブロックごとに分けて基準ベッド数を県が載せておりますけども、やっぱり実際、県のつくった計画よりも基準ベッド数がかかなり多いという実情もあると思います。例えば、柳井保健医療圏で言いますと、県の計画は1,300床くらいです。現実的にはもう2,000床くらいと聞いておりますので、これから県も5年、10年後の医療計画を今、策定、検討しているところでございまして、やはり将来の人口減に向けてベッド数も3割以上削減していくというような計画をそういった状況から、どうしても医療費のほうも高いのではないかとということです。

以上でございます。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今のように、確かに山口県は高いということとございまして、国保被保険者のために十分支えていただきたいと。そのように国保の、一般会計からの繰り入れはできん、できんというようなことじゃあ、さっき申しましたように、滞納率も非常に高い、81.6%、18.4%が徴収できないというような状況とございまして。18.4%、今の保険者の人がみんな支えんにゃあいけん。この税金が払いたくても払えない人が18.4%いらっしやるものだろうと思っております。そういうことで国保を支えていただきたいということを申し上げて、2点目の質問を終わります。

それでは、次に、3点目の質問を行います。

質問事項は、圃場整備の進捗状況についてでございます。答弁者は町長でございます。それでは、質問いたします。

町内では、国営農地緊急再編整備事業（圃場整備）が予定工期、平成23年度から平成29年度、総事業費112億円で始められたが、災害復旧工事の発生等による業者不足や予算の減額により工事の進捗が遅れている。高齢者はますます年を取り、後継者が近くにいない地権者等は、今後の計画が見通せないのは不安だと言っている。

国営農地緊急再編整備事業・瀬戸換地区の当初事業スケジュールでは、平成27年度から工事を実施し、平成28年度耕作可能となる予定であった。しかし、平成27年度は予定工区16ヘクタールのうちの約1ヘクタールのみ11月に着工し、来年3月完成の予定となっている。それ以外の15ヘクタールについては、平成28年度、来年度の工事着手の予定がなく、1年間何もしない状況になるが、今後の詳細な計画はどのようになっているか。

こうした中、田布施町全体の工事も遅れているが、計画変更はどのようになっているか。

また、新たに4地区から圃場整備地区追加要望があり、要望書が南周防農地整備事業所へ提出されている。この地区も含めて、全ての事業の完成時期と負担金の支払い開始時期など、今後の計画をお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

国営事業の事業主体であります南周防農地整備事業所によりますと、御指摘のとおり、昨年は山口県下豪雨災害復旧等の影響による入札不調により、予定していた工事を実施することができず、事業進捗に遅れが生じている状況です。

しかし、本年度は入札不調対策として見積活用方式を試行的に導入し、入札参加者は少ないものの、今のところ順調に工事を実施されています。

また、本年度の工事については、平成26年度に実施できなかった西山・潤田団地、中西団地の整備を優先する必要があると、瀬戸換地区については、住宅移転の予定範囲を含む一部地域のみを整備とならざるを得なかったことと聞いております。

このため、本町としては、来年度、順調な工事実施を踏まえ、南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会とともに、関係各所に進捗回復に向けた予算確保の要請を行っているところでございます。

一方、事業実施において、現地条件等から支線道路及び用排水路の密度の増加等に伴い、農地面積の減少及び事業費が増加し、面積と事業費の変動が計画変更を行わなければならない要件に達することと見込まれています。

このため、計画変更に向けた受益面積、事業費の変動要因等の整理を現在、進めております。これとあわせて、新規追加要望についても地区編入の検討を行っている聞いております。

しかし、土地改良事業計画の変更は、中国四国農政局、農林水産省との協議を行い、新規追加要望についても国営事業に新たに取り組むことが適当であると認められれば、土地改良法に基づく手続きを経て、ようやく工事着手となることから、こうした手続きに数年を要することとなります。

このため、新規追加要望を含めた全ての事業の完成時期は、今後、土地改良事業計画の変更において国が定めることとなりますが、農林水産省との協議や工事量等により左右されることから、負担金の開始時期、現時点では特定できないと伺っております。

以上であります。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 負担金の支払いの開始時期ですが、今、最後に言われたんですが、これは追加地区が仮に入ったとしたら、それを含めて、それが全て終わった時点で、もうそれからの

支払いになるということですか。ちょっとその辺を。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 負担金の開始時期ですけど、まだ今のところは国のほうから正確には示されておりませんが、今、新しく出ている4地区を今の工事の計画変更を含めて、今の工事としてやっていたら、その4地区も終わった後に全ての負担金が発生する。

でも、あまりにも事業が長くなれば、途中で今やっておる田布施で言いますと11換地区ですが、その後に4地区を2期工事としてやった場合は、またそれぞれ変わってくるとは聞いておりますが、その結論等はまだ出ておりません。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今、よくわかりましたが、そのように、計画変更等があると、換地委員さんは回覧、回したり一生懸命で、きちやあ話をしてくれてですが、どうと言いましようか、向こうの、行政の責任で、いろいろこの度でも工事が遅れたりしちよるといような形のときは、南周防農地整備事務所というんですか、あそこが出向いて、いろいろフォローされたり、地元を話をされたらいいと思うんですが、町のほうからその辺をちょっと言ってもらっておくといいと思うんです。それで、中西地区でもあったんですが、今まで遅れてきちよると。来年はここを圃場整備をやるから休耕しちよってくれと。急に今度はつくれと言うみたいなことになって、そうは言うても農業ちゆうのは1年遊ばせちよったら、水路もいじっちゃあおらん、土手もいじっちゃあおらん、大変になったということがあります。

そこで、農地事務所に私も言ったんですが、あまり他人事みたいな言い方で、私もそこで、行政の責任において地元が損失を被っちゃうんだから、それはもう補償したらいいんじゃないかという交渉をしましたが、今後ともその行政の責任で、地元を損失を被るといようなことがあったら、そのあたりは補償してもらえるかということで、補償の仕方にもいろいろあるでしょうが、そうせんと地元は不安でたまらんということでございます。ちょっとその辺を。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、中西地区の話が出ましたけど、中西地区の入札公募かけて入札を3回行っております。その結果、どうしても落札者が、入札参加者がおられなかったということで1年丸々遅れてしまったということで、急きよ、議員が言われるとおりに作付をお願いしたということでございます。

瀬戸地区におきましても実際、今回、1ヘクタールしか発注できておりませんが、今回は補正予算、新聞報道等によりますと、土地改良予算が1,000億円ぐらい補正が出ると聞いております。それによって、また工事計画もごろっと変わってくるだろうとは思いますが、どうしても予算があるときには、できるだけ早くやってほしいという要望はしておりますので、それによって営農がずれていくとか、早くなるために今度はつくろうと思っちゃったのにつくれんようになるとか、その辺も出てくるかとは思いますが、とにかく今、厳しい予算でしたが、ちょっと明るい兆しが出てきましたので、その辺もまた決まり次第、地元のほうに連絡をしてもらいたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 予算が相当つきそうなどということなんで、先ほど言いましたように高齢者が多くて、出来上がったころには死んじよるといような話もございまして、一生懸命よろしく願いいたします。

それと、国の南周防農地整備事務所ですかね、あそこ、国から来られて3年ぐらい経ちやあ転勤になって、町のほうからも一般質問でも出るし、地元のほうに行ってよく計画変更等があったらフォローしてくれと、そして地元の説明会等も直接国がやってることなんで、そこがやるのが当たり前だと思いますので、よくやるようにしていただきたいと、このように思うわけでございます。

そして、この圃場整備が終わると、私が見てるのは、町内でもほとんど高齢者が多くなって、ほと

んど農事法人や会社等に委託され、委託ちゅうかそっちに貸される人が、土地は多いと思うんですが、これも新聞ですが、これも山口県は全国で2位と、ワースト2を続けているようになって恐縮なんです、山口県の農家で平均年齢は全国第2位で70.3歳ということで、農家の高齢化が進んでるんで、今のように圃場整備が終わって、その農事法人等に土地を貸し出されても見てるのに、会社も高齢者の人が勤められてるのが多い。そして農事法人等を見るとほとんど高齢者で、もう腰が悪うてやれんというような話もよく聞くわけなんです。

そういうことでいつか一般質問しましたように、年間150万円を最長で7年間給付するという青年就農給付事業ですね、この辺を活用して、どうにかこの農事組合等に人を持ってくるというようなことはできないもんか、それと同時に町も150万円にプラスいくらかして、言えば町の初任給ぐらい出すというような形等が取れないか、ちょっとその辺をお聞きいたしたいと。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 言われることはよくわかりますし、ただ、耕作者が年々とし取ってるということは間違いございません。若い人の担い手が少ないというのも事実であります。

実際に議員さんも農業経験されたことがあると思いますが、昔の農業と現在の農業、まるっきり変わっておりますので、集団化、農地集積等による集団化、これによって昔じゃったら10人でやりよったんが今、半分、あるいは二、三人でできるというような農業形態に変わりつつあります。今後、まだもっと変わってくるというふうに思います。それぞれ農業やる労力的に厳しいというのが消毒やいろんなことをやっても、今は例の泥を塗って、あれ、何ちゅうか、ああいうので全部消毒やれるように国も認めてくるように、農協関係のほうからも話を聞いたことがありますし。そういった意味から言いますと、高齢者の人はもちろん農業やってもらいたいし、できる限りやってもらいたいちゅう気持ちもありますし、農業から離れることはいやだという年配の方がたくさんいらっしゃるんですよ。ところが、体がかなわない。じゃけえしょうがないけえ誰かに頼む。で、集団化の中でやりゃあ一緒に和気あいあいとできるから、そのほうがええという方もいらっしゃいます。

その中において、何人かが年齢バランスを取りながら農業をほぼやっていけるようには、今、瀬石議員が言われたように、若い人をいかに誘い込んでいくかということ、そういう方もずいぶんいらっしゃるようには聞いているんですが、まだまだ圃場整備、進捗状況の中において即その辺の話を先に持って行くという状況にはならないのが、今、田布施町の農業関係の大きなちょっとネックになっているんです。できるだけその辺はしっかりとこれから話をしながら、地域と集団あるいは就農的な部落営農、地域営農の形を取れるように対応していきたい。

1人、2人でも十分やっていける、これからはある程度の農業形態が変わってくるということもしっかりと説明しながらやっていければなという思いをしておりますし、それには高齢者の方も参加できるということが一番必要なんです。もう年を取ったら農業、やらんのかって言ったら、逆に、年を取ったら農業参加したいというような農業形態をつくっていくのが1つのこれからの農業じゃないかなという私は気持ちを持っておりますんで、ひとつその辺も踏まえてわかってもらえればええし、町が初任給ぐらい出してその辺をやらせたらどうかって言われますが、それはちょっと今の段階ではちょっと考えておりません。いろんな農業のやり方がありますし、大島なんかすばらしい人を集めてきてやってるところもあるし、いろんな形をとっておりますんで、田布施は田布施独自の新たなことをしっかりこれから研究していきたいと思っております。

また、そういった面については農業経験の議員さん方もいらっしゃるんで、ひとつお知恵をいただきながら対応できればなという気がしてなりません。ひとつよろしくお願いします。

答弁がちゃんとしておりませんが、そういう気持ちを持ってるとのことだけ。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） そういうことで、よくわかりまして、青年就農給付金事業、これ、45歳までの方が年間150万円を7年間受け取れるということで、その差額分を出して町の初任給

ぐらい出されたらもっと来るんじゃないかということをし申し上げたわけで、現在、農業されているのもこの青年就農給付金は45歳でございまして、子育て等大変な時期でございまして。現在、田布施町で、そういうことで現在も頑張っておられる方にも何か町のほう独自の給付金等も今後、検討していただきたいと、このように思うわけですが、その辺は答弁を。思いがあればちょっと。現在やっている方も支援してほしいと、来る人ばっかしじゃなしにということ。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） できるだけそういう支援もしていきたいという気持ちは持っております。あくまでも農地を荒らさないこと、農地をしっかりと守っていくということが大事だろうと思っております。農業を若い人がやってくればという気持ちは持っておりますが、議員さんも御承知のように、私自身も農業を本気でやりよって、今、息子が継いでおります。若い息子、30代の息子が継いじよるのに、お前、息子がおるのに支援するんちゅうの、おかしいじゃないかと言われたら、ちょっと。全体的に基盤整備が全てでき上がって、自分が農業と関われる間は、まだその辺は要望があればその辺は相談に乗るし、お手伝いは町としてしっかり対応していかなきゃいけないけど、今はそういう支援をするという、若い人にと言われることはよくわかります。事実、それをしたらちゃんと多くの方が若い人が入ってくれば本当、ありがたいんですが。ただ言えることは、結構、今、農業に目を向けておられる方もいらっしゃるというのは聞いております。これから将来に向けて、農業も決して捨てたもんじゃないよと言える時代があると思っておりますし、TTPの問題等があって、いろいろとその辺も行ったり来たり錯誤しておりますけど、多分、田布施町は農業地という気持ちでおります。その辺はしっかりと努力していきます。ただ、今、返答が、どう思うかちゅう言われても、ちょっと今のところはそういうことは考えておりませんということ。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 最後になりまして、そのように、よそから来られる方にはいろいろな支援の方法を国等もしておりますが、現在、農業をされてる若い方、お金が一番いる時代の人を一生懸命支えていただきたいということをし申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうも。

○議長（林山 健二議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） それでは、2問、質問をいたします。どちらも一問一答でお願いします。

最初に、特定健康診査受診率は上げられるかという質問をいたします。答弁者は長信町長、お願いいたします。

町は、特定検診等実施計画では、特定健康診査受診率の目標を65%としているが、平成26年で27.1%、目標をかなり下回っている。

先日、岡山県矢掛町に予防医療の視察に行きまして驚きました。健診率は平成26年が60%でございました。なぜ受診率が高いのか。

まず、住民の健康意識の向上、愛育委員の熱心な自宅訪問、この愛育委員というのは、これ、岡山県独自の制度でございまして、今の矢掛町で愛育委員が103人いらっしゃいます。自宅に訪問されて、いらっしゃらない場合は何度も訪問してメッセージカードを自宅において、今度、健診がありますから、ぜひいらしてくださいというふうなカード。また参観日には、学校の参観日に出向いて、そこでお母さん方に健診に来てくださいと、そのような取り組みをされておられます。

また、受診者へのプレゼント。このプレゼントというのはお茶とかティッシュとか、あと独自の大名カード、商工会でつくっておられるカードですね、これを受診者の方にプレゼントしておられます。

また、町の職員の方とか愛育委員の方もこの健診受診のポロシャツを着て、今度、健診がありますということで、ポロシャツの背中に健診日とかいろいろ書いておられる、そういった独特のシャツを

着て啓発活動をされておられます。

また、この健診で今回、採用されたのが、この血液検査によるピロリ菌検査、これプラス1,000円でされるそうですけども、このピロリ菌検査をされ始めてから健診率が上がったと聞いております。官民挙げての取り組みが受診率のアップにつながったと聞いております。町もやればできるのではないかと思いますけれども、その辺、町長、いかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、西本議員さんにお答え申し上げます。

平成20年度から糖尿病などの生活習慣病などの発症や重症化の予防を目的とした特定健診が始まり、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を確実に抽出し、これらの対象者に対してできるだけ早い時期や段階に、生活習慣改善のための保健指導を行うこととなりました。

そのことにより、受診者が自らの生活習慣における課題を意識して行動・自己管理を行い、運動習慣の定着やバランスの取れた食生活など、生活習慣の改善に取り組み、生活習慣病の予防と発症リスクの低減を図るものであります。

また、特定健康診査及び特定健康保健指導に関して、実施方法や実施率の目標値設定などを定めた実施計画の策定が法律で義務づけられており、本町においても国の基本方針を踏まえ、平成20年度から24年度までを計画期間とする第1期実施計画で、最終年度の目標値を65%に、平成25年度から29年度までを計画期間とする第2期実施計画では最終年度の目標値を60%に設定し、取り組んでいるところであります。

しかしながら、全国的に目標達成率は低い現状が続いており、平成25年度の受診率の全国平均は34.3%、都道府県別の比較では、山口県平均は22.8%、最も低い広島県の22.1%に次いでワースト2位の結果となっており、県内の市町でも受診率の向上対策に苦慮されているところであります。

本町の受診率向上対策の取り組みとしては、平成26年度から自己負担額を引き下げたことにより、平成26年度受診率は前年度と比較して1.2%増加し、27.1%となりました。また今年度は未受診者への受診勧奨を行うこととし、10月末現在で約2,700人の未受診者の方に、はがきで通知をいたしました。

来年度については、他市町の受診率向上対策も参考にし、節目の年齢の方、自己負担額を無料化したり、これまでの個別受診だけでなく、がん検診において同時に集団検診を実施するなど、効果的な方法を検討しております。

今後も、町民の皆さんの健康づくりに向けた環境づくりや啓発に取り組み、受診を受けやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 1.2%増加されたということですけども、はがきで通知というのは今までどおりと思うんですね。矢掛町のように熱心というか、しつこく訪問したら、まだまだ上がると思っておりますが、あまりしつこいと嫌がられることがあると思っておりますが、その辺、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 中田課長。

○健康保険課長（中田 正美君） ちょっと調べましたところ、昔、健康づくり推進員っていう方が各自治会にいらっしゃった。それが、平成3年にそういう制度ができて、5年後の平成8年に廃止になっていると聞いております。同じように、健診のお知らせとか結果を言ったり、先ほどの御紹介ございましたところのような熱心な自宅訪問かどうかはちょっとわかりませんが、そういった活動をやっていた経緯があります。ただ、平成8年に廃止されている。また、自治会の役員の方にも、いろいろ、役があつて、なかなか、応援をやるのを協力いただける方もいらっしゃるかとは思いますが、なかなか田布施にどうなのかっていうのはございますけれども。ほかの愛育委員という制度は、ちょっ

とまた難しいのではないかと思いますけども、それ以外の方法で、例えば先ほどお答えしましたように、今、熊毛郡の医療機関に、個別健診を委託をして、医療機関に委託してるんですけども、それを集団検診をやったら結構、受診率が増えているという実績がございますので。今、例えば9月に町内6カ所で胃がん検診をやっておりますけども、そのときに例えば集団検診をやるとか、あるいは今、平日にやっておりますけども、日曜日にそういった集団検診をやるとか。

そういったいろんな方法を考えておりますし、あるいは節目の年齢の方ですと40とか45とか50歳とか、そういった節目の年齢の方に自己負担を無料にするとか、そういったいろんな方法もございますので、効果的な方法を検討してまいりたいと思っております。

先ほどの医療費が高いという話も出てきましたけども、やはりこの特定健康の受診率も山口県は全国でワースト2位ということで、大分悪いということで、やはり医療費を減らすためには特定健診の受診率を上げるというのは大変、重要な課題だと思いますので、いろいろな方面から研究してまいりたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 健康づくり推進員ですかね、いらっしゃったということで、矢掛町の今の愛育委員の方は、町からの委嘱ですね、町長からみずから委嘱書を手渡されて、その責任感とプライドで各家を回られるそうです。やりようによっては、とてもやりがいのある仕事ということで、その担当委員の方も熱心に回られるんじゃないかと思っております。

実際、受診率が上がったからといって、実際の医療費ですね、町が払う、この医療費が下がればいいですけど、この間、矢掛町に行って、ちょっと聞いてみるのに、医療費の下がりはそのなに見られないということも言われましたけど、長いスパンで見た場合、だんだん下がっていくんじゃないかということをおっしゃってました。

町も医療費、上がっておると思うんですけど、その辺はどうですか、上がっておるんですかね。

○議長（林山 健二議員） 中田課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 医療費につきましてですけど、国民健康保険で一般・退職の医療費は県内、山口県は医療費高いというのありますけども、県内の中では19市町の中では15番目ぐらいで低いかなど。医療費も低い伸び率で推移しております。伸び率も昨年は、ここ何年かは0.3%ぐらいの伸びなんで、保険税は先ほど申し上げましたとおり据え置いておりますけども、医療費はいろんな健康づくりとかスポーツ振興とか町のほうで、いろいろやっておりますけども、医療費のことは大変おかげさまで低い位置で推移しておるという状況でございます。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 町民の皆さんの健康づくりというのは大切なことなんで、これからも前向きでやっていただきたいと思っております。

続いて、次の質問に移りたいと思っております。

携帯・スマホで成績は下がっているかという質問ですけども、尾崎教育長、お願いします。

先日、仙台市教育委員会と東北大学による学習意欲の科学研究に関するプロジェクトは、平日にLINE等の無料通信アプリを使用すると、睡眠時間や家庭学習時間には関係なく、使用時間に応じて学力が低下するという調査結果を発表いたしました。

平日に30分未満しか勉強しない生徒の場合、通信アプリを使わない、スマホや携帯を持っていない生徒の数学の平均点は約61点だが、3時間以上使う生徒の数学の平均点は50点以下に急激に低下していた。

そのため、勉強時間にかかわらず、通信アプリの使用時間が長くなるほど、生徒たちの中から学校で習得した学習内容が消えてなくなったと考察している。これは、メディア被曝という現代病である。愛知県刈谷市の全21校の小中学校では、21時以降は利用禁止にする呼びかけを行い、福岡県春日市でも同様で、22時以降は禁止となっております。

町の教育委員会も対策をしたほうがいいとは思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

それでは、児童生徒の携帯・スマホ等の使用実態及び影響についてお答えをさせていただきます。

第1点目は、携帯電話やスマートフォン等の使用によって、小中学生の学力は下がっているか、というお答えでございます。

まず、小中学生の平日の通信アプリの使用時間につきまして、本年4月に実施された全国学力・学習状況調査とあわせて実施されました質問紙調査の結果から、携帯・スマホの使用状況につきまして、国と田布施町を比較しながら紹介させていただきます。

小学校6年生につきましては、1時間以内の使用と答えた割合は全国では31.6%です。田布施町は4校ありますが、かなり格差がありまして、27.7%から45.5%の幅があります。1時間から2時間使用としては全国は24.4%、本町は18.2%から28.6%です。次に、2時間から3時間使用は全国は13.2%です。本町は2.3%から19.1%となっております。同じく、3時間から4時間使用は全国は7.9%です。本町では0%から11.4%の、学校によって違います。そして、4時間以上使用は全国は9.1%、本町では0%の学校から11.4%の学校があります。また、全く使用しない割合は全国が13.7%、本町は8.6%から34.8%です。

この結果から、本町の小学校におきましては、小学校間で使用時間に開きがあるということがわかります。

次に、中学校3年生です。これは、平均使用が1時間以内と答えた割合は全国で25.8%、本町は29.7%です。同じく、1時間から2時間使用については全国が25.8%、本町が29.7%です。2時間から3時間は全国では15.8%、本町は13.6%です。3時間から4時間使用は全国は9.5%、本町は7.6%です。4時間以上の使用は全国で11%となっております。本町では6.8%です。また、全く使用していない割合は全国では16.2%です。本町の3年生は22%です。これより、本町の中3の生徒は全国と比較してスマホの利用や長時間利用の割合は少ないことがわかります。

次に、こうした実態から、本町の小学生における携帯・スマホの使用状況と学力調査の正答率を比較してみると、議員がおっしゃいましたように、学力調査の正答率の高かった小学校では携帯・スマホの長時間使用の割合が大変低いという結果が出ています。

逆に、町内で長時間使用の割合が一番高かった小学校は、学力調査の正答率も町内で最下位です。携帯・スマホの使用時間と学力調査の正答率との関係について公表した文部科学省のデータを見ても、4時間以上使用する生徒の数学Aの平均正答率は55.7%ですけど、使用時間が30%未満の生徒は72.7%だったということで、まだ使用時間が長いほど平均正答率が低かったと分析しており、携帯・スマホの使用時間と学力に相関関係が非常にあるということがわかります。

第2点目は、小中学生や保護者等への深夜の使用制限の対応についての御提言でございます。

本町における小中学生の携帯・スマホ等の利用については、平均的に全国と比べてやや少ないものの、児童生徒の一部がネット依存した生活を送っている実態が明らかになっております。

本年度、山口県中学校情報教育研究大会で、この問題について「ICTを活用した情報モラルの育成」と題して、田布施中学校は先進取り組みを発表しておりますので、その一部を紹介したいと思います。

利用時間につきましては、先ほど申し上げましたが、利用形態として少しご紹介いたします。

まず、LINE等無料通信アプリを利用している生徒、全校です、これは400人の全校生徒ですけど、全体の50.6%です。オンラインゲームを利用している生徒は57.3%です。また、これも驚くんですが、インターネットショッピングを利用している生徒が20.2%、これは親に言われてやるのもかなりあるようです。さらに驚くのは、4.1%の生徒がネットで知り合った人に直接会っ

たことがあるという結果が出ました。

これに対して、その反動と言いますか、影響を聞いたところ、睡眠時間が少なくなった、トラブルに巻き込まれたといった困り感を表している生徒が全体の13.6%に及んでいます。

こうした背景には、児童生徒が学校で情報モラル教育について学び、必要な知識を得る前のいわゆる幼児期から、既に児童生徒自身にインターネットを自由に使用できる環境が用意されていて、幼児期から日常的に使用している実態が浮かび上がりました。

児童生徒が家庭などでインターネットを使用する際、どんなルールのもとで使用しているのかについて調査したところ、家庭の中でインターネットを使用する際のルールはほとんどなく、児童生徒が自らの判断で自由に使っている現状が明らかになっています。

調査の実態を受けて、田布施中学校ではインターネットを正しく利用することのできる能力を養っていくことが必要であるというふうに考え、一昨年当たりから情報モラルについて学習を行う際、ネット社会のルールやマナーをテーマとして開発された学習キットという教材がありますが、それを使った3年間を通した情報モラル教育への取り組みを進めております。その結果、一概に情報モラル教育を取り入れた授業実践の成果とは言い切れませんが、情報モラルについての指導を継続的に行っていくことで、携帯・スマホに対する意識が改善されつつあり、使用時間も減少しているという報告はしております。

実際、先ほど紹介しましたように、町内の小学生に比べて明らかに中学生の利用時間が少ないということがわかります。

青少年にとってインターネットがますます身近になる中、青少年がインターネットを安全に安心して使用するためには、情報ネットワークを正しく使用することのできる能力、これをインターネット・リテラシーと言いますが、これの向上が急務となっております。

今後の対応としましては、田布施中学校が現在、先進的な取り組みをしております学習キット等を利用した情報モラル教育を、小中学校9カ年の中で小学校にも取り入れていきたいというふうに思っております。中学校のほうから指導者を小学校のほうに派遣するような取り組みをしていきます。

また、使用制限の呼びかけや家庭におけるルールづくりについて、コミュニティスクール活動をとおして来年度、小中学校全てにコミュニティスクール活動の組織ができていきますので、そういった中で全ての家庭でルールづくりが行われるよう、学校・保護者・地域一体となった取り組みを進めていきたいと考えています。

しかし、最終的には、インターネットが勉強の障害になるか、それともコストパフォーマンスの高い学習補助ツールになるかは、その人の使い方、またその地域・学校の使い方次第であり、スマホ等を禁止することに神経を使う以上に、正しく使用することのできる能力の育成や、ICT機器の活用により、学ぶことの楽しさや魅力について伝えていくことのほうが大事じゃないかというふうに考えておまして、両者をあわせながら弊害のないような子どもたちを育てたいというふうに思っております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） どうもお答えありがとうございました。とても驚くような結果でして、私も驚いております。

小学校のばらつきちゅうのは、学校によって差があるということで、実際、使用率も高いところが学力も落ちてるといふ、東北大学の研究結果と同じような結果ということで、本当、驚いております。

ルールづくりですね、今、中学校はやられとるといふことで、今度は小学校にも取り組むということで、町も協育ネットということでやっておられますので、中学生が外向いて小学生にいろいろ指導するといふのは大変素晴らしいことだと思います。教育委員会も昨年ぐらいから言っておりますが、懇談会とか、そういうのも交えて、この辺の取り組みとか議題とかされたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 先ほど御紹介いただきました各自治体とか教育委員会で取り組みしているところはありますけど、これもいろいろコミスクの中で御意見いただいて、もちろん教育委員会もしますので、そういった中で、それぞれの小学校とは教育委員会としてのそういった発信をしてほしいということがあれば、またそういうものについては考えていきたいと思いますが。中学校が取り組みをしておりますように、やはりモラル教育を進めていかなきゃなりませんし、それもただ啓発じゃなくて、今のような教育キットを使ってやっていかにやいけませんし、先ほど紹介しましたように、もう幼稚園、保育園、しかも小学校の低学年が非常に課題はあるちゅうことです。だから、その辺をやっぱりきちっと学校で伝えるとともに、保護者にも協力得ながら3者でやっていかなきゃいけないと思います。

教育委員会が何もせず、ということは考えておりません。その辺、実態を見ながら、我々は後ろからバックアップしていくことが中心になろうかと思いますが、全面的に啓発活動、いろんな広報等を使ってやっていくとか、いろんな講演会とかありまして、私たちもそういったところに呼ばれたりしますので、そういうところで啓発していくようなことも、差し当たってはやっていかなきゃいけない。学力を今、非常に高いレベルで保ってはおりますが、いろいろまだまだ課題はあります。年度によって多少、上下はあるとか。こういった情報機器が大きな学力に影響している。しかも、先ほど紹介しましたように、非常に生徒指導上にも課題があるということがありますので、特に議員さんからこういった御提言をいただいたこともありますし、かなり重点施策として取り組んでいかなきゃならないというふうに、心新たにしているところでございます。大変、質問していただいてありがとうございます。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 当然、児童生徒、この辺の指導はもちろんですけども、親御さんです、ね、こちらのほう、いろいろ御指導してもらったほうがより効果的だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 当然、それが一番だと思います。コミュニティースクールという、こういったものができ上がることによって、我々とか校長が保護者に言うんじゃなくて、コミスクの中で、地域・保護者一体となって発信していくというのは非常に効果が高いし、実際、今、我々が参考にさせていただいております東京の板橋区なんか、非常にそういった面では不登校も少ないし、こういった携帯の利用率も下がっているということがありますので。しかも町内の子どもがよそに行かないということで、先進的な形で先般も3名ぐらい視察に行かせましたけど。そういうのをまた参考にさせていただきながら、保護者の啓発が第1だと。子どもの指導と、これが後先で、それに加えて、我々が情報発信。御指摘のように、保護者です、第1は。保護者同士でやはりやっていかないといけない。

それに加えて、家庭学習を充実していかなきゃいけないちゅう大きなものがありますけど、これをクリアしないと、なかなか家庭学習を充実できないなというふうに考えております。あわせてこういったスマホ・携帯の利用の仕方と、それから家庭学習という形で、表裏一体と思います。重点的に保護者に対して伝えていきたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

未来ある子どもたちのために、町長もメディア被曝によって、子どもの心を阻害されたら、田布施町の将来、ないと思います。それも踏まえて、みんなで取り組んでいきたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時45分再開

○議長（林山 健二議員） 松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 流行語大賞、その言葉を使用して質問するのは、今回が3度目です。年が明ければ3年が経過する議員として、本日は3問の質問をします。3度、3年、3問のトリプルスリーです。傍聴者もあります。議会が終わって、あるいは途中で退出され、地域交流館で田布施町活性化のため外国人観光客同様に、傍聴者の方々は爆買いされるかもしれません。期待します。

私は、質問で、爆買いならぬ、爆笑されないように頑張ります。

先月の広報委員会の研修会の話ですが、平生町の質問形式は1問につき3回、田布施町は持ち時間1時間、45分の議会もありました。私も1問につき3回を目指し、3年、3度、3問、3回のトリプルスリーの次、果たして今日のチャレンジはどうなるでしょうか。

それでは、1問の自治会組織について。

自治会長の任務は重責につき、各地区とも役員選出に苦労されている。地区により任期も自治会規模も違い、行政も地区対応に苦慮されていると思う。自治会長の役割は地区により多少違うが、行政協力委員、公民館活動、地域の見守り、防災活動、各種行事への参加など、数多くある。

少子高齢化で戸数の少ない地区は役員候補者の不足、多い地区は仕事量が多くなり、人選が難しい。行政として島・飛び地などの地域性もあり、一様に戸数は決められないが、運営に適する規模・任期をどのように考えているか。

また、ある程度の戸数のある新しい団地は独立した自治会となっているようだが、行政として明確な考えがあつての指導なのか。Y o u Y o u跡地の団地は、小学校のクラス編成も関係し、長期的展望を要する。

各地区のコミュニティーが希薄になってきている現在、自治会長の役割の検討・整理が必要と考えるのでお尋ねします。

2問目、ふるさと納税について。

ふるさと納税者に2種類ある。寄附によるお返しの商品を目的とする人、もう1つは思い入れのある地域への応援者だ。単に田布施町への納税額の増大を思考するなら、高額な魅力ある商品を考えればよい。

しかし、日本全体を考えれば、本来、使用できる税金が地域発想の商品に変化していると言える。また、高額納税者の税控除措置とも言える。各地域の特産品が対象商品となっているケースがほとんどで、地域を間違いなく応援はしている。

私は、商品の豪華さ競争をするのではなく、本来、人の持つ郷土愛に訴える方向を田布施町は目指してほしいと考えている。情報発信に工夫を凝らし、田布施のお手伝い・応援者となってもらえないものか。子どもを育てる教育の町・田布施をアピールする方法はないのか。子育てするなら田布施、これが定着するなら地域創生の実現と言える。高校までの田布施町の教育環境のロケーションは実によい。アイデアを結集し、町民・職員・議会一丸となり、全国に情報発信して、地域活性化につなげたいと考えているので、お尋ねします。

3問目、特別職の減額措置について。

特別職3名の報酬減額は、一般会計に埋没した状態になっていると思います。これを一般会計の支出において使途を明確にしたい。そうすることで、特別職のアイデアや田布施町への思いが町民に伝わる。

例えば、教育長なら、一般会計の通常の予算枠では実現の難しい支出を、教育長枠で可能にする。

児童生徒に快適な授業環境整備のためのエアコン設置費用を小学校費・中学校費に指定するなどが考えられる。町長・副町長が合算してより大きな金額にするのもいいだろう。場合によっては、全員

を合算するのも方法だと思う。

このようなことの積み重ねが、子育てするなら田布施と、地方につながると考えるので、お尋ねします。町長、よろしくお願いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、松田議員さんの3問の質問にお答えさせていただきます。

第1点目は、自治会組織に関するお尋ねであります。

田布施町では、昭和35年から区制度により、町内を約70の行政区に分け、その代表者に区長を委嘱してきました。

しかし、国・県からの指導もあり、平成13年度から自治会制度に移行し、現在の自治会数は73になっています。

自治会は、その名称・活動目的・運営方法などを地域の方々が自主的に決めていただき、それを規約として総会で決定していくことになっています。このため、お尋ねの運営に関する規模・自治会長等の役員構成や任期は、行政が関わるものではなく、地域の皆さんで話し合っただけのものと考えております。

次に、自治会長さんの役割についてであります。御質問のように自治会が地域コミュニティー活動の基本単位となっておりますので、そのリーダーとして自治会長さんの役割は大きいものがございます。

また、自治会長は各公民館活動や地域活動等の役員を兼ねられているため、御負担が多いことは承知しております。

しかしながら、以前のように運営等について、行政が関われるものではなくておりますので、各地域連合自治会・田布施町自治会連絡協議会の場で御協議をいただき、その中で町として御協力・御支援できるものがあれば一緒に検討してまいりたいと考えています。

次に、2点目の、ふるさと納税についてのお尋ねです。

まずは、商品の豪華さを競争するのではなく、人の持つ郷土愛に訴える方向を目指してほしい。情報発信に工夫を凝らし、田布施のお手伝い・応援者となってもらえないものかとの質問でございます。

本町は、平成20年度よりふるさと納税を実施しており、平成26年度からお礼の品をそれまでの田布施町史に加え、町の特産品等を追加しました。

さらに、今年度からは3万円以上の寄附者に対してお礼の品を追加するなど、品数の充実に取り組んでおります。

平成28年度の計画として、ふるさと納税ポータルサービスサイトのふるさとチョイスに加入することとし、現在、その準備を進めております。

このふるさとチョイスは、全国の自治体のうち99%の自治体が情報を掲載し、そのうち申し込みとカード決済の登録を行っている自治体は36%以上となっております。

本町では、このふるさとチョイスを利用することや、ヤフー公金支払い等の決済システムとの連携で、申し込みから決済までをスムーズに行うことが、寄附者の便利性を高め、さらに、全国的なポータルサイト上で特産品等をPRすることもでき、地元の生産者や事業者等にとっても有益ではないかと思っております。

ふるさとチョイスを導入された県内の町に照会したところ、加入後は寄附件数が500倍になったということも聞いております。

今後は、お礼の品の更なる充実と品数の確保など課題はありますが、町観光協会等と連携し、決してお礼合戦とならないよう留意もしながら、アイデアを出し、寄附件数の増加に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

また、このほかに本町をPRし、応援していただく手段として、田布施町を応援するファンクラブ、田布施倶楽部をこのほど立ち上げました。

田布施倶楽部では、町ゆかりの著名人等によるふるさと応援大使や町内外の人や企業・団体による町内外サポーター、フェイスブックサポーターの会員を募り、ふるさと納税とあわせまして本町を応援していただき、ともに盛り上げていただけるファンクラブとなるよう取り組んでまいります。

次に、子どもを育てる教育の町・田布施をアピールする方法はないかという御質問でございます。

本町では、お寄せいただいた寄附金について、子育て支援、福祉・保健、教育、環境の4つの項目の中から、どの事業に活用してほしいか寄附者に選んでいただくこととしています。

先ほど説明しましたふるさとチョイスのポータルサイト内では、寄附金の使途という欄がございます。この中で、教育についての本町の考え方や取り組みなどを記載することもできますし、他にも子育て支援、福祉・保健、環境等について、田布施町を全国から応援していただけるよう、情報発信できますので、ふるさとチョイスの加入にあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、特別職報酬等の減額措置についてであります。

本町では、厳しい財政事情が続く中、平成18年度から3年間を対策年度とする緊急財政再生プランを策定し、当面の目標として一般財源ベースで3億円の財源不足を解消することとし、経常経費の削減・事務事業の見直し・投資的経費の年度間調整や歳入確保等、歳入歳出構造の全面見直しを行いました。

この緊急財政再生プランの人件費削減措置として、町3役の給与、議員報酬、議員給与等の削減措置が実施されました。

その後、議員報酬・職員給与については削減措置を終えてまいりましたが、町3役の給与については、引き続き減額措置を継続しておりまして、今年度の減額見込み合計額は約400万円であります。

この措置は、1年ごとの特例条例として自主的に継続しているもので、質問のように恒久措置として、また、その使途までを特定したものと考えるべきではないと、私は考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） まず1番の、自治会の組織なんですけども、本日のトップバッターの瀬石議員の中でもありましたが、町道が162キロあって、地域のほうで管理するほうが難しい現状にあるっていうふうな指摘がありました。

各自治会の戸数と規模を調べてみますと、一番大きいのは麻郷の高塔ですね、200をはるかに超えております。小さいのは島とか飛び地とかというふうな形になるでしょうが、大規模自治会・小規模自治会も、一目瞭然の違いがあるんですよ。それは、小規模自治会は、由免団地みたいな新しく団地が自治会となったというのを除くと、高齢化率です。小規模自治会は高齢化率が高い、大規模自治会は高齢化率は低いという現状があります。

ですから、小規模自治会においては質問の中でしてきましたが、役員の人選が難しいと。例えば、市町村が合併したように、隣の自治会と合併して1つの班みたいな格好にしますと、人材を選ぶっていう面では2つが合併しますから、2分の1の重さになると思いますが、一方、美化活動なんか作業とかこういう辺りは元の自治会から比べれば、倍になるわけですね。

それで、高齢化で人がいないような現状で、町長の答弁の中で、行政が指導するんじゃなくて、あくまでもその地域の自主性と言いますか、そういうあたりで考えてもらうということですから、あくまでも困っている自治会が周りにあれば、自治会をとおして話してもらうということになるんでしょうけども、草刈り1つでも困っている現状がありますんで、何とか行政のほうも、あくまでも各地区の地域の実情に任せるということですが、何か指導というか援助というか、何か行政のほうも関わってもらいたいというふうに私は思いますので、ちょっとお尋ねします。何かいい、関わる方法、あれば。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えしたのは、多分、正式にその状況は間違いないんですが、正直言いまして、地域がそれぞれ高齢になる、あるいは空き家等が増えて地域自治会がなかなか難しいというこ

とだろろうと思ひます。

田布施町には5校区ありまして、5校区ちゅうか5地区ありまして、それぞれそこの自治会活動を公民館単位で活動されております。そういうところで先ほど答弁でもお話ししましたように、その辺でもしっかり話を進めながら対応していかないと、いや、行政が関わって、自治会をあっちつけ、こっちつけ、多いけえ別れ、あるいは少ないところはもっと増やせと言うようなことは到底できるわけではございません。自治会と言うのは、やはりその地域におられて、大きな自治会では班が、普通の自治会は10班ぐらいしかない、大きな自治会は20班、それ以上あるというような形で自治会運営をやられてるわけです。

ただ、その役職になれる方は大変だろろうと思ひます。昔のように区長制度時代は町の末端行政最下部というような形でやってきた経緯がありますから、町からお願いして、区長さん方には御協力をいただき、それぞれやっていただきましたが、今は自治会ということで、自治会自体でそれぞれの運営、全てやっていく。町からは行政協力員という立場で、些少であります費用として出しているというの、今の自治会制度でありますし、国、県もそういう指導をもって地域コミュニティをしっかりと取るため、そこにおるトップを町が指名したり、町が勝手にやられてもいけないし、やはり自治会の中でちゃんと決められて話し合っで進めると。これが大事だろろうと。

先ほど来から言われております、一般質問の瀬石議員にもあったように、自治会自体で自分たちの自治会は草刈りはやるが、隣の自治会、草刈りやってくれんという等の苦情等も聞いたことありますが、それはやはりお互いに自治会連携をしっかりと取るという、この方法を取らないと、うちはあそこを通らん。自治会の中には入ちよるが町道もほとんど使わんのじゃけえ、知らんいいやというような、そういう権利的なことを出してしまうと、田布施町の多くある町道を含め、百六十何キロもあるようなところの中にはそんなところがたくさんあるんです。

じゃあ、そしたらどうするんか、町が全部やるんかというようなことになった場合は大変であります。それはやはり自治会同士が連携を取り合っで、我々の自治会も同じように、ほとんど通ってない道を年に1度はみんなでやりましようという話をして、お年寄りも、子どもも、婦人会も、全て自治会総出でやるという、やった経緯がありますんで。その辺は自治会長さん、班長さん、あるいは会計その他役員さんが御相談されて、しっかりと自治会を守っていく、そういう立派なコミュニティをつくった自治会をつくっていくことが大事だろろうと思ひます。

そして、新たに先ほどY o u Y o uの跡という話もされましたが、由免と一緒にあります。やはり新しいところに多くの方が居住いただく、田布施町としてはありがたいことです。だけど、その集まられたところをちゃんと運営していって、お互いにコミュニティを取っでしっかりとやっていくには、やはり各地方・各地域から家を建てて来られた方同士ができるだけ早くコミュニティをつくり、地域を盛り上げてもらうためにも、やはりそこで新たな自治会の要請をされるのであれば、そこにある地域の自治会長さんとしてしっかりと協議をされて、我々はここに新たな自治会としてこれをつくる、いや、そこまでいかななくても班だけで、新たな班として加入しますよということでも、私はいいと思ひます。

そういう形で、やはりしっかりと地域コミュニティーをつくる意味でも、自治会の活動の重要性というのはこれからもしっかりとやっていただきたいし、やはりその辺は議員さん方もそれぞれ代表として出られている以上、御相談もあろうと思ひます。しっかりと御相談にのっていただいて、一番すばらしい自治会運営ができる地域づくりにしていただきたいなという思いを持っております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長の言われるとおりにだろろうというように思ひます。

ただ、ひとつ考へてみる必要があるのは、自治会長のその役割の中でいろいろ言ひましたけれども、防災という面でひとつ我々考へんにゃあいいんのは、この辺りは本当にええとこで、誰もが災害が本當にない、ええとこじゃっていうふうには本心から思っでちよると思っでんすよ。

それで、安心安全なまちづくりっていうことを田布施、そういうまちづくりをつくらんにゃあいい

んのんですが、コミュニティが今、希薄になってる現状がありますんで、地区内であって、例えば6戸建てとか10戸建て辺りのアパートができた、そういうところは自治会から漏れてるわけなんですよね。必然的には自治会の組織から漏れると、防災組織からも漏れてるのが現状じゃないかと思うんですよ。

さっき言いましたように、この辺は災害がないとこじゃっていうのがあるから、誰もその意を、それ以上のことに触れてないんだろと思うんですが、実際にはその組織から漏れるっていうことは安心安全なまちづくりから謳い文句だけで外れてるような格好になりますんで、何か考えてみる必要があると思います。防災組織の集まりとか、自治会組織の集まりで、この辺りもみんなで知恵を出しおうちで、地域みんなでお年寄りから子どもまで守るようなまちづくりができればいいと思いますんで、ひとつお願いいたします。何かありましたら、お答えお願いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 町内でもアパート居住者の方とか、あるいは今ごろ非常に多くアパートできておりますが、そういう方で自治会に入られない方もいらっしゃるわけですが、これはあくまでも個人で、私はもう3ヶ月、あるいは半年、1年しかここにいませんから、そういう自治会には加入しませんからと言われる方もおるし、ずっとそのアパートに居住される方はやはりそのアパート感覚に関わらず、自治会の方がやはり話を進めていかれるのが一番だろうと思うし、今言われたように、松田議員の質問のように、いざというときにはやはり一番近所、隣、本当に近くの方が一番の頼りになるんだということはわかっていただければわかるんじゃないかなという思いがします。特に、安心安全、特に防災を含めて考えますと、やはりそこに住まわれてる皆さんがお互いに、長い、細かいとこまで入らなくてもいいですけど、どういう方が住んでおられて、どういう方がそこに住まわれてるといのがわからないと、いざちゅうときには本当に大変な問題が起こりますんで、その辺はその自治会に関わるアパートの関係者の方にも声をかけていただくということは、これはもう自治会長さんの仕事になり大変だろうという気がします。でも、それは1つのあれとして、やはりそういう方にお声をかけていただく。中には、そういう方は、いや、ちょっと仮の住まいみたいなもんで半年しかここおらんけえ、自治会は勘弁してくださいよという方もおられるように聞いたこともありますし、あるいはそういうところをちょっと、もう嫌だという方もおられると思いますが、できるだけその関連自治会の方が声をかけて話してもらおう。それぞれ人ですから、しっかり話していただければわかってもらえるであろうかなというふうに思いますが、100%それがかなうというふうには思っておりませんが、できるだけそれをやっていただきたいという気持ちであります。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 2問目に行きます。

ふるさと納税です。ふるさとチョイスを準備されて、ヤフーの決済システムなどで、寄附金の増額を目指すということなんで、立派なものができるのを期待しております。

ところで、町長にお尋ねしますが、田布施町の職員には、全員が田布施町居住でなくて、町外に住んでおる職員も居ると思うんですよ。町民の税金である面、生活しているというふうに言えますので、町長、町外に住んでる職員に、強制でも半強制でもあっちゃいけないんですが、自主的なふるさと納税の手続きをお願いするような、そういうふうなアタックっていうのは、かつてされたことがありますか。田布施町の税収を増やすためには、町外の職員がふるさと納税してくれるとありがたいというふうに思えるんですが。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 松田議員が質問されたように、町の職員は町外も、町に居る人も実際には納税してくれている人も居りますが、町外の人に要請したことはありません。

ただ、できるだけ田布施町に住んでほしいという話は個人的には申しませんが、職員の前では何度も話したことはあります。ただ、それはやはりそれぞれ個人の権利であって、生活があるということ

はちゃんと認めてやらないといけないし、それが本当だろうと。

ただ、今言われたように、町の職員、町外のほうから通ってる人に、お前、ふるさと納税ぐらいせえやとか、言ったことはありませんし、町からもそういう要請はしません。逆の立場も随分あります。田布施町の方で、町外の自治体にお勤めの方も随分いらっしゃるので、そういうようなことはちょっとそちらも多分言っていないと思います。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長の言われるとおりで、田布施町民で町外に、例えば柳井市とか光市でお互いに囲い込み競争をやったらですね、田布施のほうで職員の需要が小さいもので、結果的には囲い込み競争をやったら、田布施の損になるようなことになる気がします。

ただ、自主的なその納税と言うのは、田布施の税金で暮らしてるんだよというふうなその職員の意識づけと言うか、そういうあたりで軽く声をかけられるというふうなことは、町のトップに立っておられる町長としては、必要じゃないかという気が私はしましたもので、質問させてもらいました。囲い込み競争をやったら本当は結果的にはマイナスっていう形が見えてくると思います。

もう1つ質問します。

長崎県平戸市は寄附金が10億円を超えています。ポイント制を導入し、寄附金が10万円を超えると50%の変換率となっているようです。ポイントで中元・歳暮の商品が送れる、アイデアの勝利と思います。

私は質問の中で、商品競争ではなく郷土愛による方法を目指してほしいと言いました。来年は企業版のふるさと納税が実施されるようです。こちらは1件の金額は非常に大きいと考えられるので、返還率を大きくしてでも多数の獲得を目指してほしいと思います。

その獲得を目指すために、まず初めに、町一丸となったアイデアの結集を図る場が必要と私は思うんですが、このようなアイデアを出すような場をつくるようなお考えは、町長、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがとうございます。平戸の件も新聞等で聞いております。今、新たに企業関係のふるさと納税出て来ますから、何らかのよい方法考えながら、やはり何人か若い人たちもしっかり集まってもらって、対応できればというふうに思います。今、持っているわけじゃありません。これから、非常に今、職員も若返っております。若い人の力を借りて、みんなが一致団結して、職員の中でそういった話が出来ればという思いをしておりますけど、やってみたいというふうに思います。今あるわけではありません。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） トリップスリーの次はあきらめて、最後の質問にしたいと思います。

3問目の特別職の減額についてですが、私は現在、20%、15%の減額となっておりますが、この減額は数字は別にして、こういうことは続けてほしいというふうに思っております。

しかし、私の思っている減額のあり方は違うんです。どう違うかと言いますと、世の中の報酬の支給体制に合せてもらいたいということです。

一般的に60歳以下の若い人は減額となっております。60歳を越えれば、町職員もそうですが、60歳を越えれば給与のカット、通常は65歳を越えればさらなるカットというふうになっています。田布施町は特別職が減額となっておりますが、議員、特別職、会社役員、報酬を決める立場にある人の報酬が世の中の仕組みとは違うのはどう考えればいいか。

今日は12月10日で期末手当の支給される日です。私は議員になって初めて知りました。現在、私は議員の中で3番目に若いんです。それでも65歳になっております。ということは、私を含めて13人中11人が、もう既に基礎年金の受給資格者ということです。公的年金と議員報酬の二重取得者と言えるんです。

そこで、町長にお聞きしたいんですが、町長は今、20%の確か減額となっているんですが、実現

しての話でもあるんですけど、例えば、二重取得者となってますその議員、夏・冬の手当で65歳を越えた人はそれぞれ15万円、合計30万円の報酬のおよそ1割を僕が質問の中で提案したように、議員枠としてざっと特別職は約400万円減額になってるというふうに言いましたが、議員でしてたらざっと330万円になるんですが、一般会計で田布施町のこの330万円で活性化につなげると。まだこの市町も僕の知る限りではこういうことはやってるところはない、日本で初めての試みになると思うんですが、この議員枠っていうのをつくったら、一般会計で当然、田布施に貢献すると思えますが、この議員の貢献を町長はどういうふうに考えられますか。もし、実現すればの話ではあるんです。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 議員さんの報酬からカットして、議員さんが自らやられるんならそりゃあいですが、御承知のように、あくまでも条例どおり基づいてものごとは進めなきゃいけないんです。勝手にはできない。

ですから、もしかそれをやれば、勝手にやったら必ず選挙に絡んだ関係で罰せられます。私どもでも、首長が自分の歳費をカットして、これをどこそこに使いますよというようなことをやれば、これは条例なしでやれば必ず。議員さんも多分、そうだろうと。私の言っていること多分間違いないと思いますが、そこまで詳しく知りませんが。やはりその辺は、報酬という形で、ちゃんとした条例の中に謳って、こういうふうになりますよということで謳われておりますから。今、私がやっている自主的カットっちゃうのは、平成の18年、私が町長になったときに、財政の窮地を乗り越える一つの案として自らがやる。それに三役が、もう今変わられていますが、協力するよということで協力いただいたという経緯がある。議会のほうも、首長がそこまでやるんなら、私らも協力するよと。それで、職員のほうにもひとつその辺の協力得られるかということで、各職員に対しての。これはちゃんとみな、全て条例で基準を決めてそういうことをやった。それが終わったら、もうそれでもう、再建に少しは協力したという自信もあろうし、これからはまちづくりにしっかり対応するよということで協力をいただいている。その意味からおいても私は良かったと思います。

私がずっと続けてるとするのは、もう皆さん、財政のことはもうそれぞれ議会、皆知っちゃってでしょう。まだまだ厳しい状況が本町は続いておりますから。それから言うたら、年もそろそろじゃけえ、お前、無報酬でやれえやっちゃう言われりゃあ、やれんことはないんです。報酬ゼロで。ただ、組合がある。職員ちゅうのはちゃんとあれがありますから、それに基づいてやります。

そうすると、そういうとこととのバランスちゅうのを考えてやらないと。職員も気兼ね、気兼ねな仕事をやるようじゃあとんでもない話。自分たちがもらった報酬以上の仕事をやるんだちゅう馬力を持って、そうすることによって、自分たちは上がっていくという気持ちがあれば、職員もしっかり。

議会の皆さんも同じだろうと思います。自分がもらってる報酬に対してそれ以上の仕事をやるということが、私はやはり、私自身がそういう気持ちでやってきました。だから、報酬が少なけりゃあ、仕事やらんじゃなくして、もっともっとやっついこうという気持ちを持てるようなことが必要だと思う。

もし今、仮に、そういうことを条例で、議会を出されてやったら、初になると思います。そりゃあちょっと私もようわかりません。そういうことやっているところがあったかないか知りませんが、議員さんの発案によって議員がカットして、その金を何々に使わすと言って、田布施町議会条例で決めてスタートしたいちゅうたら、それこそ全国初。首長の私からそれをどうこうという立場にはありません。今の段階では、今、申し上げたような状況です。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長、コメントありがとうございます。

特別職の枠で何かできんじゃろうとか、あるいはその議員枠とかこういうことを提案したのは、先月の総務委員会の研修で、御存じと思いますが、中学校と田布施西小学校を視察に行きました。そ

の中で校長先生や事務の方と実際に話す機会を得まして、現場の声をお聞きしたっていうふうな。

9月議会では河内議員も西本議員も、学校の設備のことで環境改善のためにエアコンをっていうふうな議会での質問も出てましたが、やはり両小中学校ともエアコンというふうな話題が出たわけですよ。一般財源、なかなか必要なんでしょうけども、その優先順位をつけてったときに、学校のエアコンまではっていうふうな、難しいような、御苦労されてるんだと思いますが、行政のほうで苦労してどういう予算を執行していこうかちゅうんで苦労されてるのわかるんですが、ないんだったら新たにつくりゃええじゃないかという思いで、特別職の枠とか今、議員の枠とかっていうあたりを質問の中で提案させてもらったようなことであります。

それじゃあ私の質問、3問、トリプルスリー、その次は実現しませんでした、終わります。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 次に、石田修一議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 4件の質問をさせていただきます。質問形式は一括質問、一括答弁、2回目より一問一答方式でお願いいたします。

それでは、第1問、地方創生総合戦略についてであります。町の総合戦略に基づき、実践的な計画として、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の克服に向けて実効性のある地方創生の取り組みを進めているところであります。町民、地域と行政が一体となって、活力のある町となるよう期待しているところであります。

そこで、次の4点についてお尋ねします。この4件とも答弁者は町長でお願いします。

第1、施策ごとの取り組みはアクションプランの中で、5年間で70もの指標、これを示しておりますが、その中で特に重点的に取り組むものや緊急性、優先順位の項目はどれかお答え願いたい。

第2、これからの施策に積極的に取り組むためには、職員の体制強化と整理、これが実行するためには必要と思っております。国、県からの人的支援はないのか、この点についてもお尋ねします。

第3、国の交付金事業となっているが、今後も5年間の財政支援は受けられるのかどうか。

第4、総合計画に基づき地方創生戦略を策定しておられますが、前期の総合計画、これの自己評価はどうであったか。反省点についてはどうか。

これが第1の質問でございます。

質問第2、これは地方創生、第1と第2は関連するところがございます。

第2、定住促進事業について。日本全体が人口減少社会に突入している中、地方においては消滅可能性自治体が予測されるなど、地方の衰退は深刻な問題となっている。本町においても例外ではなく、現状のまま推移すれば人口の減少は避けられません。中長期的な視点に立って、積極的な定住促進が必要だと考える。

本町も人口ビジョンを創生総合戦略の基本と考え、基本目標、これには産業振興、人材の定着、移住の推進、結婚・出産・子育ての環境の整備、持続可能で元気な地域社会の形成の4項目、これを挙げて推進する戦略であります。総合戦略の取り組みで述べたように、重点項目を絞って取り組むことが重要であります。といいますのは、実行部隊となる組織の再編が必要だというふうに思っております。

実は、定住促進事業の重要性を考えて、今回、総務文教委員会では先進地2市視察研修に行っていました。住みたい田舎ベストランキング全国1位に選ばれた両市であります。大分県豊後高田市、平成26年、島根県大田市は平成27年に住みたい田舎ベストランキング第1位、これに選ばれました。総合戦略の中で重点項目を完全に絞って、実行部隊をつくり、徹底的に推進することが成果をそういうことによってこの両市は成果を上げています。

本町では、私は町長に2年前から空き家の調査、推進、これを早急にやるよう進言してまいりまし

た。しかし、現状は余り進んでいないと、そういうふうに思っております。先月、視察に行きました大田市では、転入者にすぐ紹介できるように空き家バンクを地方創生総合戦略の最重点項目に挙げております。そして、市職員が中心となり、1軒1軒足で調査し、空き家バンクの登録を勧め、そして空き家の案内をして所有者と利用者との連絡調整までしております。双方の調整がついたところで、地元の不動産業者へ売買、賃貸の交渉、契約に関する仲介をお願いしております。だから、地元の業者のほうを下請けのような形で1社に偏らないように、順番に情報を流していくと、そういうことをやっております、案外不動産、そういうことに取り組むということになりますと、何か問題が起きるんじゃないかというふうに思いますが、現在のところ、全く問題は起きてないし、成果をどんどん上げております。

本町も高齢化が進み、空き家が年々増加しております。転入者を増やすには、まず転入者が生活できる住居が必要であります。本町も創生総合戦略は70、これができれば本当に素晴らしいことですが、この指標を全部今の資料を見ますと、同時スタートでどれもこれも一生懸命と、それは私は理想ではないかと、そういうふうに思っております。優先順位を決めないと、会議、会議の連続に終わってしまうのではないかと、そういうことを危惧しておるところであります。

豊後高田市、大田市のように焦点を絞って空き家バンク、これからでも中心に推進していったらいかがでしょうか。UJIターンの受け皿、相談窓口をつくりまして、情報の提供、収集をして転入者を受け、そういう体制をつくっていったらいかがでしょうか。

第3、麻里府地区活性化事業についてであります。アクションプランの中で、麻里府地区活性化事業の取り組みがあります。生活サービスの施設、防火施設、交通弱者対策など、総合的に検討し、31年まで計画、策定をしますとあります。何か漠然とした計画のように見えるわけですが、現在具体的に考えておられる計画、これをお尋ねします。

第4、田布施庁舎建設計画についてであります。庁舎建設に3案があります。1は、この現在地、ここに庁舎の新築、第2は現在の庁舎耐震化であります。ここの耐震だけあります。第3は旧田布施工業高等学校を改修し、移転する計画であります。

本件については、庁舎検討委員会を設置し、検討するというところで議会の賛成多数で可決しております。しかし、現在、旧田布施工業高校への移転が主流で計画が進んでいる状況であります。9月議会以降、町民よりいろいろな意見、要望が私の手元にはしっかり来ております。田布施町のシンボルである庁舎建設には、もう少し時間をかけてでもしっかり検討してほしいという意見であります。その意見の内容は、どちらかという移転については反対という内容の意見であります。現状はどこまで進んでいるのかお尋ねします。

この4点であります。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、石田議員さんの質問にお答え申し上げます。

まず、地方創生総合戦略についてであります。

1点目の「アクションプランの中で、特に重点的に取り組むものや緊急性の高いものはあるか」との御質問でございます。

10月に策定しました田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、具体的な取り組みとして38の事業をアクションプランの中に盛り込んでいます。その中には、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の基礎交付分事業として既に先行して取り組んでいる事業もあります。また、11月に交付決定を受けました地域住民生活等緊急支援交付金の上乘せ交付分に、本町が特に重点的に取り組んでいく事業を4点掲げています。

1つ目の事業は、「しごと支援創生事業」として、光ファイバー網を町内に敷設し、空き家・空き店舗等を活用したサテライトオフィス等の誘致の取り組みでございます。

2つ目の事業は、「農水産物ブランド化構築に係る調査・検討事業」として、産官学連携による特

産品開発や農産物、加工品等の共同開発、高付加価値化等を行い、ブランド化の構築を目指すものでございます。

3つ目の事業は、「子育て支援事業」として、子育てに関するリーダーや子育てのサークルの育成、ママカフェの設置を念頭に置いた子育てのワークショップを開催するものでございます。

4つ目の事業は、「たぶせ I J U 促進事業」として、10月に設立しました「たぶせ I J U 推進協議会」を核とした移住・定住の取り組みを進めるものでございます。

次に、2点目の「職員の体制強化、国・県からの人的支援は」との質問でございます。地方創生に積極的に取り組む市町村に対して、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する制度として、地方創生人材支援制度がございます。本町では、10月に策定した「田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を進めていくに当たり、この支援制度を利用し、国家公務員の幹部職員の派遣を申請しているところです。派遣が決まれば、平成28年4月から原則2年間の常勤勤務となり、また、県に対しても同様の派遣要請を行っております。

次に、3点目の「5年間の財政支援は受けられるか」との質問でございます。現在、国からの正式な通知はありませんが、マスコミ報道等によると、平成28年度の地方創生に係る国の予算は1,080億円と言われ、地方にも同額の負担を求めるとされており、本年度100%補助に対し、来年度は50%補助となる見通しですが、今後5年間の詳細を含め、明らかになっておりません。

いずれにしても、本町においては厳しい財政事情がありますので、先ほど申しましたが、重点的な施策を中心に優先順位をつけ、人口減少問題の克服に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の「前期の総合計画の自己評価、反省点についてはどうか」との御質問です。総合計画後期基本計画を策定するに当たり、庁内組織である総合戦略推進本部において、前期基本計画の施策の達成度や実施状況を検証し、施策ごとに244項目の評価集計表を作成いたしました。

また、外部組織である後期基本計画・地方創生検討委員会において、この評価集計表をもとに御審議いただいておりますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、前期基本計画の評価を踏まえた計画としております。

次に、空き家対策を重点項目として定住促進事業に取り組んでは、というお尋ねであります。

現在、本町の空き家バンクの登録件数は1件でございます。しかし、広報たぶせ11月号で空き家バンクの周知を行ったところ、問い合わせや登録の相談件数が多くあり、今後、登録件数は増えると考えております。今後、さらに周知活動に力を入れることで、空き家情報の充実を図り、移住・定住の促進に努めてまいります。

また、町では空き家の実態調査を行っており、今後、この調査結果により、利用が可能と判断される物件については、所有者等と連絡をとり、空き家バンクへの登録をお願いしていく予定としております。

その他、サテライトオフィス誘致事業や本町での暮らしを体験してもらうお試し暮らし体験ツアー事業など、今後、多くの事業で空き家の提供等が必要となります。

また、新たに設立した「たぶせ I J U 推進協議会」とも連携して、空き家バンクの物件確保と同時に、移住・定住事業を進めてまいります。一般的な定住支援の流れは、移住希望者への情報提供や移住フェアへの参加により、田布施町への関心を持ってもらうとともに、実際に田布施町に来てもらって、地域を案内し、暮らし体験やお試し滞在等により地域生活への理解を深め、移住に向けた空き家バンク制度による空き家のあっせんや住宅改修などの支援、仕事のあっせんや就職、就農支援、子育て支援など、それぞれの事情、希望に応じた支援を行うこととなります。

さらに、地域の魅力や価値、特色を最大限アピールして、他の地域との差を明確にすることが、移住希望者が移住先を決定する要因ともなりますので、町としましても、移住後の生活環境やライフスタイルを前面に出し、本町をPRしていけるよう、今後、定住への支援制度を充実させていきたいと

思っております。

3点目は、次に、麻里府地区活性化事業についてのお尋ねであります。

本年10月に策定いたしました田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標4「持続可能で元気な地域社会の形成」の「地域コミュニティのまちづくり」の項目では、「まちづくり推進事業」「我がまちスポーツ推進事業」「麻里府地区活性化事業」「買物送迎サービス事業」の4つを具体的な取り組みと掲げております。

御質問の麻里府地区活性化事業は、総合戦略アクションプランの具体的な取り組みの中で、旧麻里府小学校跡地を考える会と協議し、小さな拠点づくりとして、生活サービス事業、防災施設、交通弱者問題等を総合的に検討し、計画を策定するとしております。

この取り組みの始めとして、5月20日に、平成27年度第1回目となる「旧麻里府小学校跡地を考える会」を開催していただき、会合では、旧小学校の1階2室を当面、3年程度を目安として、この利用について地域主体で利用いただくこと、また、体育館については週2回剣道連盟が使用し、その他の利用は、麻里府地域と協議することなどについて意見交換をさせていただきました。

現在、交付金事業として具体的な計画策定に向けた対応は未定ですが、今後、旧麻里府小学校跡地を考える会等と協議し、麻里府公民館移転計画等の策定にあわせ、麻里府地区活性計画等の策定に取り組んでいきたいと考えております。

次に、最後は、田布施町庁舎建設計画のお尋ねであります。

まず、本年度設置しました庁舎問題等検討町民委員会の状況であります。8月17日に開催しました第2回委員会で、旧田布施工業高本館棟を庁舎利用する方向で検討することといただき、各委員から施設利用についての具体的な要望、提案をいただきました。

これを受け、11月30日の第3回委員会で、各委員からのこれまでの御意見等を踏まえ、総合窓口の導入やグラウンドと本館棟の段差解消のため、段差部分に2階建ての建物を別に建設し、建設課、倉庫、エレベーター等を追加配置する案などを含めたレイアウト案を御報告いたしました。

次に、県との協議状況であります。7月27日に県教委と第2回旧田布施工業高校跡地利用ワーキング会議を開催し、8月28日に現地で県教委と双方の施設利用案について境界立ち会いを行い、これに基づき土地利用図を作成いたしました。

その後の協議段階で、建築基準法の日影規制による敷地境界への影響を考慮する必要が生じたので、その影響調査を実施し、その問題について、現在県と協議しております。

また、町では、庁舎用地及び本館棟の鑑定評価のため、県に施設台帳の提供を依頼し、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼するとともに、接道する町道、県道の拡幅等についても調査し、対応方法を検討しております。

以上が、現在までの進捗概要であります。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） それでは、再質問させていただきます。1番の地方創生総合戦略と2番の定住者促進事業については関係性が多いので、これはあわせての質問とさせていただきます。まず、この地方創生総合戦略であります。これは組織のほうは別働隊かなんか組織の再編は具体的にしておられますか。

○議長（林山 健二議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） 地方創生の実施に伴いまして、具体的に今、組織機構を直ちに28年から見直すということは考えておりません。今の組織の中で、外部団体とも協議しながらやっていくという体制にしております。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） そうしますと、基本的には先ほど町長の答弁の中で、推進する項目の中で、どうしても定住という言葉が出ております。地方創生の基本というのは人口ビジョンとい

う格好で、別の冊子で出ておりますし、アクションプラン、そして人口プラン、これを読みますと、どうしてもこの人口プランというのが、これがもとになっておるといふふうに理解しておるんです。その点についてお願いします。

○議長（林山 健二議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） おっしゃいますように、地方創生そのものがやはり地方と中央の関係を見直しながら、人口を少しでも増やしていこうというのがベースになっておりますので、おっしゃいますように、人口ビジョンにも将来の人口目標、その辺を目標にして、出生率なり社会減、自然減をどういふふうに見ていくかということでございますが、日本全体が人口減少時代に入っておりますので、こういう対策を打ちましても減少というものが続いてくると思いますが、それに対する影響は最小限にとどめるということで、全て今から御提案いたしますI J U協とか子育てとか、そういったものも人口ビジョンによる推定によるものが基本になっておるものでございます。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 私も同感でございます。と言いますのは、どうしてもこの人口の減少、いかに若い者の定住を図っていくかということが第1条件になってくると。そしたら、そのための施策としてどうするかということになれば、実践でこれを結果を出すということになれば、どうしても転入者、これをいかに増やしていくかということになってくると思うんです。現状は、まず何から手をつけないといけないか、転入したくても生活する住居がない。案外、転入したいがということで住居を探す、私も一つの家といいですか、施設を預かっておりますけど、どうしても転入ということになりますと、すぐ住居、生活できる家が必要になってくるわけです。そして、町内で探しました。ありませんでしたから柳井に1軒ありました。平生にやれ空き家バンク、これははっきり言いまして田布施町より進んでおります。平生にありましたので、平生に住んで田布施に勤めておるといふことです。

だから、2年にわたって、豊後高田、それから大田市、大田市は11月19、20と行ってまいりましたが、ここがもういろいろ方策はあると思っておりますけど、空き家バンクという形を徹底的に、これ別働隊つくって動いております。先ほど申し上げましたように、行政のほうで行政のOB、これを2名、これを別働隊として空き家の調査を足で1軒1軒各地域を回っております。回って空き家を見つけ、その親戚関係から本人から、どういう格好でバンクに登録させるかというふうなことを徹底的にやって。まず空き家バンクというのは、1年先には20件くらいなるだろう、30件になるだろうというんじゃないくて、これをもとにしてやるためには、早急な実戦部隊がいるわけです。別働隊がいると思えます。今の行政の中で、そういう課がありますか。

だから、ぜひこの地域創生、田布施町も成功させてもらいたいから、私はあえて申し上げるんですが、これは別働隊つくってでも、OBの方でも経験の持っておられる方でも、人件費は増えるかもわかりませんが、してもらって、そして今度また実際に今の空き家、これ田布施町も結構ありますよ、空き家。どんどん増えてます。そういうふうなのを早急に調査するお考えありませんか。再度お聞きします。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 空き家の調査につきましては、今、建設課のほうで空き家調査というか、住めるような状況の空き家が出てきます。その調査によって、今度は経済課のほうはその所有者と連絡を取り合って、空き家バンクに登録していただく。そして11月に広報に載せて、今1件空き家バンクに登録していただいたんですが、今5件くらいの相談来ておりますので、その所有者の方と今、交渉している状況でございます。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） これまず、研修に行かせてもらった両市、これをもう、いい結果を出しておりますので、今度は三番煎じになるかもわかりませんが、やはりこういうことは、成功

しておるところは見習って早急に手を打っていただいたらということで、これは提案として申し上げときます。

それから、もう時間もどんどん過ぎてますから、定住促進のほうで話をさせてもらいますけど、大田市は情報網として、U J I ターンの相談窓口、これを市役所本庁に置きまして、別に県内に2カ所置いております。そして県外に、東京、大阪、広島、3カ所、計6カ所設置しております。そして、そこで情報も提供し、資料もしっかりいいのをつくっております。情報も提供し、収集をしております。支援のほうも、具体的に積極的に行っております、定住奨励金、結婚、新婚さんへの助成金や企業支援、産業、農業、これの支援金、これ田布施町、本町もやっておるといふふうに思いますが、具体的には大田市は、ただ支援という小さい支援でなくて、これ大きいとは言えませんが、空き家の改修工事、これに100万円上限として、2分の1に抑えておりますが、100万円まで上限としてもう実績で出しております。田布施町はそういうところまでのお考えはいかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、議員御指摘のとおり、町としても今ちょっと検討しておりますので、移住者の受け入れ体制の整備事業といたしまして、空き家バンクに登録されたところに移住されてくる場合は、空き家改修支援事業とか、そこにあるいろんな空き家にあります物を処分するような事業をつくっていったらということは、一応今検討している段階であります。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 検討をできるだけ短くして、そして具体的に推進できるように、早くお願いしたいと思います。これやはり、定住促進事業を進めるといことになりまして、支援というのは思い切った目玉商品もつくる。だけど実際に、よそからの転入者が多くなりましたら、こちらへ来て生活してくれるということになりますと、この元と言ったらおかしいでしょうけど、差し引きしましたら、100万円というのはどれぐらいで返ってくるか、そんなに長い期間じゃありませんよ、でしょう。計算してみてください。もうそんな100万円もこの今、大借金している田布施町で出してというふうに思われるかもわかりませんが、先を考えましたら、これは思い切って田布施町としても取り組むべきと、そういうふうに思います。

そして、もう一つお尋ねしますが、医療費、先ほどどなたですかね、議員の一般質問の中でありましたけど、大田市は中学生までは医療費は無料ということにしております。田布施町もそこぐらいまではされてもいいんじゃないかというふうに思いますが、その点いかがでしょう。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ちょっと大田市さんが中学生まで無料だというちょっと財政状況等、市の状況ようわかりませんが、石田議員さん数字にすごく精通されてますから、私が言うことでなく、それぞれ市町の状況によって皆違うので、田布施で非常に窮地に陥っているというのは、何にも支援のない町だということが一つあるんですよ。それを何とかこれからやっといこうというには、やはり住民が総結集したパワーでやっていかないとできないというのは私自身も感じております。

今の、今日のこの後の質問等にもまた出てくると思いますが、特に人口ビジョンが基本になって、これからの将来の田布施町をどうするんだというのが頭にあるわけですから、田布施の人口をいかに減らさないようにするか。そして、よそから取り合いしてもしょうがない。一つにはやはり基本はそこだろうというふうに思います。皆、移住移住によってこいやと。じゃ、山のほうに移住する方もおりや海のほうに移住される方もおりや、いっぱい移住があるかと言ったら、先ほどから質問のとおり、働く場所がないのに移住はしてこないんですよ。そうかといって、定年退職して行くところがないし、この街中住むのは嫌やけ、わしゃ地方に行って暮らしたいという方は多分、数いらっしやると思いますが。そういう方をしっかり受け入れて、田布施町の将来はとか、あるいは地域の将来はといったら、それはちょっと描けない将来が多分出てくるんですよ。だったらどうするかと言ったら、今田布施におる若い人が外に出ないで地元に残って働いてくれる、そして田布施をこれから多くの人に来ても

らうには、やはりそういう家庭を持った方が田布施に移住してくれるという状況を今後は考えていかなきゃいけないというようなのが私自身にもありますし、自分の我が子をしっかり田布施に戻せという気持ちでやっております。なかなか帰っても働くところないよというのが本音だから、3人の子どもに皆帰ってこいって言ったって帰ってきません。だけど、その辺はやはり今回御質問いただいた定住促進、定住するにはやはり定住される方が来て、田布施でえかったと言われる定住の計画をしっかりと立てていくということ。

今、課長が答弁したように、今その辺をしっかりと対応しておりますので、お試し住宅やって試してもらうんかとか、いろいろな状況を考えておりますが、まだそこまでいっておりません。これからのスタートでありますので。大田市さんなんかそういう新しい対応されたことを見てきていただいて、その辺の御提言いただいたので、私どももしっかり勉強して、あるいはその辺をしっかりと対応してまいろうかというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 時間がどんどんもう過ぎていきますが、1つこれは提案しておきますけど、長信町政になりまして、圃場整備、これは大変御苦労されておりますが、結果が出てきておると思うんです。そうしたときに、この活用ということを考えたら、若い人の農業専従者、それから企業体の育成というふうなことで、もう前提条件は空き家バンク、これでもうすぐでも来れるよという空き家をしっかりとつくって、そしてこういうふうな、もう今の高齢者から若い人が引き継いで、農業も将来安泰だというふうな形をつくっていく環境が田布施町に今、長信町政でつくろうとしておられるわけですから、これを点だけでなく線で、そして面に結びつけていくというふうな推進計画をやられたらどうかというふうに思っております。

それでは、次にまいります。順番は変えさせていただきます。

4番目の田布施町庁舎建設計画のほうでございますが、これは私も町民の代表として選ばれておりますので、町民の意見というのを町長にしっかりと、行政のほうにもしっかりとお伝えしたいと、反映させたいというふうに思っておりますので、まずこちらのほうを先に再質問で申し上げます。

私の手元に、町民からの意見書でありますけど、庁舎検討特別委員会では第1回目の委員会で、委員の紹介と町側の田布施工業高校への移転改修計画を重点にした説明で、現在地での新築、現在地での庁舎耐震化についてはほとんど中身がなかったと、そういう委員会があったと。そして2回目の委員会では、田布施工業高校、ここへの移転ありきで、できた場合の、先ほど要望事項へありましたけど、経過はありましたけど、要望事項の会議であったと。田布施町のシンボル、財政計画に要した時間は合計で4時間。簡単に決めるのはよいが、もう少し時間をかけていろいろな角度から検討してほしいという要望でございました。その項目の中で、ちょっと簡単に6項目申し上げておきます。

第1は、建設されて28年も経っているため、移転ができるまでを計算すれば、建築後33年たったことになると、専門家からすると、鉄筋コンクリートの建物の寿命は約50年、多額の投資をして、17年後にまた建て替えを検討する、そういうことになれば、修理が発生することになり、ランニングコストが高くなり、結果的に新築のほうが安く済んだということにはならないのだろうか。

第2、学校として建築されたもので、行政を目的とした建築になっておらず、基本的に仕事の流れ、よりより住民サービスの配置、音響、冷暖房効果、節電機能、耐火機能、IT化のための配線レイアウトを考えての建物ではないし、改修したと言っても多額の費用を要し、中途半端になる可能性はないか。

第3、場所は現在地が位置的にも一番利便性もいいのではないか。田布施のシンボルとして考えてほしい。

第4、田布施工業高校跡地は駐車場が建物より1段低い。高齢者、身障者にとって負担が大きい。

第5、保健センター等も含めた総合庁舎であればよいが、他の施設も同一敷地内に誘致。先方の理解は得られているのか。また、町民もそういうことを理解して納得いくのか。第5であります。

第6番目、私もこの分についてはどうかなというふうに思っているのですが、移転建設、現庁舎改修、いずれにしてもこの計画の検討に入っていることに対して、人件費削減が議論されていない点が町民には不信と不満が残るといことで、例えば5年遅らせても現在地で保健センター等、そういうような全部含めた総合庁舎をこの現在地に新築することで、仮に10人節減できれば、年間9,000万円、10年で9億円の削減ができる。それは建設資金にという考えはできないか。いろいろな角度から時間をかけて検討してほしい。

そういう6項目の、簡単に申しましたけど、意見がございました。私も町民の1人として納得する部分もあるわけで、あえてこの場で提案をさせていただきました。もうちょっとあります。それでは、前後しましたが、これは今の4項目めについては、町長、私の方の質問で終わらせていただきます。何かありましたら、すぐの答弁というのは難しいでしょうが、これは町民の要望、意見でございます。お伝えしておきます。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） わかりました。経緯ということで、これまでの経緯を先ほど説明申し上げたとおりであります。その中にもありましたように、ただ場所だけ移動するとか、空いちよるところにすっと入るとい感じではございません。必ず相手がおありまして、相手との協議、あるいは今の建物の関係に関わる協議といことこの経緯の中で申し上げたとおりでございます。こっこの対応と相手方の対応といのもやはり整合性があるように、うちのほうばかり要求しても、いや、やめましたとかいのが出てくるだろう、いろんな形が今絡んでおりますので、本日までの経緯しか申し上げておりません。これからまた具体的にどういう方向にいくかによっては、変わることは私はないといふうに思っておりますが、住民の皆さんにちゃんと説明できる対応だけは、ちゃんとこれからやっていきたいといふうに自分は思っております。だから、ちゃんとした説明ができるように、内容をしっかりと理解いただけたらと、財政のことも含め、やっていかないといけないとい気持ちを持って、今はそういう状況の中において進んでおりますので、ここでどうこうとい答弁はできませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 即答は求めておりませんが、時間をかけての検討をできることがあれば、やはり田布施町のシンボルですのでお願いします。

それでは、最後の質問になりますが、麻里府地区の活性化事業、これは、33ページにしっかり載せていただいておりますが、はっきり言いまして、ちょっとこれああいうふうに計画策定といことで、5年間で計画策定をするといふうな解釈で、中身がどうかなと、失礼ですけどそういう印象を受けておりますので、現在、具体的なところでちょっと申し上げますと、国道188号線の歩道の拡幅、今にもできるような形でありましたけど、これ第1期工事、第2期工事といふうなところまで具体化してございましたけど、あれから話が全くありませんが、できたらあその山といのは、もう崩れそうな状況になるんじゃないかと思うんですが、いつ崩れてもおかしくない、老朽化もしるとい思うんですがあの線沿いは、そうしたときに第1期工事だけでも早くできないだろうか、歩道の拡幅工事。それとあわせた格好で、前にも申し上げましたけど、戎ヶ下からずっと麻里府のほうに入る、これは通学路ですいいね、ああいう狭いところ。それと私もどうしても188号線を柳井、岩国、そして光のほうにこうして動くことも多いんですが、そうしたときに一番国道で見劣りするといのは、どうしても我が町、田布施町になってくるわけです。こうしたときに、どうしても比較するわけです、負けたくないとい気持ちもあるし。そうしたときに、これは町の仕事ではありませんけど、やはり国会議員も田布施からは2人も出てるわけで、こういうふうなものを徹底的にお願いして、町民の意見、田布施町のために少しは動いていただいてもいいんじゃないかといふうに、それとこれは交通安全にもつながってくる。また、オラレの舟券売場のほうもどういう方向になるかわからないにしても、もうできるとすれば、また交通量も増えてくるわけです。そういうことを考えたら、やはり国

道の188号線、これは何としても早急にやってもらいたい。

それと、小学校のグラウンドでございますが、これ今、7自治会でもう毎月、草引きをしとるんです。そうしたときに、あそこに今までは地域の者もジョギングしたり、子ども連れて縄跳びしたりして入っておるんですが、入ったところにもう昔からの看板「許可なく入るべからず」で、どういうふうに書いてあるかという、田布施町教育委員会、大きく書いてある。そしてその下に田布施町立麻里府小学校、この立て看板ががんと前にあるわけです。だけど、これ地元の者の運動場、校舎のほう使うとは言いませんけど、運動場使うのは自治会の許可か何か気楽に使えるようなことを考えていただきたい。何か草ひいて、そして今度はまた行政のほうに許可しないと、あそこで許可もろうてジョギングする、縄跳びするちゅうようなことはまず現実的にはしませんので、その点は一つ御検討願います。

それから麻里府保育園、これが第一避難所としてなっておりますが、あそこはマップで見ますと、土砂災害、これの危険区域になっておりますね。だけど、こういうところへ避難所というのはいかかなものかと。だから、こういうことも麻里府地区の活性化ということをしっかりお考えいただいておりますけど、こういう災害面のことについても、今の現状のままでなくて、どういうふうに対応するか早急に御検討を願いたいと。

今、倒産しておりますけど、金竜食品、これまた答弁をお願いしたいんですが、あそこ跡地を何か利用か何か話があるのか。それと固定資産税、どうなってるだろうかなというふうに思うのですが、その点お答え願いたいと。ちょっと1つごとにお願ひできたらと。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 国道188号線でございますが、別府地区のどこについては一応、国土交通省ともお話をいたしまして、基本的には今3.5メートルある歩道を今津さんのところまで全てを3.5メートルという国のほうも考えております。この前から用地のほうにも何回か行きましたけど、ちょっとやっぱり地元の方に意見がどうしても納得していただけないということになっておりますので、とりあえず差し向き1軒を山のほうだけを取り除いて歩道をつけるというような話は今、協議してまいっております。来年度予算については、ちょっとまだ不透明でございますが、一応来年やるということを前提に今、お話しをさせていただいております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 金竜さんの跡の件と税の関係、ちょっとまだ今よくわかりませんでしたので、調べてまた委員会等でお話しさせていただければと思います。

あと、麻里府全体のことについてもまた、特段申し上げることはありません。よろしく願ひします。

○議長（林山 健二議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 時間いっぱいとなりましたので、これで私の質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 暫時休憩をします。

午後0時30分休憩

.....

午後1時29分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩を取り消し、本会議を再開します。

次に、高川喜彦議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） それでは、私は本12月定例会で、通告のとおり長信町長に3問お尋ね、お願ひをいたします。続いて、尾崎教育長に質問並びに議員として提案をしたいことを申し上げます。いずれもよろしくお願ひ申し上げます。なお、質問方式は最初は一括質問、それから一括答

弁、2回目より、わからないところを一問一答でお願いをいたします。

では、質問事項の1であります。再び医療費の無料化を提案についてでございます。答弁は長信町長にお願いします。

私は9月定例会で、18歳までの医療費無料化を提言しましたが、答弁では財政負担の大きさを理由に一蹴され、「検討する」との約束もありませんでした。人口の減少や高齢化という地方が直面する構造的な課題に真正面から取り組み、「元気で豊かな地方を創生する」という国の方針に対して、本町も例外なく取り組んでいかななくてはならないと反省をし、無理のない物ねだりをしてはいけなと今回の質問に至った次第でございます。いろいろと反省しましたので、よく聞いてください。

反省した第1点は、無料化の対象年齢の範囲であります。現在は、学齢前の児童は無料とされていますが、これを中学校卒業まで、すなわち義務教育の期間まで対象を拡大していただくことを提案をいたします。私は、子どもさんを持つ多くの親御さんを支援し、町としても未来を担う少年少女の健全やかな成長を願い、寄り添っていくことは町民の多くの方が願っているとの声をいただいております。本町60周年を記念する本年、時あたかも地方創生のとき、まことに意義深いことと確信をして提案をいたします。

さらに、反省の第2点は、予算的措置やこの制度を発進すると、スタートすると、という意味です、継続義務が発生し、後年、財政負担が看過できないということなどを想定して、慎重に執行部での検討されることは理解をいたします。また、該当の年齢の児童生徒の医療費は、全額無料でなくても一部を支援、あるいは補助する制度の立ち上げでもよいのではないかと考えます。つまり、何もしなければ何も起こらないからであります。

田布施町は、町の宝である幼児、児童、生徒の健康を守り、国、町の未来を担う人づくりをしていくことが何より大切と考えます。しかも、地方創生は決して一過性のものであってはなりません。ぜひ、実現を図っていただきたいと念願し、未来を見据えた答弁を期待して、再提案をさせていただきます。

質問事項2は、特区による農業の構造改革を提案します。答弁は同じく長信町長にお願いいたします。

本町では、現在、約200ヘクタールの国営の圃場整備事業が展開されています。さらに100ヘクタールを追加される見込みとも伺っています。我が国では、この圃場整備事業が恐らく最後のチャンスかもしれないとも耳にいたします。その意味で、まさに本事業は本町にとって歴史的な農地整備かと、その完成を期待している次第であります。

本町の農業を取り巻く状況は、県内各地と同様に農業従事者の高齢化の傾向、担い手不足、さらに耕作放棄地が増えている状況等、課題に直面をしています。こうした中で、民間事業者との連携による農業構造改革を進めることにより、耕作放棄地の再生を図り、今、考えている農産物、食品の高い付加価値を高める農業モデル確立にも努力されているすばらしい事例も承知をいたしております。

こうしたとき、本町の農業の構造改革を進めていくため、国家戦略特区で農業特別区域の指定を受ける積極的な取り組みをしてはいかがかと思料し、提言をいたします。

私は、つい先日、兵庫県の養父市を訪問し、この国家戦略特区に農業特区指定を受けた経緯とその取り組みの数々をつぶさに説明を受け、市長を先頭に積極果敢に特区実現に取り組み、これに市民や農業委員会も協力し、市議会も特別運営委員会を設置して、農業特区の目標達成に日々努めておられる、その様子を養父市役所の主管課の主幹から説明を受け、また、市民の話も聴取させていただいて勉強してまいりました。

御承知のように、国はやる気のある自治体には支援をすると表明しています。そのやる気を養父市で接する人々から強く感じました。つけ加えますが、養父市というのは今、全国で2カ所だけ国家戦略の農業特区として指定を受けている市であります。もう1つは新潟県の新潟市であります。この2つが農業特区として、今認められています。その農業特区の取り組みを数々聞きますと、本当にす

ばらしい、私は指定だということを感じました。

町長、余談ですが、菅官房長官が山口へおいでになりました。あのとき、山口でこの話をちらっとされたことを私は聞き逃さなかったんです。自ら2日かけて行ってまいりました。これを見ますと、本当に今、地方創生には本当にいい制度だということを感じてまいりました。どういう点がいいかという今、時間がありませんので限られておりますから、また御説明させていただきますが、これを逃す手はないということ私は強く感じました。私は今、田んぼも持っておりませんし、農業はいたしておりませんが、二十の年まで我が家で1丁ばかりの田んぼを父や母を助けて一緒にやってきました。それからは東京の学校へ行ったんですが、その体験なども思い起こしながら、もう一度ふるさとへ帰ったような気持ちでこの特区の話のいろいろ聞いてまいりました。ぜひ、一つくみ上げてもらいたい、このように思って、私は力を込めて申し上げるわけであります。

何が違うのかというと、岩盤のように規制の多い農業関係であります。それは御承知のように、一番古い法律は林業法であります。それから農地法、これもいろいろ古いもんです。しかし、大事な法律であります、両方とも。その古い法律の、いろんな岩盤のような規制の中で、突破口を開いていこうとする制度がこの特区であります。安倍総理はアベノミクスという今、政策を打ち出しておられますが、そのアベノミクスの第3の矢に匹敵する、これは町の取り組みになると思いますので、ぜひ推奨させていただきたいと思っております。

質問事項の3に移ります。その前にもう少しつけ加えておきます。その養父市で強く感じたのは、地方創生は机上の空論や口先ではだめだと。また、どこかの町のコピーではだめであります。だから、私はそれをコピーしてくださいとは言ってはいけないと思って心に決めて帰りましたが、この町のオリジナルな地方創生を紡いでいかななくてはいけないと思うんです。そういうことから、今朝ほどもブランド力を高めるというような政策を言われてました。具体的にそれをやっていかなきゃいけないと思います。そうしたことから、これをぜひ取り組んでいこうじゃありませんか。もう、みんな心一つに進めていけば、できないことはないというふうに思いました。勉強の帰り道、いろいろと思いをめぐらせたわけでございます。

質問事項の3でございますが、町内企業の活力増進を支援することが大切ではという思いです。これは通告に書いておりますように、私たちちょうど当日は4人でありましたが、そして執行部からはお一人、また議会の事務局からも同行していただいて、みんなで勉強したんでありますが、山口市のセミナーパークで開催されました地方創生の取り組みの実例を研修し、大変参考になりました。この中で特に、行かれた議員の皆さんとも話し合ったんですけども、一言で言えば、まず足元、地元、町内という意味ですが、これをよく見て元気にするのが大切だねという一言で言えば感想でありました。よく私も申し上げて企業誘致を促進しようとかいろいろ言ってまいりました。そりゃ大事な政策であります、企業誘致をするということがなかなか、これはもう相手があることですし、そのときの経済情勢もあるわけですからそう簡単にはいかない。そうしますと、今ある町内の企業というのをそれぞれ元気にする方策も必要だということの特に思ったわけであります。

本町でもこのような取り組みをしていくことが大切と思いますが、町長はその辺どうお考えになりますか。いきなり固定資産税を半額にしましょうとか、そんな話をしてるんじゃないやありません。企業に助成金を出しましょうと言ってるのでもありません。企業の声を聞く、それを政策にも生かしていくという地元の企業を大事にすれば、またよそからも来てくれることにもつながろうかと思っておりますし、その道を開くというのは非常に大事なことだと思うんです。

以上の3つを町長に、私御提案なり、またいろんな所見を伺いたいと思ってお尋ねをします。

続いて、教育長にお尋ねをいたします。

町民憲章の具現化を進めようということ。今朝ほど、西本議員が携帯、スマホのことをいろいろ質問されました。大変具体的で、答弁のほうも非常によくわかりましたし、なるほどと思いました。そのときに、西本議員が再質問の中で、父兄のこのことについての認識と言いましょるか、また、思

い一つにして推進することも大事じゃないかということを言われました。私も本当にそれを強く感じたものでございます。

これは私のささやかな体験ですが、私、田布施農業高校のもう今、名前も出しますが、PTAの会長を仰せつかりまして、あわせて12年会長をさせていただきまして、その当時、高校生のオートバイ、二輪車、バイクの事故などが全国各地で規制されておりました。これを何とか防止しなければ大変なことになるというのでやりましたのが、私は父兄の皆さんに話をいたしまして、法律では16歳から免許がとれるようになっているが、親権は法律を超えていくことができる。我が子を本当に守ろうとするなら、そのことをしっかりと私たちは認識をして、そして高校に在学中、あるいは卒業の見通しがつくまでは許可しないということで、学校もやってほしいし、私たちもその腹を決めようということでしたことがありました。これをみんなで実行いたしまして、いわゆるバイクによる事故というのはなくなっただけですけども。そういうふうな背景から、今スマホとか携帯というのも、そういう気持ちでやっていけば、ただ時代の流れに遅れちゃいけないかもしれませんが、やっぱりそうした腹くくってやらんと、教育優先の町にはならんのかなかろうかという思いが強くいたしました。

そういうことを総合しまして、町民憲章であります、これができたのが私を社会教育委員にさせていただいて1年目の年でしたけれども、昭和56年の11月に町民憲章は制定をされました。考えてみると、来年で35年になるわけですが、爾来、町の社会教育課において、町の式典諸行事を始め、生涯教育推進の中で営々として今日までこの具現化を図ってこられました。非常に関わった委員の一人として、私は良かったなというふうに思います。いろいろなまだ、この35年の間に反省もあろうかと思うんですけども、例えば町民憲章の唱和とか、あるいは具現化を具体的に図っていくことなどもなされまして、当時、教育長も一緒にやらせていただいたこともあるわけですけども、この町民憲章を本当に教育優先の町として、また、人間形成の役に立つように、これを推進していく上で、ぜひ具現化がしっかりなされていかなきゃいけないなということの特に今、時代も変わりましたし、思います。

当時、企画課の所管で町内全世帯約1万3,000人の有権者のアンケートをいただきまして、それをつぶさに分析をした思い出もあるんですけども、そういう過程を経て制定された町民憲章であります、これをもう一度ここでしっかりひとつ具現化にねじを巻いていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに、長くなれば脱線に流れないとも限らないので、思いまして提案をする次第でございます。教育長の御所信を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

1回目の質問をまずこれで終わります。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、高川議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

まず第1点目は、医療費の無料化についての御提案であります。9月議会の一般質問でも18歳までの医療費の無料化について御提言をいただきましたが、子どもの医療費助成については、全国の自治体でも助成対象が拡大されているように聞いております。しかし、子どもの医療費助成が地域の財政状況などの実情によって左右されるようなことがあってはなりません。

前回も答弁いたしましたように、私自身は国が少子化対策の施策を真剣に考えるのであれば、子どもの医療費助成制度などの抜本的な対策を見直すべきだと考えております。しかし、町としても未来を担う人づくりは何よりも大切と考えており、現在、総合的な子育て支援の充実を図っております。

その1つとして、子どもの医療費軽減についても重要施策だと認識しており、現行の所得制限を設け、未就学児童までの医療費を助成する乳幼児医療制度を拡大した医療費の無料化について、今後の財政負担等も踏まえ、平成28年度予算編成に向けて検討しております。

次に、2点目は、特区による農業の構造改革の御提言であります。本町の農業構想についてのお尋ねです。

本町では、第5次田布施町総合計画及び農業振興整備計画に基づき、諸施策を展開しております。

国営圃場整備事業の実施に伴い、議員御指摘のとおり、国営事業後の新たな農業構造に対応すべき施策を円滑に展開できるように、本町の農業、農村の現状及び将来を見据えた農業構想が必要となっております。

御承知のように、本町における農業生産は、従来から水稻を中心に施設園芸や野菜を加えた複合経営であり、農作物の価格の低迷や担い手の高齢化により、生産額、生産量とも減少傾向にあります。このため、コスト縮減等による生産性の向上を図るため、担い手への農地の集積や集落営農への取り組みを推進するとともに、これまでの特産品を含め、年間を通じて出荷可能な付加価値の高い田布施の農産物のブランドづくりを推進することとしております。

具体的には、競争力のある米づくりについては、実需者のニーズを把握した品種の選択を図るとともに、栽培については、集団化や大型機械の導入などにより、省力、低コスト化を目指しております。

また、大豆、麦については、生産組織を主な対象として、地下かんがいシステムの整備された地域を中心にブロックローテーション方式の促進、省力機械の導入、生産組織間の農業機械の共同利用による生産コストの低減を図るとともに、病虫害防止等の高品質・安定栽培技術等を推進し、選粒の徹底等による品質及び収量の向上に取り組みこととしております。

その他の野菜、果樹で、とりわけイチゴ、イチジクについては県内有数の産地となっており、産地の維持、拡大と新規就農者の確保を目指しており、その他共販作物についても部会等の活動を強化し、それに基づいた栽培指導を行い、栽培技術向上を推進することとしております。

また、今年10月に策定いたしました、田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げております六次産業化に向けて、地元企業、農工高校、町観光協会等と連携し、特産品開発や農産物のブランド化に積極的に取り組むこととしております。

御提案の、農業特別区域の取り組みにつきましては、平成23年12月22日に「地域活性化総合特別区域指定」を受け、平成24年11月30日に「次世代型農業生産構造確立特区」の認定を受けています。これは、本町と光市、柳井市の2市1町を対象として、国営緊急農地再編整備事業を契機に、地域の農業生産の構造的な問題を改革し、土地利用率の向上、農業所得の増大を図り、国営事業と一体となって、温暖多日照の恵まれた地域特性を踏まえた自然エネルギーの活用、集落営農法人や女性グループといった地域資源を活用した六次産業化などを積極的に推進し、全国のモデルとなる次世代型の農業生産構造を確立しようとするものです。

町としましては、圃場整備後に農地が適正に維持でき、耕作放棄地がないようにするため、町特産のイチジクを始めとした戦略作物を奨励し、より多角的な農業経営が可能となるよう、県、JAと「南すおう地域農業再興プロジェクト」を開始し、法人の経営を安定させ、新規就農者を育成する計画を進めております。

現時点では、法人間での機械の利用調整、産地振興を目的とした栽培計画、モデル団地を形成し、そこでの先進農家栽培指導による新規就農者や法人の担い手育成などを可能とする共同出資会社の設立を視野に入れている段階ではありますが、今後も、関係団体等と連携を密にし、法人組織を中心とした担い手への農地集積や新規就農者の確保、六次産業化などを積極的に推進してまいります。

次に、第3点目の町内企業の活力増進についてのお尋ねです。

本町では、今年、地方創生事業の一つとして、田布施町地域消費喚起プレミアム付商品券の発行事業を実施いたしました。この事業は、町内の消費需要を喚起し、地域経済や町内企業の活性化を目的としており、取り扱い業者としては、町商工会会員を中心に65事業所に参加していただきました。この事業の経済効果等は、現在、集計中である消費者アンケート結果による判断とするところとなりますが、おおむね好評をいただいております。地域の活力創出への足がかりになったのではないかと考えております。

その他、地方創生事業の一つとして、サテライトオフィス等推進事業により、光ファイバー網を町内の未整備地区に計画的に敷設する事業も行っております。これにより、超高速ブロードバンドを

活用した事業経営等の促進につながるものと考えております。

そして、今年10月に策定しました田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、周南地域地場産業振興センター、町商工会等と連携し、町内企業、事業者への新商品の開発や販路拡大等への支援を行っていくこととしております。あわせて、町内でのさまざまな雇用の機会を確保することにより、企業の活力増進と地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

私のほうにつきましては以上です。

○議長（林山 健二議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

4点目は、町民憲章のさらなる具現化ということについてのお尋ねでございます。御指摘のように、町民アンケート等を介して町民の思いや願いが集約され、関係各位の御尽力によりまして、立派な田布施町民憲章が制定しておりますことは、我々後輩にとっても誇りでございます。以来、町内における各種会合や研修会等におきまして町民憲章の唱和がなされ、普及、啓発に我々も努めているところでございます。

また、まちづくりを進めていく上で、共有すべき目標となる田布施町の総合計画の冒頭に町民憲章が記されておりますが、これらの5つの憲章は、総合計画はもちろんでございますが、教育等の行政施策の基本としても反映させていただいておるところでございます。

例えば、3つ目の憲章「温かい家庭を築き、伸びゆく力を育てます」には、「老人を敬い、子どもの幸せをはかり、お互いに人格を尊重してなごやかに話し合い、深い愛情と信頼に結ばれた明るく楽しい家庭を築きます。たくましく、ひたむきに生きる親となって、健全な子どもを育てましょう」と具体的な努力目標が示されています。先ほどの課題なんかは、特にこういったものを強調して進めていけたらと思っております。例えば子どもの幸せにつながる事業一つを例に挙げても、青少年健全育成町民会議やスポ少、子ども会、また各小学校における教育支援員、または自治会の方々等多くの支援によりまして、就学時・思春期の子育て講座、放課後児童クラブ、子ども教室、自治会と子どもとのふれあい等、町民憲章を反映した事業が数多く進められておりますし、我々も進めております。

申し上げるまでもございませぬが、田布施町民憲章には、前文及び1つから5つの憲章について唱和がなされておりますが、それぞれの憲章には具体的に努力目標が先ほど申し上げましたように示されています。現在、この具体的な努力目標につきましては、ほとんど唱和がなされていないのが現状です。

町民憲章のさらなる具現化につきましては、教育課題について町民憲章の具体的な目標に照らし合わせ、事業の推進を図っていけるように、今後は工夫していきたいというふうに思っております。

また、町行政の施策策定に際しましても、町民憲章の具体的な努力目標を十分踏まえた諸事業になるよう意識して進めてまいり所存でございます。さらには、小中学校におきましては、町民憲章の周知のみならず、町民憲章の5つの具体的な努力目標が各学校の学校運営に十分反映されますように、我々も施策や事業の推進に照らし合わせながら指導や啓発を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） それでは質問事項の1から、順次お尋ねをしております。

まず1つは、本来これは国がやるべきという町長のお考えであります。9月もそうおっしゃいました。国はやってないですね、確かに。でも、いろいろちょっと考えてみますと、義務教育の間は教科書は皆無料配布にしてくれたり、いろいろしていただいておりますので、それはもう非常に感謝にたえないんですが、一方で、やはりこういう子どもの健康を守るというのはまず第一は親ですし、それを支える、また市なり町がやっぱり身近で支援するというか、そういうことは必要だと思うんです。だから言いよるんで、国でお願いしたいという話はちょっと答弁がすれ違っているから、私はちょっと申し上げるとかなきゃいけないと今思いました。

問題は、先ほど言ったように、9月のとき私は18歳までと言った、18歳というのは高校卒業するまでということですが、この高校を卒業するまでと言ったら、高校に行かない子どもさんもしらっしゃろうから、そういうことを私は懸念しまして18歳と言ったのですが、そこまで考えると確かに、現在の財政状況では無理と聞きました。私もいろいろ御説明がよくわかりましたので、今回ハードルをちょっと下げまして中学校までということと言ったんですけど、中学校まででやっているところはかなりありますよ。そこも決して財政的に裕福じゃないんだけど、やはり本当にこれは親の熱意だと思いますし、その資金を紡ぎ出すとか、資金をちゃんとしてつくり出す努力もいろいろ考えたらいいというふうには私は思うんですよ。それをしていって、本当に子どもに対する町の寄り添う姿勢というものがわかってきたら、私は多くの方のまた支援も、それこそふるさと納税の話もありましたけれども、そういった形ででも支援がしてもらえるような取り組みができるんじゃないかと。あるいは、企業のほうのいろいろ御協力もいただけるんじゃないかということも思います。いろいろ私も試算をしてみました、中学校までだったらすぐにでもできるように思うんですが、無理ですか町長。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 試算については私のほうにも資料がありまして、いろいろとやってきております。お話しされたことよくわかるし、町全体の歳出の中から、少しだけ少しだけうまくいきや何とかなるかなという思いも少ししてはきてるんですよ、突拍子もない問題さえ起きなければ。いろんな歳出部分を研究し、チェックすることによって、子どもたちの医療費の助成ぐらいいは考えていかなきゃいけないという気持ちには9月の議会、その前からもありましたので思いを持っておるんですが、今、担当の方にはその辺をしっかりと研究して、一気にその中学生までとやっていうんじゃないしに、小学校までとか、あるいは段階的にやっていく、タイミングも予算計上を3月の状況で組むわけにもいかなければちょっと時期をずらしてというような状態も含めて、対応を考えていこうという思いであります。

何とか私も子どもたちのためには、学校関係については、全てやってくれと要望があったら快く出さんにやいけんし、やらんにやいけんということでやっておりますし、本当の宝と言われたとおりでありますんで、やはり将来の田布施を担う子どもたち、20年、30年先はもうその子どもたちがこの田布施を見てくれる、その前にいろんな意味で苦労させたんじゃないか、親御さんというよりは子ども自身のこと、私は一番大事だという気持ちを持っておりますので、これからその辺はしっかりと対応して、一気に中学生卒業までということにはいかないとしても、まず段階的に何とか踏みながら、そして割も2割、1割、いろいろ段階的な計算を今しております。できるだけその辺に対応できるように、担当の方としっかりと協議して進めていきたいなという気持ちは持っております。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） それはありがとうございます。先にお礼を言っているのかどうかかわからんですけど。小学校ぐらいまでは大丈夫ですか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） すみません、いいですか。ある程度高学年になりますと、比率はやっぱり医療費関係は下がるんですよ。その辺のバランスがこう今、一生懸命計算しております。高校生ぐらいになると正直言ってほとんど、まあ中学校ぐらいになってくると、医療負担が少なく、子どもたちも健康になって、段々かからなくなるんで、今その辺の計算をしっかりとやりながら、子ども全体数がこれから将来何年間上がっていったのぐらいいになったときでも、そのぐらいいの費用予算が組めるというふうには持っていきたいし、一気にいかななくてもやっぱり小学校、それから中学校というような段階、その辺に持っていける数値がどのへんで出てくるか今、一生懸命試算させておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） どうもありがとうございます。子どもたちに代わってお礼を申し上げ

げておきます。

私この間行ったのは、安来市という市なんですけどね。そこは今、人口がものすごい減少しておるんですが、それでも市で2万9,000人だったのが、今2万5,000人です。子どもたちはたくさん子どもたちがいて、本町よりうんと多いんです。そこは中学校卒業までこの医療費の無料化を図っているんです。今年の予算、27年度の予算では4,400万円でした。これ4,400万円という多いなと思って、私も言うちゃいけんかなと思ったんですが、まあ言ったんですけど。そういうひとつ今、試算をされとるそうなので、それでこの体の健康のことですから、出たり入ったりはあるだろうと思うんですけどもね、これ一旦始めたら続けなきゃいけないというところに問題があるんですよ。だから、もういきなり小学生とか中学生までの義務教育で医療費の何割かを助成してあげようという、そういうことも考えられるんじゃないかというのが、今日の質問の3番目に入れたところですよ。ひとつ、ぜひ検討して実現してください。どうぞよろしく願い申し上げます。

2番目の、私、農業特区の話をしたしましたが、続けていいですね。この農業特区は、いろいろ前から特区の分をいただいておりますというふうなお話で、平成25年ですか、からいただいておりますというふうなお話でありましたが、国家戦略特区なんですよ、これ。だから、その光や柳井や田布施でいただいております特区もそりゃ非常に大事なことですし、ぜひやったらいいと思いますが、特にそれで六次産業とか農産物のブランド品をつくるんだということになると、私も一つ構想があるんですよ。今ここで言うことじゃないと思います。とすれば、国家戦略特区というのを目指して始めることはできませんか。

今、9つの地域がいろんな分野の特区を目指して申請をしようとしています。そのうちで指定があったのは2つです。先ほど言いましたように新潟市と養父市の2つですね。これはもう養父市の市役所行きますと、玄関に大きなポスターが張ってありますよ、特区の指定を受けたって。官房長官と市長さんと何人かが一緒に記念撮影をした広報も出ておりましたけど。それはね、いろいろなメリットがあるんです。例えば、申し上げると、金融の信用保証とかね、こういうのが受けられるようになる。農家へ今までなかったです、あれは商工業しかないんですよ。それが受けられる。それから農家になるためには、3反なければ農家にはならなかった。これが1反でなることができる。農業法人が主体になったら、その役員の構成というのも特区で特別なものなんです。いろんな点で幸せると思います。こういうものをぜひ実現をしていただきたいと思ひまして申し上げたんですが、検討してみるという考えはありませんか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど御答弁申し上げたのは、今の国営圃場整備に関わる特区がついてたんです。まだ機能してないということで。一部その電力自然エネルギーの関係がその特区の中に入って、やろうかというような話があったりして、これはこれとして国営圃場整備の推進に関わっている特区事業ですから、そちらに向けてやっていかなきゃいけない。省水力とか太陽光とかというのを今も研究して進んでおります。

今、高川議員さん言われた政府のそういう特区の関係は、私どもも本当、喉から手が出るくらいほしい気持ちであります。それはなぜかと言いますと、この全体の農業はTPPの関係でいろんなJAさんとのあれがあったりして、前へ進む状況が厳しいなという部分も一部あるんです。それも交渉してやろうと。山口県農協が一本化されるとか、そういう状況を見てきたときに、今後農業関係を将来的に一段大きく、二段大きくしていくには、県に一本になった場合に、この地域全体の南すおう地域の農業をどうしていくかという考えを今からもう私どもは考えていかなきゃいけないという気持ちでおります。

そういった中に、そういう国の特区が認定いただければ、これに越したことはないし、ただ、その手続の仕方等もこれから勉強して考えていかなきゃいけない。今、先般の山口での菅官房長官の話も私はちゃんと聞いておりましたので、将来これから田布施の農業に対してはいい方法がとれるのかな

という気持ちを持ちながら、そねえに真剣に、もうすぐという気持ちじゃなしに、将来にはというくらいの気持ちで聞いておったんですが、確かに言われるとおりです。うちも今やってる状況の中で言うたら、もちろんこの田布施だけの特区じゃなしに、南すおう地域の緊急農地再編事業の中の特区として取り組めば、ここら一帯の農業が一本化できてすばらしいものになるなという気持ちも私も少しありますんで、これからしっかりちょっと研究させてください。それでまた御相談申し上げます。どういう方法が一番さっといけるかということ。いろんな関わりを持ってやらないと、私はいつも思うんですが、自分が国営を誘致するときに、あのときにここだけだったんです、全国で。それはもう制度も違いました関係で、まずあきらめちゃった部分があったんですが、どういうわけかここだけぽつとひっかかったということで、それは我々が要望したことをちゃんと認めてくれたなという気があったので、農地をいかにこれから200%活用というような表現をしながら、100%じゃない、200%活用するんですからとか、瀬戸内海のこの地域の温暖な気候というのは農業に一番適しているし、安定しとる農業生産できるというのをいろんなことをつくってつくって行って、後は結果待ちだなというぐらいのときにたまたまここはいいよということで、まずだめだろうと。コンクリートから人へと言われる時代にそねえなことを言うたら、まずやってもらえん。お金を全部つぶされるぞという気があったんですが、たまたまうまいタイミングでのった。それはやっぱりそれまでの努力がやっぱり実ったなという自負がありますので。今度、仮に特区ということになると、それをどこまで詰めて行って、言うだけだったならそれはえかったかだめじゃったというんじゃない。やるからには、特区にかかるだけの資料集めと内容と、こういうことをやるから国も認めてくださいよというのを持って行かないと、やりますやります、今圃場整備やってます、国営やってますからやりますじゃなしに、問題はその特区は何ぞやというのをちゃんと見せたい。ありがたいことに、この近辺は本当、国営を受けた状況の中での状況をまだ皆全てわかりますんで、今からちょっと担当、あるいはこの近辺の推進関係者と十分協議しながら、のっていけるものにはのって、それには農協まで一本化になってしまう時代に、地域を守る農業関係というのは、特にこういうものをやらなきゃ、特区としてやってくれなきゃ守っていけないのだというぐらいの表現を加えられることができる、決して国も認めてくれるのかなという、そこに持っていくまでの資料づくりをひとつ今からやっていきます。考えてみます。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 高川議員。

○議員（9番 高川 喜彦議員） 時間もなくなりましたので、質問事項の3については、ぜひこれも考えていきましょう。農業だけじゃない、この面もしっかりひとつお考えいただいて、先ほどからいろいろ御説明いただきましたが、これから進めようという光ファイバーなんかというのは、よそで皆やってるんです、もう。ここだけが遅れたんです。だから、それは追いつくのも追いつかなきゃいけません、どうぞこれも積極的に取り組むという姿勢でやっていきましょう。これも今日は、経済課へえらい御負担をかけるようですが、ここでひとつよろしくお願いします。

それから、質問の4であります、教育長いろいろありがとうございました。確かに目標が全部あるんですからね、それを一つ一つ具現化して、あれを唱えたらええのかということそうじゃないんですから、よろしく願い申し上げます。

じゃ、以上で質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、高川喜彦議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 次に、國永美恵子議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 通告に従い、お尋ねをいたします。

1問目に、税申告の控除等についてお尋ねをいたします。

税申告は、正しく行わなければなりません。しかしながら、見落としがあったり、控除についての理解が不十分であると、そもそもが正しく申告することにならないと考えます。次の質問の2でも同

じことが言えると思います。

年が明けますと確定申告の受付が始まります。

そこで、所得控除の一つである寡婦（夫）控除についてお尋ねをいたします。

寡婦（夫）控除を受けることによって、税負担が軽減されます。この控除によって住民税が非課税となれば、65歳以上の人の介護保険料の軽減にもつながります。また、住民税非課税世帯であれば、臨時福祉給付金の対象となります。

本町の申告の手引きに、寡婦（夫）控除の該当について4項目示されております。男性も対象となる場合があります。この4つが理解されていれば、正しく申告できると考えます。寡婦（夫）控除は、適切に行われておりますか。

次に、保育料算定についてであります。寡婦（夫）の場合には保育料軽減につながります。非婚の親世帯の場合には、税の寡婦（夫）対象にはなりません。同じひとり親世帯でも、税をもとに保育料算定を行うと、結婚歴の有無で単位格差を生じてきます。保育料算定の際には、みなし寡婦（夫）適用を行っている自治体がありますが、本町ではみなし寡婦（夫）適用で保育料軽減ができますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） すみません。それでは、お答え申し上げます。

寡婦（夫）控除は適切に行われているかというお尋ねですが、税は、納税者が自主的に所得や控除を申告し、納税する申告納税制度をとっています。この制度が正しく運営されるためには、納税者の税制に対する理解が必要であることは申すまでもありません。

本町としては、町民税の申告が必要な方には、「申告の手引き」、そして「申告書」を送付し、所得や控除の申告をしていただいております。申告相談を受けるときには、寡婦（夫）控除に該当するか否かを聞き取るように努めております。

ただ、この制度の周知は、「申告の手引き」が主な手段となっており、よりわかりやすくするために、今後は、「申告の手引き」を補足する文書を検討してまいります。

次に、保育料の算定基準については、基本的に町民税額により決められているため、みなし寡婦（夫）は保育料の算定基準に該当しておりません。

しかし、町民税額が一定以下の場合、町民税額に加え、ひとり親であるかどうかも保育料の算定基準となっております。このため、この算定基準に該当する場合においては対応できると考えております。以上であります。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） いただきたいお答えをちゃんと答えていただいていると思いますが、今まで、例えば寡婦（夫）控除がきちんととられていなかった場合、もし、この次の申告の際にそれを指摘することができたら、住民税は5年間遡ってかえることができるんじゃないですか。もしそうであれば、この次の申告のときの職員の適切な対応というのも大事になってくると思いますが、いかがでしょうか。

その文書をちゃんと、補足の文書を出すとおっしゃったのは、大変これはいいことだと思うんですけども、その都度都度の対応として、申告に来られた方に職員の適切なアドバイス、これほどいいものはないと思いますので、そこも大事にしていきたいということ。

もう1点、保育料のことですけれども、みなしができるということで大変安心を、対応ができるということで安心をいたしました。それは何か明記してありますか。別にないけれども、その他いろいろところで町長が認めるものというのがございますけど、そこでの対応でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 川添町民福祉課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 保育料の件について、お答えします。

基本的な税額が基準になっておるか、町長が答弁したとおりですけれども、一定の年収以下とか、町民税以下でございますけれども、これは、ひとり親という規定がありますので、この規定であれば、既婚であろうが未婚であろうが、ひとり親ということで、そういったものは左右されてませんので、それで適用されます。

で、DVなんかで、結婚されてても半強制的に言いますひとり親という状態があるかと思えますけれども、こういった場合は、議員さんが言われたように、特に認めたいという形で聞き取り調査をして証明ができれば、そういう対応ができますということでございます。

○議長（林山 健二議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 5年間遡れるかちゅうことでございますが、更正の請求というのがありまして、所得税については平成23年分までについては遡って更正の請求をすることができます。

で、町民税につきましては5年間、5年前までにそういう事実があるのであれば、更生することが可能でございます。以上です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） わかりました。とてもきちんと対応していただけるということがわかりましたので、もし控除になっていないのでしたら、寡婦（夫）控除を取られていないような場合でしたら、ぜひアドバイスをされて、5年遡ってくるということも知らせてくださるといいなと思います。

2問目に移ります。2問目も、税申告の控除についてでございます。

特に、障害者控除についてお尋ねをいたします。

所得税や住民税を申告する際の控除の一つに、障害者控除があります。身体障害者手帳などがなくても介護保険の要介護認定者が障害者控除の対象となる場合があります。要介護認定者が控除を受けるには、町が発行する障害者控除対象者認定書が必要になります。この認定書の交付申請はどのくらいありますか。

申請されたのは全てが対象になるとも限りませんが、該当件数は何件ありますか。

国保税や介護保険料の納付証明が事前に送付されるように、対象者認定書も必要となる対象者に、事前に証明書を発行することはできないでしょうか。

私は、そもそも、この認定書交付で税の障害者控除がとれることを知らない住民もあると考えますが、町長は住民に対する周知が十分とお考えでしょうか。

本町の税務課が出しております町県民税の「申告の手引き」にあります障害者控除の1から3だけでは、要介護認定が障害者控除の対象になるということがわかりにくいと思います。わかりやすく記すべきではないかとお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

申告の控除についてですが、身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上の高齢者の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして認定を受けられている場合には、障害者控除の対象となります。

この認定を受けるには、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の町民の方で、一定の要件を満たす場合には、申請により確定申告時に必要となる認定書を発行することとなります。

まず1点目に、認定書の交付申請件数と該当件数についてのお尋ねですが、平成25年度の申請件数は5件で、該当は5件、同様に平成26年度の申請件数は1件で、該当は1件となっております。

次に2点目に、事前に認定書を発行できないかというお尋ねであります。所得税法施行令の規定により、身体障害者に準ずる者等として、認定を受けている方が障害者控除の対象者とされています。

したがって、障害者控除の適用を受けようとする場合には、まず申請をしていただき、要介護認定の状況等に応じて障害者に準ずると判断した場合に、認定書を発行することとなっております。

また、前年に認定を受けた方であっても、申請者の状態の変化に応じて、その都度、認定を行う必要があることから、事前に認定書を発行することは困難であると考えております。

次に3点目として、制度の周知は十分か、手引きに分かりやすい記載が必要ではないかとお尋ねであります。

議員御指摘のように、この制度の周知については、現在、町広報誌及び「申告の手引き」での情報提供が主な手段となっております。今後は、皆様にわかりやすい内容に改めるとともに、町民税の申告書を送付する際には、障害者控除についてお知らせする文書などを同封し、制度の十分な周知について取り組んでまいりたいと思います。以上であります。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 今後も、こういう周知を図っていただけるということで、一つは安心をいたしました。

事前に送付できないか、申請がなければできないということでございますが、岩国市の場合なんです、このように書いてあります。「この認定書は障害の事由が変更しない限り複数年使用することができますので大切に保管して頂くようお願いいたします（毎年の申請は必要ありません）。」というふうに書いてあります。そうしますと、よほど軽くなった、重くなった場合は当然適用するわけですが、軽くなったとか何かあれば、それはまたこれから外れるということになるんでしょうけれども、一度発行すると何年か使える。こういうのであれば、書いてありますように毎年申請しなくていいわけです。ですから、今御答弁にありましたように、毎年発行しなくてもいいんじゃないかと、必ずそうしなければならぬというものではないんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 中田健康保険課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 保険証を出しておるのは、健康保険課でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今言われた岩国市の事例もありますけども、要介護認定者を障害者控除として認定する場合、国の明確な基準が示されていないということで、市町村、各自治体において対応がまちまちのようであります。

私は、平生とか柳井市には聞いたんですが、事前には出していないというような状況でございました。田布施町も現在は、事前に出していない。申請に基づいて、そのときの状況で判断をして認定書を出しているような状況でございますので、今言われたような事例もございますので、今後、今ある町の認定基準要領があるんですけども、それに基づいて認定というのをやっておりますけども、よその市町も参考にさせていただいて、ちょっと検討してみたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） できれば、何度も申請をしなくてもいいようになれば、もっと住民サービスにつながるかと思っておりますけども、確かにおっしゃいますように、介護で、介護度が変わることとはあり得ることですので、ですけど、年をとりますとなかなか、軽くなるというのは難しいんです。かなり重い状態から軽くなって、歩けるようになるというのは余り形としてはないんじゃないかなと思っておりますので、その辺の考慮もされて、一度申請すれば、変わらない限りは何年も使えるというようなことになると、私はよりいいかなと思っておりますので。

それから、先ほど、介護の、要介護になったときにそういうものも知らせるという答弁があったと思っておりますけども、その中で私もそれはいいことだなと思うんです。先ほど紹介しましたのは、岩国市のホームページでございまして、かなり詳しく内容も書いてある。いろいろ見てみますと、どういふところの基準というのも書いてある町もあるんです。田布施町でそこまでののも難しいのかもしれないんですけど、一定程度の基準が示されていると皆さんはよりわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。

で、ホームページは、年をとりますとなかなか見る人と見ない人というのが、結構ここで分かれて

くるかと。見る人はいろんなところでネットを利用したりとかいろいろなさっていると思うんですけど、見ない方は見ないというような状況が生まれてくるんじゃないかと。そういう中で、先ほど答弁がありましたように、要介護認定、こういう人たちに、受けた人に、私は一番わかりやすいんじゃないかと。要介護認定を受けた人にも入れる、あるいは介護度が変更になって重くなった人にも出す、こういう方法が対象者にとっては一番わかりやすいんじゃないかなというふうに思っているんですが。

それと、この手引きも非常にわかりにくいんです、書いてあることが。この障害者控除のところ、最初に言いましたように、これが障害者、介護保険の要介護認定を受けた人が障害者につながるというのは、ちょっとこれだけを読んだんでは理解できないと思います。事前にそういう知識があれば、これを読んだだけでわかるかもしれませんが。ですから、寡婦（夫）のところも詳しいことをおっしゃった、ここも同じように、ここにも書いていただくのが、あるいは税務課の対応できちんと知らせて、申告に来ました人に教える、教えるというか、そういうものもありますよというのを言っていただく、これも大事なことではないかなと思います。

いろんな文書を町が出しましても、字も小さいんですけれども、読みにくいのと理解しにくいというのが、一つにはあろうかと思えますので、その対応もあわせてお願いできたらと思います。

それで今、そういうきちんとした対応はしていただけるかどうかというのは、確認をさせていただきます。

○議長（林山 健二議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 今一応、検討しておるのは、寡婦（夫）控除につきましては、これ文書だけなんで非常にわかりにくいと思いますので、フローチャートで寡婦（夫）に該当しないかどうかというような形のものを今考えております。フローチャートで寡婦（夫）に該当するかしらないかというのをわかるような形で示した図を補足する文書という形で出そうと思います。

で、障害者控除についての、先ほどの65歳以上の方で障害の程度が障害に準ずるものとして市町村の認定を受けている方などという形で出しておりますけど、これももう少し詳しいものを別に発行するよう考えていますので、お約束をいたします。以上です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） よくわかりました。寡婦（夫）かどうかというのを確認するというのはちょっと微妙なところがあろうかとは思いますが、それも聞き方次第ですんなり、余りこだわらずにすつといくと聞きやすいんじゃないかなというふうに、私は思います。

これで、次の質問に移ります。

3番目に、保健・検診の充実についてお尋ねをいたします。

人間ドックの利用者負担が2割から3割に上がり、利用者数が減少するのではないかと心配しておりましたが、2割負担であった平成24年度が157人であり、平成25年度より3割負担になりましたが、昨年26年度は177人という数字になっており、少々安堵いたしました。

で、本町の人間ドックは、可能な医療機関は、周東総合病院と光市立大和病院の2つの医療機関となっております。住民の方から、受診できる医療機関を増やせないかという声がございますが、お隣の柳井市や平生町を見ますと3つの医療機関が対象となっております。

人間ドックが受診できる医療機関を増やすことはできないかお尋ねいたします。

もう1点は、脳ドックについてであります。

県内には、脳ドックを行っている自治体があります。人間ドックでは治療を行うことで良くなるという前提があるのに対し、脳ドックは必ずそうではないということや、悪性腫瘍は進行が早く、年1回受けてもその間に発症するという問題点も言われております。しかしながら、医学も日々進歩しており、脳疾患の早期発見、早期治療も大切と考えます。問題点も受けとめつつ、脳疾患の早期発見等を考慮し、脳ドックを検討されてはいかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

検診の充実についてですが、まず1点目として、国民健康保険の保健事業として実施しております外来人間ドック助成事業について、受託医療機関を増やせないかというお尋ねであります。

この制度は、現在、国保の被保険者を対象として、かかった利用料金のうち7割分を町が補助するもので、周東総合病院と光市立大和総合病院の2つの医療機関で実施しているものであります。利用者数は年々増加傾向にあり、平成26年度の実績では177人の方が利用されておりますが、このうち約7割の方が周東総合病院を利用されております。

受診できる医療機関を増やせないかのお尋ねですが、以前、平生クリニックにお願いしたところ、そのときは手いっぱい状況であり、お断りを受けたことがあると聞いております。

このたび再度お願いしたところ、4月から9月までは民間企業者の検診があるが、空きがあれば受け入れても可能との返事をいただいております。

したがって、麻郷、麻里府地域の方の利便性が良くなると思いますので、来年度から新たに平生クリニックで受診できるように協議をする予定としております。

次に2点目は、脳ドックを検討してはいかがかとの提案であります。

議員御指摘のとおり、県内の自治体でも実施している市町がありますし、脳疾患の早期発見のため有効な検査であると認識しておりますので、来年度からの実施に向けて検討させていただきます。

医療機関に問い合わせたところ、周東総合病院と平生クリニックで実施可能だと返事をいただいておりますので、人間ドックと同様に町が費用の7割を補助する方向で協議を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 受診できる医療機関が増えるということで、良かったなと思っております。

もう一つ、田布施からですと、徳山中央病院とか岩国のほうに通院していらっしゃる方があります。そういう方の中には、周南であったり、岩国であったり、そういうところで受けられないかという声もごございます。

午前中、柳井医療圏とおっしゃったかな、そういう中からすると、その圏域を出ての検診というのが難しいのかなと思いましたが、今度県で一本化になったときに、そうすると、本当、そうすると、どこで診察を受けてもいいんじゃないか、検診を受けてもいいんじゃないかということもちょっと思ったんですけれども、この医療圏といいますか、周南とか岩国とかへ、この検診を広げるといことは、受診機関を広げるといことは無理なんでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 中田課長。

○健康保険課長（中田 正美君） さっき申し上げましたのは、柳井保健医療圏というのは、県が医療計画をつくる上で8ブロックの生活圏に分けて、田布施は柳井医療圏に入っているということになるんですけども。基本的にその柳井医療圏でほとんどの人は、8割ぐらいの方は済むようになっている。それよりさらに高度な医療となると、徳山中央とか岩国医療センターというような高度な医療にかかるということになります。ただ、今言われた人間ドックの場合、確かにそういったところにかかりたいという方もいらっしゃると思いますので、まずは病院のほうにも可能かどうかということも聞いてみたいので、ちょっとそのあたりを検討させていただきたいと思います。

先ほど答弁で申し上げましたように、平生クリニックさんについては来年から可能だというように返事をいただいております。これについては来年度から実施していきたいというふうに思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 脳ドックも来年からやっていただけるといことでございます。やるとなると、どういう形でおやりになりますか、ということをお聞きしたいと思っております。

いますので、形としてはどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 中田課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 今、外来人間ドックをやられておりますけども、希望される方は追加で婦人科検診として、子宮がん検診とか乳がん検診、マンモグラフィーとか追加で、3割負担で希望される方はできるようになっておりますので、人間ドックとは別に、そういうのを希望される方もそうなんですけど、脳ドックも3割負担で、自己負担は3割負担をお願いをしてみようということで進めてみたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 確認をさせていただきますが、追加でもできるし、単独脳ドックというのもできるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（林山 健二議員） 中田課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 一応、今言われた両方でということですが、平生クリニックさんと周東病院さんに協議をする予定にしております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 私は、追加だけだとちょっと負担が大き過ぎるかなと思ったんです。それでも、両方やりますと、ちょっと二、三万円ぐらいいるんじゃないかなと思ったんです。そうすると、今年は人間ドックをやったから、ちょっと脳ドックは来年にしようとか、そういう負担のことを思うと一遍にやらないという選択肢もあっていいんじゃないかなと思ったんで、一緒にもできるし、単独でもできるという方法であれば、私はこれが一番いいと思います。

で、脳ドックだけでも、特定健診とか一般検診、こういうものとあわせれば、かなりいろんなことがカバーできるんじゃないかなと思います。

当然、人間ドックも必要な方もあるし、おやりになりたい方もどんどん利用されるといいなと思いますけれども、いろんな意味で一つでも検診項目が増えると、さらにいろんなものがカバーできていいかなというふうに思います。そういうことでしたら、自己負担にも配慮があつていいかなと思います。

で、今朝のニュースなんですけれども、厚生労働省が公表した2014年の「国民健康・栄養調査」を発表したんです。その中に、いろいろ食事のこともあるんですけども、歯が20本未満の人や、習慣的に喫煙している人、健康診断を受けていない人も所得が低い世帯の方が多いというふうに書いてあるんです。そうしますと、なるべくなら自己負担が少ないほうがみんな受けやすいかなというふうに考えますが、この負担を人間ドック、脳ドックもそうですけど、この負担を前の2割に戻せませんか。

○議長（林山 健二議員） 中田課長。

○健康保険課長（中田 正美君） 24年度に2割から3割にしたというふうに聞いております。その理由は、基本的に人間ドックとか、この検診もだいたい3割負担、自己負担は3割というようなところが多いというので、そういうようにしたというふうに聞いておりますけども、ちょっとすぐの見直しというのはちょっと難しいと思います。

先ほど國永議員がおっしゃったように、特定健康診査のほうは自己負担が大変安く、69歳までの方は1,000円、70歳から74歳までの方は500円で1万円相当の検診を受けることができるということで、やはりそちらのほうを受診してもらうことも大事ですし、人間ドックのほうも内容がちょっと充実しているということもありますし、さっき言われましたとおり、両方受けたら自己負担が2万円近くなりますので、単独でもできるようにしたら、脳ドックだけでしたら6,500円ぐらいですか、6,500円ぐらいで自己負担でできますので、両方選べるようにして、人間ドックのほうもさっき受診率が出ましたけども、特定健診の受診率に外来人間ドックの受診者数も入れることができるんです。ですから、受診率が人間ドックが増えますと、特定健診の受診率も上がりますので、

すぐにはちょっと難しいかと思いますが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） わかりました。

いろいろ難しい、難しいとはおっしゃるんですけども、子どもの医療費だって9月議会からちょっと進歩しておりますし、いろんなところで町長にまた考えていただけるんじゃないかなと思って、その辺は期待をしておきたいなと思います。

確かに、難しいです。いろんなものを一遍に受けるっていうのは。高齢者の国民年金だけだったら、こういうものに行きたいけれども2万円もっていうことは大変負担になるんです。そういうことにもぜひぜひ御配慮いただけたらと思います。

で、脳ドックもそうです。人間ドックと脳ドックは一緒にやらなくても単独でできるということで、集団検診もそうなんです。集団検診よりは個別のほうがいいという方もいらっしゃるんで、そういうことにも十分配慮していただきたいと思ひまして、この質問を終わります。

4番目に移ります。今度は、教育長にでございます。

学校の消防設備について。公立小中学校の校舎の損傷や、劣化を市町村が定期的に調べる点検について、全国40市町村が694校で実施していなかったこと。消防点検の状況は20府県の3,000校余りで消火設備の劣化や一部の自動火災報知器が動かないなどの問題が見つかったのに、修繕や交換をしていないケースがあったということが会計検査院の調べでわかったと新聞記事にございました。

消防設備の不具合は、子どもたちの生命に関わる事態にもつながります。教育長はいろんなところに配慮をし、目配りをしてらっしゃるので田布施町ではそういうことはないかと思いますが、本町の小中学校の消防設備等に不具合はないかお尋ねをいたします。点検などは行われておりますか、これもあわせてお尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

それでは、4点目の小中学校の消防設備の状況につきましてお答えをいたします。

校舎、体育館等の特定防火対象物では、防災設備の定期点検が建築基準法により義務づけられておりまして、法で定める建物の所有者、管理者が有資格者に点検させて報告することとなっております。

点検内容は機器の点検、例えば自動火災報知器の設備、誘導灯、それから排煙設備等が主なものでございますが、6カ月に1回以上、総合点検は1年に1回以上行い、所有者に報告するとともに、3年に1回、点検結果の報告を所轄消防署に行うこととなっております。

本町では、小中学校の消防点検を、毎年8月と2月の年2回の点検を専門業者に委託しておりまして、委託業者より各学校、教育委員会への報告と、光地区消防組合東消防署へも毎年報告を行っております。

本年も8月に消防点検を行い、10月に報告が上がってきておりますが、麻郷小学校を除いた各小中学校で経年劣化による消防設備機器の不具合な部分がありまして、補修取り替えを本年度も行う予定にしております。概要を簡単に申し上げますと、使用は現在できますけど、動作とか感度がやや不良だというのが、麻郷小学校を除く学校で1件から3件ございます。

そして、使用が不可能ではないかといわれるのが城南小学校で2件、田布施中学校で1件あります。

主には自動火災報知器設備、誘導灯の不具合などが挙がっておりますので、これは毎年ですけど早急に対応する予定としております。

また、このたびは金額の大きなものとしまして、田布施中学校、田布施西小学校の総合警報盤、大きな配電盤がありますが、総合警報盤の一部不具合がございまして、金額等から、予算等から考えて来年度に補修を行うというふうに予定をしております。

今後も、学校の安心安全のもと、設備及び消防機器や消防設備の不良箇所が出てくれば直ちに更新

していくこととしております。以上でございます。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 8月にとおっしゃたんですけれども、8月から、今から取り替えるみたいなお話だったんですけど、それ大丈夫なんですか。その期間放っておいて。

それと、もう1点は、配電盤とおっしゃった、これも金額が高いからとおっしゃったんですけど、これも放置していても大丈夫なんですか。もし、大丈夫といえほどのぐらいの程度放置しても大丈夫なんでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 本城課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） 教育長も申しましたように、不良であるが使用は可能といった形のものほとんどであります。

で、田布施中学校と城南小学校なんですけど、これは動作してないということで、すぐ取り替える準備はしていますが、取り替えられていない状態でございます。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 配電盤は高額だとおっしゃったんで、どのくらいもつんですかということなんでしたんですけど、このままずっと1年も2年も使えるものなのか、もうこのぐらいの期限なのよ、本当は今にでも取り替えたいのよということなのか、ちょっとその辺の状況をお尋ねしたいなど。今、ここで言われた、その、準備はしているとおっしゃった。で、準備しているんだったら何で早くできないのかなという単純な素朴な疑問でございます。

○議長（林山 健二議員） 本城課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） まず、総合警報盤の件ですが、これは受水槽の減水警報のランプとブザーといった形があるんですけど、水がいっぱいたまっても、このブザー、要するに動作不良ということで鳴りっぱなし。で、差し向けは消防、消火に差し支えないといった形のものでございます。それと、予算の関係がありまして、それで、今すぐできていないという状況です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 準備はしているがというのは、予算の関係ということですか。予算が付けばすぐやりますよということなんですか。

○議長（林山 健二議員） 本城課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） 12月補正のほうで準備をしているということです。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） わかりました。余り良くないところもあるということもわかりましたし、やはりいろいろ事情はあるでしょうけれども、早い対応が必要かなというふうに思います。すぐおやりになるとは思いますが、これで終わります。

○議長（林山 健二議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） ここで、暫時休憩とします。

午後3時08分休憩

午後3時20分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩を取り消し、本会議を再開いたします。

次に、清神清議員。

○議員（4番 清神 清議員） 通告に従いまして、3件ほど質問いたします。質問方式は、最初は一括質問、一括答弁。2回目より一問一答方式でお願いいたします。1件目、2件目は長信町長より御答弁をお願いします。最後の質問は、教育長の答弁をお願いいたします。

まず1件目ですが、電動車椅子に地域ナンバーの導入を、と題して再び質問いたします。

超高齢化社会に突入しておりますけれども、高齢者が手軽に乗れる電動車椅子を利用して外出される方を町内でも最近よく見かけるようになりました。電動車椅子は免許は不要で、歩行者と同じ扱いとなっております。重大な事故も発生しかねない状況にあります。

なお、電動車椅子は1回のフル充電で約30キロ近くも走れるものもありまして、高齢者が買い物などで遠距離を利用される方も町でよく見かけるようになり、これまた年々増加しておるような気がいたします。

現在、歩道が整備されていないところもあり、また歩道があっても非常に狭いところもあります。車にとっては危険そのものがございます。特に、西田布施地区の長田付近の金光様のすぐ隣は、歩道があっても自転車1台が通れるか通れないぐらいの狭さでありまして、電動車椅子は通れないので車道を通っているような状況にあります。さらにそこはカーブもあり、下り坂でもありまして、いつ事故が起きてもおかしくありません。これから先、高齢化がますます進み、さらには高齢者の痴呆も進み、電動車椅子で徘徊されますと、とんでもない遠くまで行かれる場合もあると聞いております。その場合、家族が捜しても見つからないこともあるのではないかと思います。

万が一の事故に備えて、田布施町で早急に地域ナンバー制度を導入し、取り組み、事故防止に向けた対策を早急に取り組む必要があると思います。

昨年の12月議会で、電動車椅子にナンバープレート導入を、と質問いたしました。町長の答弁は「一定のメリットがあると考え。警察とも協議しながら安全対策の方法を検討してまいりたい」とのことでした。あれからちょうど1年が経過いたしました。町内での電動車椅子の利用者がさらに増加しているのではないかと思います。

交通事故に遭ってから対策するのではなく、早急に取り組んでいただきたいと思いますが、警察との協議はされておりますか。また、その後の進捗状況はどうなっているのかをお尋ねいたします。

2件目ですが、田布施川の河川敷の舗装はということで、これも再質問になるかと思います。

田布施町では、春になりますと田布施川の桜並木が一斉に開花し、多くの観光客やさくらマラソンの参加者でにぎわい、田布施の名所として定着をしております。現在、さくら保存会の方々が毎月ボランティアで桜並木の土手の草刈りや桜の木の剪定、さらには消毒、肥料を堰まで実施しております。今の美観が保たれているといっても言い過ぎではないかと思います。毎月の奉仕活動においても、遊歩道の整備やぬかるみの解消対策の要望が、さくら保存会の中でも多く出ております。また、この部分にはスロープがないために、手刈りしかできません。大型機械のハンマーモアだとかトラクターにつけるフレールモア等の搬入が困難な状況でありまして、また一度入れたらぬかるみで機械が埋まり込んで作業も容易にできない状態のところもあります。

昨年の3月議会で河川敷にカラー舗装をして遊歩道の整備ができないかとの回答に町長は、「美観だけでなく、住民の健康増進にも大きな効果があり、大きな事業効果が期待できる。県に事業の要望をする」とのことでした。さらにスロープの新設も要望しましたがけれども、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

最後に、3本目の質問になりますが、これは教育長のほうによろしく申し上げます。

学校での動物飼育をということで質問いたします。

約2週間前の11月の27日の「NHKおはよう日本」で金沢市立長坂台小学校での動物との触れ合いについて放映されておりました。

最近、小学校での小動物の飼育ができなくなったり、廃止されており、動物と触れ合うことの大切さという内容でございました。動物を通じて生きる喜びや難しさとか、死に対してのはかなさを学んでもらえばいいと、元PTA会長らがボランティアでウサギの飼育小屋をつくり、ウサギの飼育を始められたという光景を報道しておりました。

動物と触れ合うことで、さまざまな体験をしながら、子どもたちは成長していくものです。毎日の水やり、餌やり、ふんの清掃や健康状態を観察しながら世話をすることで、動物を通じて貴重な体験

を子どもたちは学びます。中でも、子どもが生まれたらなおさら観察力が強まることとっております。

しかし、時代の流れや環境の変化、そして高病原性、いわゆる鳥インフルエンザの発生で、直ちに家庭内で飼育している鳥が感染することはないのに、小鳥たちまでが殺傷処分され、犠牲になりました。

そこで、田布施町内の小学校、今4校ありますけれども、現在動物を飼育している学校は幾つありますか。そして、どのような、何の動物を飼育しているのかをお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、清神議員さんの御質問にお答えします。

まず、第1点目は、議員さんから昨年12月議会で御質問がございましたシニアカー地域ナンバー導入の進捗状況につきましてお答えします。

御質問の後、先進地の取り組み把握をするため、2月25日に長府警察署管内で開催された電動カー利用者サポートシステム発足式に職員を出席させました。発足式において、地域ナンバー導入までの経緯や、実際の運用体制、シニアカーの特性等が紹介され、大変参考となりました。その後、町内におけるシニアカーの利用状況を把握するため、民生委員さんによる調査と広報での情報収集を行った結果、現在、17台の届け出がありました。

今後、制度設計について社会福祉協議会、警察署等と具体的な協議を行い、来年度において地域ナンバーの導入が図れるよう準備してまいりたいと考えております。

次に、2点目の田布施川河川敷にカラー舗装をとの御提案でございます。

私も思いは同じでありまして、田布施川の河川改修の協議の中で、県に対して要望してまいりましたが、県の回答は、昨年から検討してきたが該当するメニューがないため、遊歩道の整備は不可能との回答でございました。

また、スロープにつきましては、右岸の図書館側から関戸橋間に1カ所、平成28年度予算を盛り込んで事業着手する予定と聞いております。以上でございます。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。

それでは、3点目の小学校における小動物の飼育の状況について。

まず、町内の小学校における小動物の飼育の状況についてお答えします。

現在、多くの小学校でメダカや金魚、亀、またクワガタ等の昆虫を飼っておりますが、小動物の飼育を行っているのは東小学校で、ウサギを4羽飼育しております。

次に、小動物の飼育が学校で廃止されていくのはなぜかという御質問でございます。

小学校の、特に低学年に動物を飼ったり植物を育てたりすることは、それらが生命を持っていることや成長していることに気づき、生き物への親しみを感じるとともに、大切にしようとする心を育てるよい機会であると思います。

しかし、一方では、先ほども御紹介されましたように、動物の飼育環境の悪さを愛護協会、愛護団体が指摘したり、生き埋め事件や感染症などの記事が新聞・テレビ等マスコミに取り上げられることもしばしばございました、これまで。こうした飼育活動の意義や問題点を踏まえまして、平成10年に改訂されました学習指導要領あたりから飼育活動に対する学習指導要領内容の、指導についての留意点が、捉え方が幅広くなってきたように思っております。

ここで、愛知教育大学がこの問題について、平成元年と平成10年度に改訂されました学習指導要領並びに教科書についての考察を行っておりますので、紹介をしておきます。

生活科における動物教材の扱いに関する調査研究として、「生活科における動物教材として扱う動物は、子どもにとってより身近なもの、継続的に世話できるものの中から、適切なものを取り上げる

傾向が強まった。小動物ばかりでなく、地域で見つけた虫などの小さな生き物へ移行する傾向が読み取れる。それは、10年改訂の学習指導要領の中に、「それらの育つ場所」といった部分が挿入されたことにより、より身近な環境に目を向け、採集したものを、採集した環境を調べながら、自然に近い形で上手に飼育するといった傾向が読み取れる」と述べております。

私も、小学校における動物教材として取り扱う動物は、それらの育つ場所、言いかえれば生き物の本来育っている場所、これは自然に近い形で、それらを通して自然に近い形で生き物の変化や成長の様子に感心を持ち、生命に対する畏敬の念や親しみを持って生き物を大切にすることのできる教育を進めることを、私個人としても願っております。

そうした面から、清神議員さんにお力添えをいただきながら進めておりますたぶせキッズ教室等の体験学習はまさに自然な形で生き物と触れ合う理想的な教育実践であるというふうに思っておりますし、大変感謝しているところでございます。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） まず、1件目の電動車椅子の件でございますが、町内で17台の電動車椅子が現在あるということでありまして、さらに今年度それに取り組むという御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ、お願いなんですけれども、田布施町だけではなくて、この近隣の平生町、柳井市、上関もしくは光市、それらと連携をして取り組んでいただきたいということのお願いをしたいと思います。と申しますのは、前回、長府市であったときに、柳井の方々も電動車椅子の説明会を聞きに来ておられました。ぜひこれはやりたいということをおっしゃっていただきましたので、連携をして、まず田布施がお手本を示して、さらには周りも巻き込んで、この管内といいますと、柳井警察署になりますので、わかりやすく言えば柳井の警察署管内の市町村を対象にして、一緒にやっていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御指摘のように、警察との協議がありますし、柳井警察署でお話をしながら、あるいはそれぞれ福祉協議会と連携をとってやりますんで、近隣の市町とできれば、共同体で一体で前へスタートできれば、そのほうがより一層この地域のそういう利用される方に、便利かなという思いがしますので、担当課が行ってそういうように話して、協議の中に一緒に加われるかどうかをしっかりと話してみたいというふうに思います。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） ありがとうございます。ぜひ、周りの柳井管内の市町とも連携をとって進めていただきたいというふうに思います。

それから、高齢者がますます増え、また電動車椅子というのは意外と利用される期間が3年とか5年とか短いんです。これ小まめなメンテナンスをしないと、Aさんが使っていたのは、もう亡くなってそのまま置いてあるから、またCさんという、いつの間にか移っている可能性があるんです。ですから、小まめなメンテナンス、それをしないと、「事故に遭うた。Aさんと思うたらCさんじゃった。」ということになりかねませんので、その辺の小まめなフォローもぜひお願いしたいと思っております。

それから、高齢者になると、車の運転ができなくなり、家に閉じこもっているのが、ぼけ防止といいますが、痴呆になりやすいということでどんどん外に出られておりますが、一昨日のニュースで、山口県警で、山口県内の交通事故死亡者が57人というふうに、昨年よりも2人増えております。さらには、その中で高齢者は37人ということで半数以上の6割の方が65歳以上の高齢者だというふうについておりまして、さらには昨年よりも11人も多く亡くなられるというようなことをニュースでやっておりました。

これから先、ますます高齢化社会になってまいりまして、今後運転のできない方が電動車椅子に移

行されると思いますので、今から早めな対策をして万全な対策をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、2件目の質問の再質問をさせていただきますが、先ほど、該当するメニューがないからカラー舗装が難しいんだということを言われました。確かに、そりゃメニューというのは上手につかわなければなかなかできないと思うのですが、特にあそこには、どういいますか、中央南を盛り土したということで、その河川敷のちょうど平らなところが非常に、どういいますか、ゼミのようなのが湧いてきて、歩くのも歩けないような状況になっております。場所でいいますと、坪田さんというお宅があるんですけど、その反対側の辺なんかは、ちょうど石段があつて、ちょうど広場があるんですが、そこなんかはもう長靴が埋まり込んで草を刈るのもできないような状態にあるんです。

で、もしそのカラー舗装ができないのであれば、排水の工事といひますか、その辺をやつていただかないと、せつかくのあそこの川べりの平地が歩けないような状態になっておりますので、その辺のこともお願ひしたいと思うのですが、これはできますか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 清神さんの今言われたことを、この前、多分10月の中旬じゃったと思うんですけど、県の土木の方に実際に来てもらつて、現地を見てもらつて、ここに環境排水なり、砂利をひいていただけないでしょうかというお願ひはしました。で、今平らになっているところが高水敷と申しまして、——高い水に敷地という字を書くんですが、一応、その今平たいところ、高水敷ですが、それはやっぱり、大雨が降つたときに、やっぱり水が上にかかってくるので、もしも砂利をひいたときには砂利が流れていって、その維持管理を誰が行うのかということになりまして、やっぱり河川課としてはちょっとそういうものは、そういう構造物、砂利をひくとか環境排水とかというのはちょっとできません。

ということで、どうしても、私もお願ひしましたし、吉井県議さんにもお話がいつて、吉井県議さんも県庁の河川課長に言つて、わざわざ会つて一応お願ひはしておりますが、どうしてもちょっと河川課のほうでは対応できないという御返事でございます。

○議長（林山 健二議員） 清神清議員。

○議員（4番 清神 清議員） 毎月、あそこの河川敷の草刈りとかその整備をさくら保存会の方々と一緒にやつておりますが、なにせ「じるい」という山口弁でしょうが、じるくて入れない状態なんです。もう県がやらんのがじゃつたら、いつそのこと私がウンボを持ってつてやつちやろうかと思うとるぐらいなんですけど、個人が勝手にやることはいけませんか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 河川法つていう法律がございますんで、河川内の行為になりますので、行為の届けをしないと、行為の届けを出してもちょっと許可はおりないということになるろうかと思ひます。

大変、さくら保存会の方ですごく丁寧に草刈りをしてもらつていますし、桜の幹を見ても非常にすごく健康的な、ものすごくいい色をしていますので、そこら辺は県の方も十分御理解はしていただいておりますが、どうしてもちょっとそういうことはできませんので申しわけございませんという御返事でございます。

○議長（林山 健二議員） 清神清議員。

○議員（4番 清神 清議員） どうしてもだめなら、今度草刈りに一緒に県の方に行つてもらいたいという要望でも出さなきゃいけないかなと思つているような状況でございますが、いずれにしても田布施川の桜並木というのは、本当にその桜まつりのときなんかたくさんの方が来られて、またそこで花見をされる方がいらつしゃいます。でも、そのじるいところでは誰もブルーシートをひいてできませんので、田んぼの田植えをする上で花見をやれというような、そういう状況になっておりますので、また何度も私もいろんな方にお願ひしながら、どうにかそこをきれいに歩けるような方向にして

いきたいなという気持ちだけは変わっておりません。

それから、最後の小学校に小動物をといるところなんです、先ほど教育長のほうから答弁がございました。私も、質問するからには各小学校を全部回ってきました。確かに今、小動物を飼っているのは東の小学校のウサギが4羽というふうに言われましたが、事務員さんは5羽いるというふうに言われています。多分、穴の中にもぐっておるからわからんのじゃろ。（「4羽です」と呼ぶ者あり）

（笑声）それはいいですが。私が聞いたのは5羽いるというふうに聞いたんですが。それで、城南にも行って見ました。そうしますと、城南小学校にはちゃんとした小鳥小屋があります。さらにはウサギ小屋もあります。でも、いろいろ聞いてみますと、例の鳥インフルエンザで、それから鳥は全部だめになった。たしか平成14年ぐらいだったと思いますが。その後、いったん殺処分してしまったら、なかなか父兄も新たに飼おうという声が出なかったということをおっしゃられました。

さらには、学校の先生方が3年ぐらい、長くて5年ぐらいでころころ代わられますので、特に世話をするのが夏休み、冬休み、学校に出てやるのが大変だということで、中には父兄がやったりしておったんですが、最終的には学校の先生の手にかかるというようなことで、そんなことはやっておられんというのも一つの理由だそうです。

ということで、せめて私、城南小学校、小屋もあるんです。その辺でウサギかセキセイインコか何かを飼育できるようにできないかというふうに思っております。

特に、あすこは今、奥原先生という教頭先生がいらっしゃるんですが、大の動物好きです。そういう先生がいらっしゃるんで、ぜひ声をかけていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今御紹介いたしましたように、何も小動物を飼っちゃいけないと文部省は言ってるわけじゃありませんが、先ほど言われたように、加えて、国がそういった先ほど申されるようないろんな状況で幅を広げたということで、今言われたことも含めてだんだん小動物については飼わなくなったちゅうのが現状です。

御存じのように、城南小学校には皆ありますが、学校のほうがまたもう一度ちゅうことがあればと思いますけど、私は本来、「鳥かごの教え」という、御存じの方もあるかと思いますが、やっぱり1,000キロ飛ぶ鳥をこのぐらいの中に入れるのは、これは人間の目線でしか考えてないと思います。ウサギさんにしても、数キロ走っております。そういうことを考えれば、やっぱり以前は人間中心でしたけど、動物のことを考えてやれば、せつかく議員さんがいろいろな目の前で生きる、それぞれ世界で生きている動物だと思いますから、学校にそういう意見がありましたよということはお伝えしておきますが、私のほうからどうでも飼えよということは余り言う気持ちはありません。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 最近そういう形がだんだんと浸透しているということと、さらには動物アレルギーという形で、触ると何ていいますか、発疹ができたり、そういう方もいらっしゃるということでウサギを触るのに手袋をやってウサギを触るようなそんな時代になってしまったということと、餌を、昔は農家の方が多かったんですが、団地だとか新興住宅に住まわれている方は草一つもないというようなこともあるので、これもだんだん難しくなっているのは時代の流れかなという気もいたしておりますけど、せめて東の小学校だけは、今4年生が当番を決めてやってるそうなんです。4年生だったらウサギの世話ができるし、ウサギと触れ合うことができるから4年生は大変喜んでるということも先生のほうから聞いております。

さらに、実は子どものときに動物が触れ合えなくなった大人が最近ではだんだんとカフェ的なもので、猫カフェというのを皆さんよく聞かれると思うんですが、猫カフェ、それから鳥カフェ、さらにいろいろ調べたんですよ、メダカカフェと、そしてさらにびっくりしたのは蛇を飼っている、爬虫類、蛇カフェというのがあるということをお聞きしました。もう蛇を見ただけで食欲がなくなる方もいらっしゃるんですけども、蛇とかそういう爬虫類が非常にかわいいということで、そういうのも結構繁盛

しているということ。特に、外国人の方が8割を占めているということも聞きましたので、動物と触れ合えることがいかに大切かというのを、全くゼロではなくて、少しでも子どものときから触れ合っていくのがいいのではないかなという私の気持ちでございます。

せめて、東の小学校だけはちょっと続けさせていただきたいということのお願いをして、非常に短い質問ではありますが、これで一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、清神清議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

日程第6. 議案第56号

日程第7. 議案第57号

日程第8. 議案第58号

日程第9. 議案第59号

日程第10. 議案第60号

日程第11. 議案第61号

日程第12. 議案第62号

日程第13. 議案第63号

日程第14. 議案第64号

日程第15. 議案第65号

○議長（林山 健二議員） 日程第6、議案第56号平成27年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてから、日程第15、議案第65号田布施町基本計画の策定についてまでの10件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提出いたしました10議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、議案第56号は、田布施町一般会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出それぞれ6,284万円を追加し、予算総額を57億5,203万6,000円とするものであります。

それでは、補正の主な内容を説明いたします。

まず、歳入であります。国庫支出金は、障害者自立支援事業に係る介護・訓練等給付費や保育所運営費の増額補正等であります。

県支出金につきましては、保育所運営費のほか、乳幼児医療給付や農地中間管理事業の見込みにより増額補正としております。

財産収入は、県道平生港田布施線の改良工事に伴う、県からの土地建物売払収入を追加計上しております。

諸収入の増額は、後期高齢者医療の療養給付費負担金に係る広域連合からの過年度精算額等を計上したものであります。

次に歳出ですが、各費目におきまして、現時点における異動等による職員人件費の補正を行っております。特別職と一般職を合わせまして1,240万2,000円の減額としております。

各費目のうち、まず総務費につきましては、合併60周年記念式典や庁舎問題等検討資料の作成、また選挙投票管理システムの改修に係る委託料等による増額補正であります。

民生費は、障害者自立支援に係る各事業費の見込みによる増額や前年度精算による返還金の追加計上、その他、法人保育園委託料の事業費見込み等による増額補正であります。

教育費の増額につきましては、埋蔵文化財発掘調査や図書館のシステム改修事業のほか、職員人件費の補正等によるものであります。

公債費の減額は、9月補正で前年度繰越金による余剰金の一部を繰上償還金として計上しておりましたが、12月補正予算における財源調整のため減額補正とさせていただきます。その他の費目につきましては、事業費見込みによる所用の補正であります。

議案第57号から第60号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第57号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。内容は、職員人件費に係る所用の補正であります。

議案第58号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。内容は、前年度繰越金の計上と職員人件費に係る所用の補正であります。

議案第59号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。職員人件費のほか、認定調査等に係る事務費を補正しております。

議案第60号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。内容は、職員人件費の補正のほか、前年度繰越金の計上と、それに伴う広域連合納付金の増額であります。

次に議案第61号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例であります。

番号法では、個人情報保護の観点から、マイナンバーの利用可能な事務を限定するとともに、各事務ごとに国、都道府県及び市町村等の中で提供可能な特定個人情報を定めております。本案は、平成28年1月から、番号法で、社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーの利用が開始されることに伴い、庁内における特定個人情報の利用に関する条例を定めるものであります。

議案第62号は、田布施町税条例等の一部を改正する条例であります。

主な改正点は、地方税の徴収猶予制度について、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ確かな納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなど、地方税法の改正が行われました。

その際、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など、一定の事項について各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたところでございます。

今回の改正では、「換価の猶予に係る申請期限」、「分割納付をする場合の規定の整備」、「資産・収入等を明らかにする資料の提出」及び「担保を徴する基準」の4点について定めるものであります。

また、マイナンバーの利用開始に伴い、番号法に規定する法人番号について、町民税の申告書の規定や軽自動車税の減免申請の規定等に法人番号の記載欄を追加するものでございます。

議案第63号は、田布施町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

本案は、番号法の定める事務において、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請時に、申請者等がマイナンバーを提示することにより、そのマイナンバーを利用し、特定個人情報を効率的に授受することで、その理由を証明すべき書類の添付を省略することができる旨の改正であり、こうした改正により住民の負担軽減が図られるものでございます。

次に議案第64号及び議案第65号は、田布施町基本構想の変更及び基本計画の策定について、地方自治法並びに田布施町総合計画策定条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

第5次田布施町総合計画は、平成23年3月に、平成23年度から10年間の基本構想及び平成23年度から5カ年間の前期基本計画として策定したものでございます。

まず、議案第64号、田布施町基本構想の変更につきましては、昨年10月に策定いたしました「田布施町人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図ろうとするものであります。

主な変更点は、第1章の基本理念と、第2章の基本目標に、「人口ビジョン」、「総合戦略」に関

連する事項を盛り込み、第3章の目標人口については、「人口ビジョン」による将来人口の予測や目標人口を改めるとともに、新たに第4章として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の規定を追加するものであります。

次に、議案第65号は、基本計画の策定についてであります。

先に申し上げましたように、現在の基本計画は、平成23年度から平成27年度までの前期計画として策定したもので、今回、この5年間の評価を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる新たな施策を盛り込み、平成28年度から平成32年度の後期計画として策定しようとするものであります。

基本計画の内容については、基本構想で定めた町の将来像と6つの目標に沿って、各項目ごとに現況と課題、基本方針及び主な施策を定めたものであります。

私といたしましては、総合計画に掲げる「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現のために、町民の皆様や町内企業の関係者の御協力をいただきながら、努力してまいりたいと考えております。

以上、本日御提案申し上げました議案10件について、その概要を説明しましたが、詳細につきましては御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第56号、質疑はありませんか。國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） まず、9ページ。町長の提案理由のところでもやられました土地建物売却。面積などの詳細説明を求めます。

それから、13ページの委託料のところ、結構増額になっておりますけど、何か特段ございますか。それをお願いしたいのと、それから31ページの共済費ですね、職員の。共済費のところ、800万円から減額。減額になっているから、で、全般に見ましたときに、増額のもあるんですけども、一つ一つそこが減ってきてこの額になっていきます。何か特別な事由があつてこういうことになっているのか、別に普段と変わらないけどこういうことになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） まず、9ページの歳入の分でございます。

町長のほうから提案説明でもおっしゃいましたが、平生港田布施線の麻郷の今、公民館のあたりから立ち退き工事をずっとやっておりますが、消防機庫と旧ユタカの工場跡地が県道拡幅にかかります関係で、その買収を県の予算の関係で27年度中に用地買収として対応したいということで説明がございましたので、一応公共事業でございますので、御協力しているということでございます。

また、資料のほうはまた各委員会のほうにはお配りをしたいと思います。基本的には3分団の消防機庫を面積で申し上げますと109.79平米買収。その経費が約207万円ぐらいで、それと機庫が当然付随してまいりますので、立ち退きの関係でその機庫を撤去して、また擁壁、フェンスとかそういった建物の補償費ということで279万円程度、今県のほうから説明を受けております。

それと、もう1個、隣接します麻郷の駐在所にかけてずっと県道の拡幅でかかるわけでございますが、この買収面積が198.68平米、そういうことで県のほうから指示を受けております。で、買収の確定金額が375万5,000円ということで買収金額を予定しております。

それとあわせて、これもフェンスとか立ち木とかございまして、補償費の関係が230万円ぐらいでございます。ですから、それを全部合わせますと1,200万円をちょっと超える土地、建物の補償費になるわけでございますが、28年度分に実際に土地や建物を壊したり、工作物がなくなつてから補償費が払われるというものもございまして、この1,037万1,000円のほかに182万1,000円ほどはまだ撤去なり工事が済んでから来年度予算で収入を受けるということで予定をい

たしております。

それと、13ページの委託料の関係でございますが、60周年の関係の委託料でございますが、そこに企画総務費などで整理いたしておりますが、主に60周年の関係のものを整理をさせていただいておりますが、委託料が大きく伸びておりますが、報償費とか需用費とか、あと減額になったところもございまして、実際予定しておりました記念式典の関係で中学校を利用させていただいたということもございまして、御来賓の方がたくさん来ていただきましたので、土足で入っていただけるようにということで、本館の来賓の受付の関係から体育館も全部シートをひいて、椅子を出してということで、せっかくの式でございます対応をさせていただきました。そういう関係の会場の式典の運営経費、椅子のレンタル、看板作成、そのほかにDVDをお渡しをしたわけでございますが、職員でやらせようということで当初やっておったんですが、なかなかやはりあの大きな会場でございますし、映りが、ああいう会場でたくさんの方にごらんいただけるというレベルの映像まで、町のほう持っておりますものでは対応できませんでしたので、専門の業者のほうに急遽委託をして、あの大きなスクリーンをお借りをしてやらさせていただきました。その関係を合計した委託料の経費でございます。

そして、共済費の関係でございますが、標準報酬の関係で、共済制度が大きく変わるわけでございますが、今やっております報酬の算定のシステムから、今度共済制度が移行します標準報酬算定のほうの方式に移行するというので、再計算をいたしまして共済費のほうが減額になるということで、共済組合のほうから連絡を受けておりますので、その辺の経費を調整として補正をさせていただいております。以上でございます。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） ですから、共済組合費、普段のところにかかるということですね。

（「そうです、はい」と呼ぶ者あり）

それと、もう1点聞き逃している。

29ページでございますが、工事請負、体育施設整備工事、この詳細説明をお願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 中村課長。

○社会教育課長（中村 俊彦君） スポーツセンターの野球審判席の撤去でございます。8月25日の台風15号によりまして倒壊いたしました。早急に、後ろのフェンスがあります、フェンスにかかっておりましたので、下に町道があります、町道に落下しそうで危なかったもんですから、もう工事は先にいたしております。それにかかった費用でございます。

あと、フェンスの補修とかですか、基礎とかもございましたんで金額がかかりますけどやらしております。

○議長（林山 健二議員） ほかにありませんか。瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 12ページの総務費の総務管理費の諸費で、ここで13番の委託料ですが、ここの庁舎問題等検討資料作成委託料86万4,000円の詳細は、どのようなことをされるのかということと、下の評価鑑定委託料、これは不動産鑑定のことですか、ちょっとそのあたりをお知らせしてほしいということと、それと先ほど答弁の中でありましたように、日陰問題が生じたというのを、これ初めて聞いたわけで、それと県道・町道の拡幅、それと建設課を下に建てるちゅうのをいつか説明を受けたと思うんです。そのような調査もこれに入ってるということでしょうか。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 東副町長。

○副町長（東 浩二君） 12ページになりますか。

諸費の関係の委託料でございますが、庁舎問題等検討作成委託料につきましては、この後、全員協議会のほうで御説明申し上げますが、県と境界の立会をいたしまして、その境界に基づく地籍図を作成したというものでございます。

で、今申し上げました日陰につきましては、いったんでき上がりましたものに追加で修正を加えな

きやいけないということでございますので若干、もう少し費用がかかるかもわかりません。これは、当初、県と4月ごろに境界立会をいたしまして、県と町の境界境をはっきりさせるために図面を作成した委託料でございます。

その下の評価鑑定委託料につきましては、その境界確認に基づきまして、評価の鑑定を周南市の榎本不動産鑑定事務所のほうにお願いをいたしましたので、その土地の鑑定費用と建物、本館4階建ての鑑定費用にかかるものでございます。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） この調査委託料はわかったんですが、今のグラウンドに建設課を建てて段差を解消するとか県道の拡幅とか、そういうものは全然委託料、そういう資料はこれから出てこんのんですか。この間、これからしっかりと検討してほしいということをちょっと聞いたんですが、どうということじゃろうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 建設課としての別館棟の建替については、第3回委員会のほうに報告いたしまして、段差解消として有効な手段であるからそれで検討を続けてほしいということがございましたので、これから基本的な設計をどういうふうにするかというのを、図面は作成いたしております。図面はできておりますが、詳細な事業費等の見積もり、またエレベーターとか身障者への配慮をどのようにしたらええかとかいうのはまだ具体的に調査を少し入って、基本的な設計をする必要がございますので、その辺の費用については出ておりません。

で、県道と町道の拡幅につきましては、現在、用地交渉を進めたいということで、入り口の道の買収とかそれに伴います町道、県道がすぐそばでございますので、それをどういうふうに改良、拡幅していくのかというのを、今、県土木とか警察、公安委員会のほうで協議をしておりますので、町のほうの考え方、また警察、県土木の考え方もございますので、その辺のほうも調節を今しているということでございますので、報告が出ましたら図面等の作成にかかろうと思っておりますが、まだ関係機関と協議を行っておりますので、まだ具体的な作業には入っておりません。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） またこうやって説明があるそうですから、よろしいですよ。

○議長（林山 健二議員） ほかにありませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 座ってよかったですか。

17ページですが、身体障害者福祉費の負担金が1,000万円から増加しているんですが、これは健常者が、例えば脳梗塞とかの発病によって健康寿命がなくなって、で、その一番下のところに自立支援何でその730万円ぐらいありますが、田布施町、高齢化が進んで健康寿命でない人が急激に予測よりも増えたというふうに理解したんでよろしいでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 川添課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） そうですね、自立支援の関係ですけれども、これ委員会のほうでも資料をお渡ししようと思っていたんですが、国も一緒なんですけど、制度が変わりまして、結局そのわからなかったのが、人口もそんなに増えてないのに、なぜこの対象者が増えたかという話なんです。自立支援の制度が24年から変わりまして、サービスを受ける前に相談をするという相談支援という業務もまた入りました。相談支援によって、サービスのメニューが決まってくるので、今まで、多分、ここ数年増えてきたという理由は、今まで該当してたけどもサービスも受けず、相談もなかって、受けられなかった方も多分いらっしゃるだろうと。そういう方を一応事業所が相談によって掘り起こしをして、相談によってはこういうサービスが受けられるんだという形で自立支援のサービスを受ける人が増えてきたということで、前年度並みに予算を基本的に組んでますんで、ここ数年増えてます。

で、これから増え続けるかというのと、予測ですけど、増え続けるというような予算でもない。だから、ある程度自立支援の医療体制が充足してというか熟してそういう制度に乗っていけば、基本的に

は人口、高齢者の方が増えればというのがありますけど、これは自立支援ですから、そういう認定を受けた障害のあるとか、そういう方なんで、認定を受けた方が対象の事業なんで、増え続けるというもんでもないかなというようなものです。

それから、先ほど言われました一番最後の返還金更生医療の関係は、これは、更生医療ですから、要するに人工心臓とかそういった形のものなんで、年度によって違います。で、これは返還金ですから事務報告を見られたらわかりますけれども、基本的にこういった事業は、例えば1,000万円ほど事業費が精算であったとした場合に、本来であれば2分の1が国ですから500万円、その4分の1で250万円という補助が成り立つんですけども、事務報告のときに出てくるのは、補助が必ず上になるんです。だから1,000万円あったら、本来なら500万円の国の補助なんですけれども、もう支給決定が600万円とかなってますから、600万円で300万円の県の補助ということで1,200万円ぐらいの決定を受けてもらってます。だから、それを返すのが今の予算です。だから、ほかにも今の自立支援の関係もありますし、更生医療もありますし、返還金がここへずっと上がってますけど補装具についてもそうです。だから、資金不足を起こしたら当然事業はできませんから、見込みを余分に立てて、国もそれに対して補助をもらってますから、前年度にかなりの補助額が、余分な補助額でもらってます。精算はそれより少ない。というのがこの返還金の制度です。

○議長（林山 健二議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第57号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第58号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第59号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第60号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第61号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第62号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第63号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第64号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第65号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号から議案第65号までの10件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

日程第16. 陳情第6号

日程第17. 陳情第7号

○議長（林山 健二議員） 日程第16、陳情第6号場外舟券発売場の誘致中止を求める陳情書及び日程第17、陳情第7号田布施町庁舎について現在地に新築を要望する陳情書を議題とします。

陳情第6号、陳情第7号は、お手元に配付の陳情文書のとおり、総務文教委員会に付託します。

○議長（林山 健二議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(ベル)

午後4時23分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 山 健 二

署名議員 松田 規久夫

署名議員 清 神 清

議事日程(第2号)

平成27年12月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
各常任委員会の調査報告
- 日程第3 議案第56号
平成27年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第57号
平成27年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第58号
平成27年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第59号
平成27年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第7 議案第60号
平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第8 議案第61号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(委員長報告)
- 日程第9 議案第62号
田布施町税条例等の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第10 議案第63号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第11 議案第64号
田布施町基本構想の変更について(委員長報告)
- 日程第12 議案第65号
田布施町基本計画の策定について(委員長報告)
- 日程第13 陳情第6号
場外舟券発売場の誘致中止を求める陳情書(委員長報告)
- 日程第14 議案第66号
監査委員の選任について
- 日程第15 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第16 閉会中の継続審査(付託事件)について(総務文教委員会)
- 日程第17 閉会中の継続審査(付託事件)について(経済厚生委員会)

- 日程第 1 8 閉会中の継続調査（特定事件）について（総務文教委員会）
日程第 1 9 閉会中の継続調査（特定事件）について（経済厚生委員会）
日程第 2 0 閉会中の継続調査（特定事件）について（議会広報広聴調査委員会）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
各常任委員会の調査報告
日程第 3 議案第 5 6 号
平成 2 7 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について（委員長報告）
日程第 4 議案第 5 7 号
平成 2 7 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
日程第 5 議案第 5 8 号
平成 2 7 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
（委員長報告）
日程第 6 議案第 5 9 号
平成 2 7 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
日程第 7 議案第 6 0 号
平成 2 7 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
（委員長報告）
日程第 8 議案第 6 1 号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（委員長報告）
日程第 9 議案第 6 2 号
田布施町税条例等の一部を改正する条例（委員長報告）
日程第 1 0 議案第 6 3 号
田布施町介護保険条例の一部を改正する条例（委員長報告）
日程第 1 1 議案第 6 4 号
田布施町基本構想の変更について（委員長報告）
日程第 1 2 議案第 6 5 号
田布施町基本計画の策定について（委員長報告）
日程第 1 3 陳情第 6 号
場外舟券発売場の誘致中止を求める陳情書（委員長報告）
日程第 1 4 議案第 6 6 号
監査委員の選任について
日程第 1 5 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
日程第 1 6 閉会中の継続審査（付託事件）について（総務文教委員会）
日程第 1 7 閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）
日程第 1 8 閉会中の継続調査（特定事件）について（総務文教委員会）
日程第 1 9 閉会中の継続調査（特定事件）について（経済厚生委員会）

出席議員（13名）

1番	國永美恵子議員	2番	藤山 巖議員
3番	松田規久夫議員	4番	清神 清議員
5番	西本 篤史議員	6番	畠中 孝議員
7番	谷村 善彦議員	8番	河内 賀寿議員
9番	高川 喜彦議員	10番	木本 睦博議員
11番	瀨石 公夫議員	12番	石田 修一議員
13番	林山 健二議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	上部 能之君	書記	松原 唯行君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副町長	東 浩二君
教育長	尾崎 龍彦君	税務課長	堀川 誠君
経済課長	向山 智章君	建設課長	鳥上 清史君
建設課技幹	田中 和彦君	町民福祉課長	川添 俊樹君
町民福祉課主幹	向山 幸和君	健康保険課長	中田 正美君
会計室長	大島 克己君	学校教育課長	本城 嘉也君
社会教育課長	中村 俊彦君	給食センター所長	中村 和宏君

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（林山 健二議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（林山 健二議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、西本篤史議員、畠中孝議員を指名します。

日程第2. 諸般の報告

○議長（林山 健二議員） 日程第2、諸般の報告を行います。

常任委員会における調査の報告は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3. 議案第56号

日程第4. 議案第57号

日程第5. 議案第58号

日程第6. 議案第59号

日程第7. 議案第60号

日程第8. 議案第61号

日程第9. 議案第62号

日程第10. 議案第63号

日程第11. 議案第64号

日程第12. 議案第65号

日程第13. 陳情第6号

○議長（林山 健二議員） 日程第3、議案第56号平成27年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてから日程第13、陳情第6号場外舟券発売場の誘致中止を求める陳情書についてまで11件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） おはようございます。総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る12月10日の本会議において当委員会に付託されました議案第56号、議案第61号、議案第62号、議案第64号及び議案第65号の議案5件について12月16日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件については、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第56号、議案第61号、議案第62号、議案第64号及び議案第65号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第6号につきましては、お手元に配付の審査報告書のとおり、不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（林山 健二議員） 次に、瀬石経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（瀬石 公夫議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月10日の本会議において当委員会に付託されました議案第57号から議案第60号までの4件及び議案第63号の計5件について12月14日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件については、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第57号から議案第60号までの4件は全会一致で、議案第63号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（林山 健二議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第56号から陳情第6号までの討論はありませんか。國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 私は、議案第61号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、反対の立場から討論を行います。議案第62号、議案第63号にも関連をいたします。

この議案第61号は、マイナンバー制度に関連する議案であります。マイナンバー制度は、1人1つの特定番号で幾つもの個人情報を結びつけて活用することとなり、流出したり悪用されることは、プライバシーの侵害となります。今日、行政機関や民間企業において、個人情報の流出があることは事実でございます。マイナンバー制度においても、100%の安全はないと言われております。

まず、通知カードについては、短期間で全員に届くのが問われておりましたが、本町でも届かなかったことや受け取り拒否があったことが14日の委員会答弁でわかりました。

マイナンバー制度は、当面は、税、社会保障、災害の3つ、3分野の利用から始まるわけですが、年金は日本年金機構における個人情報流出の事件で先送りされましたが、いずれマイナンバー記入が求められます。

今後、預貯金などの利用拡大が言われております。番号は民間企業などでも利用され、行政も民間も1つの個人番号が共通利用されることは、デメリットが大きいと思います。

事故があれば、番号は変えることができるかもしれませんが、一度出てしまった情報を取り戻し、なかったことにすることはできません。大きな不安があります。

1月からの実施を延期して、制度の見直しをすべきという観点から、本議案に反対をいたすものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします、討論といたします。

○議長（林山 健二議員） 議案第61号から議案第63号までの賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認めます。ほかに討論、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） ほかに討論ありますか。國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 陳情第6号の賛成討論をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 陳情第6号の反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） はい、どうぞ。なしと認めます。

○議員（1番 國永美恵子議員） 陳情第6号場外舟券発売場の誘致中止を求める陳情書について、賛成の立場から討論を行います。

私は場外舟券発売場について、町長側から説明が行われました際に、町有地にギャンブルを誘致すべきではない旨を町長に申し上げました。今もその考えに変わりはありません。

さて、本陳情書についてであります。陳情の趣旨に私の考え方と多少の差異はありますが、場外舟券発売場の誘致中止という点につきましては同意できるものとして、本陳情の採択を求めて討論を終わります。

○議長（林山 健二議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） これで討論を終わります。

これから議案第56号平成27年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第56号、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成27年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についてから議案第60号平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてまで4件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第57号から議案第60号まで4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号田布施町税条例等の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号田布施町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号田布施町基本構想の変更についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号田布施町基本計画の策定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第6号場外舟券発売場の誘致中止を求める陳情書を採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採択します。陳情第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立少数です。したがって、陳情第6号は不採択されました。

日程第14. 議案第66号

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第14、議案第66号監査委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

- 町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました追加議案の提案理由を御説明申し上げます。
議案第66号は、監査委員の選任についてでございます。

本案は、現在委員である今井清弘氏の任期が本年12月19日をもって満了することに伴い、後任として常見京平氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

新たに委員として選任を予定しております常見氏は、矢蔵自治会にお住まいで、昭和48年4月に国税庁に入庁、平成3年7月の退庁後、同年7月に神和工業株式会社に入社され、監査役として平成27年2月に退社されております。

常見氏は、人格及び識見にすぐれ、委員として適任と考え、提案するものでございます。

よろしく審議を賜り、同意いただけるようお願い申し上げます。

- 議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。議案第66号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号監査委員の選任についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり同意されました。

日程第15. 田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

- 議長（林山 健二議員） 次に、日程第15、田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件は、来る平成28年1月31日付で任期満了となる田布施町選挙管理委員会委員及び同補充員の後任として、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員4名及び補充員4名の計8名を議会において選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員は、お手元に配付しました表のとおり、平永芳子氏、岩本宏司氏、田中雅秀氏、宗貞京子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選委員と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました平永芳子氏、岩本宏司氏、田中雅秀氏、宗貞京子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員は、お手元にお配りしました表のとおり、第一順位、三輪道代氏、第二順位、野坂功氏、第三順位、井上栄子氏、第四順位、鳥越昭次氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第一順位、三輪道代氏、第二順位、野坂功氏、第三順位、井上栄子氏、第四順位、鳥越昭次氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第16. 閉会中の継続審査（付託事件）について（総務文教委員会）

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第16、閉会中の継続審査（付託事件）について（総務文教委員会）を議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、陳情第7号田布施町庁舎について現在地に新築を要望する陳情書について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第17. 閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第17、閉会中の継続審査（付託事件）について（経済厚生委員会）を議題とします。

経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、陳情第4号最終処分場建設計画反対を求める陳情について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第18. 閉会中の継続調査（特定事件）について（総務文教委員会）

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第18、閉会中の継続調査（特定事件）について（総務文教委員会）を議題とします。

総務文教委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19. 閉会中の継続調査（特定事件）について（経済厚生委員会）

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第19、閉会中の継続調査（特定事件）について（経済厚生委員会）を議題とします。

経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20. 閉会中の継続調査（特定事件）について（議会広報広聴調査委員会）

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第20、閉会中の継続調査（特定事件）について（議会広報広聴調査委員会）を議題とします。

議会広報広聴調査委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（林山 健二議員） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。

平成27年第6回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 山 健 二

署名議員 西 本 篤 史

署名議員 畠 中 孝